

令和 8 年 第 2 回
占冠村議会定例会会議録

自 令和 8 年 3 月 5 日

至 令和8年3月12日

占冠村議会

令和8年第2回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和8年3月5日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎諸般報告
		・議長諸般報告
		◎村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	議案第11号	令和7年度占冠村一般会計補正予算（第10号）
日程第5	議案第12号	令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第6	議案第13号	令和7年度村立診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第14号	令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第15号	令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第16号	令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第5号）
日程第10	議案第17号	令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第4号）

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村	長	田中正治	副	村	長	松永英敬
総務課	長	三浦康幸	企画商工課	長	平岡	卓
農林課	長	鈴木智宏	建設課	長	岡崎	至可
住民課	長	伊藤俊幸	福祉子育て支援課	長	石坂	勝美
トマム支所	長	阿部貴裕	会計管理者	合	田	幸
総務担当主幹	野原大樹		財務担当主幹	橘		佳則
職員厚生担当主任	伊東滉起		税務担当主幹	小瀬		敏広
企画担当係長	鈴木隼		商工観光担当主幹	竹内		清孝

広報統計担当係長	大谷淳貴	地域振興対策室主幹	松永真里
農業担当主幹	杉岡裕二	林業振興室係長	坂本龍哉
建築担当主幹	嵯峨典子	環境衛生担当主幹	蠣崎純一
下水道担当主幹	中島辰男	戸籍担当主幹	細川明美
戸籍担当主幹	八木香織	国保医療担当係長	久保璃華
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	佐々木智猛
社会福祉担当係長	川口晃平	介護担当主幹	佐久間敦
子育て支援室主幹	森田梅代		
(教育委員会)			
教育係長	多田淳史	教育次長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島早苗	学校教育担当係長	渡邊舞子
(農業委員会)			
事務局係長	鈴木智宏		
(選挙管理委員会)			
書記係長	三浦康幸		
(監査委員)			
監査委員	藤本重克	監査委員	下川園子
事務局係長	高桑浩		

○出席事務局職員

事務局係長	高桑浩	係	長	田中健士郎
-------	-----	---	---	-------

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（児玉眞澄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日はよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから令和8年第2回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、細谷誠議員。

○議会運営委員長（細谷誠君） おはようございます。

議会運営委員会より御報告申し上げます。

去る2月19日及び2月25日に議会運営委員会を開催し、令和8年第2回定例会に関わる付議事件、会期及び議事日程等の審議を行うとともに一般質問について審議いたしました。

今期定例会に提出された案件は、村長提出案件として議案25件、同意案1件の計26件であります。

一般質問につきましては、通告期限までに5議員から通告があり、質問の順序は会議規則等運用例に基づき、通告順とすることといたしました。

なお、質問の要旨はあらかじめ配付したとおりであります。

これらを踏まえ、今期定例会における会期は本日3月5日から3月12日までの8日間といたします。

議事日程日割等は、あらかじめ配付したとおりであります。

なお、議案第18号、令和8年度占冠村一般会計予算から議案第25号、令和8年度占冠村公共下水道事業会計予算までの8件については、予算特別委員会に付託し、本会議休会中

に審査を行うとことといたしました。

最後に、円滑な議事運営に御協力賜りますようお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、御手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、4番、下川園子議員、5番、藤岡幸次議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長より報告のとおり、本日3月5日から3月12日までの8日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月5日から3月12日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告

を行います。

事務局長。

○事務局長（高桑浩君） お手元の審議資料の1ページをお願いいたします。

今期定例会に付議された案件は、議案第1号から同意案第1号までの26件です。

2ページをお開きください。

説明のため出席を要求したところ、通知のあったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

令和8年第1回占冠村議会臨時会以降の議員の動向は、1月21日、議員勉強会以下3ページにかけて記載のとおりです。

6ページをお開きください。

6ページから7ページは、令和7年度令和7年12月分の例月出納検査結果。

8ページから9ページは、令和7年度令和8年1月分の例月出納検査結果です。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から行政報告のための発言を求められていますので、その発言を許可します。

村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料の4ページになります。

1、報告事項であります。本日配布の資料をご覧ください。

1、報告事項。（1）ペットボトルの水平リサイクルの実施について。

令和8年2月9日に締結したペットボトルの水平リサイクルの実施に関する協定について、御報告申し上げます。

ペットボトルの水平リサイクルとは、使用済みのペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトルtoボトル」の仕組みです。資源を繰り返し利用することで、新たに石油由来原料からペットボトルを作る場合に比べて二酸化炭素を削減でき、資源循環の効率性が高まる取り組みとされています。

このたび、占冠村及び富良野市、中富良野町、南富良野町は、中富良野町にある富良野生活圏資源回収センターに集められたペットボトルの水平リサイクルを推進するため、アサヒ飲料株式会社、ジャパントック株式会社、ペトリファインテクノロジー株式会社の三者と協定を締結いたしました。

本村としましては、この協定締結を契機により一層脱炭素社会の実現と環境に配慮したむらづくりを目指してまいります。

次に、2の主な用務等でありますけれども、1月21日、令和8年第1回占冠村議会臨時会以降の行動については、5ページまで記載のとおりです。

また、入札執行はありませんでした。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで村長の行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問の通告がありますので順次発言を許可します。

初めに7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） それでは通告内容にのっとりまして、一般質問をさせていただきます。

一つ目ですが、太陽光発電メガソーラーの建設規制についてであります。

道内各地において太陽光発電施設が建設されている実態がありますが、一方で釧路市ですとか三笠市では、建設に際しての法令違反や住民と事業者とのトラブルが生じています。村内は、94 パーセントの森林が存在しており、発電施設に対する用地は少ないと思われますが、休耕農地の転用や森林を切り開いての設置も想定されないわけではありません。

道内では少なくとも 29 市町村の発電所建設を規制する条例制定があると聞いております。

また、村内の景観条例では本案件の規制を準用するには、多少無理があるのではないかと考えられますので、村長に現状での認識を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） それでは小尾議員の御質問にお答えをいたします。

太陽光発電施設の建設につきましては、再生可能エネルギーの導入促進という国の方針がある一方で、景観への影響や防災上の懸念、自然環境との調和など地域として慎重に考慮すべき課題もあると認識をしております。

北海道におきましても、道内で計画されている大規模太陽光発電の建設工事で法令違反が疑われる事案が発生している問題を重く受け止め、国に対して規制強化に向けた早期の法整備やガイドラインの作成など対策強化を求めているところであります。

こうした状況を受け国においては、メガソーラー等の課題に対応するための政策パッケージを取りまとめ、関係法令の改正などによる規制強化に動いています。

村といたしましては、国の制度改正や他自治体の先行事例を注視しながら本村の実情に応じた必要な対応について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7 番、小尾議員。

○7 番（小尾雅彦君） 一応国の方策に準じてということでもありますから、村としてのこれまで規制する立場での条例制定はないわけなんですけども、先ほどのペットボトルの再利用もそうですけど、再生エネルギーの脱炭素社会の取り組みとしては、こういう非常用の電源としてメガソーラーの太陽光発電の施設というのは、必要なものではあるとは思いますが、あくまで一般家庭での促進関係が主立っての設置でありまして、本村においてはこれまで同様に景観的な想定を準備しておく必要があるのではないのかと思うので、再度この辺の内容について、村長の認識を伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員御質問の想定した条例制定ということについての御質問かという理解をいたしました。

そういった中で、条例制定につきましては地域の実情に即した独自のルールを設けるとすることが可能となる一方で、法令との整合性や私権制限との関係、それから事業活動への影響などについても慎重な整理が必要であると認識をしております。

無秩序な開発を防ぎ、住民の安全安心や景観、環境を守る必要性は十分認識しておりますので、国、道の動向や自治体の事例なども踏まえ本村においても条例による対応が真に必要なかどうかも含めて、総合的に検討してまいりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 7 番、小尾議員。

○7 番（小尾雅彦君） それでは質問 2 の内容でございます。

教育現場における外国人の就学体制です。

先般、道新の記事だったんですけどトマム

学校の記事が全道版に掲載されていました。

村は、トマムリゾートの施設で働く外国人が多く、地域住民に占める外国人の割合が全国最高の 36.6 パーセントであります。

トマム学校では、全校児童生徒 14 人中 6 人が外国籍の現状にあります。

記事の中でも校長、教頭も教壇に立つ現状では、日本語の習熟度に応じて個別指導をする余力がなく、子供たちの学びを支援するには限界があると思われるという記載がありました。

また、夏には日本語学習歴のない外国人 2 人が転入予定でありまして、現状の学習支援体制では支障が出てくると考えられます。

つきましては以下の点について教育長に伺います。

一つ目です。教育委員会として、現状をどのように捉えているかを伺いたと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

トマム学校の現状に関しましては議員御指摘のとおり 6 人の外国籍児童生徒が在籍しております。

うち 1 名が特別課程に基づき、取り出し授業を含めた日本語指導及び教科指導が必要とされるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7 番、小尾議員。

○7 番（小尾雅彦君） 二つ目の質問で今後の対応策に関して、学校現場と教育長との協議がされていると思うんですけど、学校現場で困惑される事案が今後も続くということです。この辺の内容について伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

現状対象の児童生徒に対しましては、特別の教育課程を編成しましてその対応に当たってきております。

新年度から対象児童生徒が増加するというような予想をしておりますので、それに対応するために十分な教科指導時間が確保できるように、教員に準ずる会計年度任用職員が一部の事業を受け持つことができる体制を人材確保について、協議と合意をしているところでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7 番、小尾議員。

○7 番（小尾雅彦君） 先般トマムの学校長ともお話しする機会があったので、この辺の内容についても確認させてもらったんですけど、教育委員会としては前向きに取り組んで頂いているということで、一方的な新聞記事の内容についてはちょっと語弊があるということもお聞きしました。

私も危惧しているのは、やはり先生も大変なんですけども、学習支援員の方が通常の業務と、休日にも地域に住んでおられる方々です。休日や夜にも日本語のレクチャーをしながら対応をされているということで、支援員あつての現状の体制だということを聞かされました。

地教委としての支援についてはこれ以上人材も含めて、難しいのは分かるんですけど、現状の打開策としては確かに子供たちの学習支援をしていく中でこういうトマムの地域に訳あって住んで頂いて日本でこういう学習をするわけですから、余り過敏に対処するっていうのもやはりどうかと思うんですけど、言葉尻が通じないことには学習支援をしていくということにもならないと思いますので、夏にはまた 2 人も増えるということですから、再度この辺の状況について教育長の現状の考

えを先ほど聞いていますけども、お願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり現状学習支援員の方、また校長等が中心になりまして特別課程について実施をしてきているというところでございます。

先ほど議員がおっしゃってございました学校の時間外での支援員の方が活動しているというところに関しましては、私どもも関知するところではないんですけれど、それについては地域のボランティアの方という認識でこちらもお願いしているというか、協力をさせていただいているところです。

ですので、この方の負担がかなり大きいというのも承知しておりますので、できればなるべく学校のほうで日本語指導に力を入れられるような体制を作りたいというふうには考えておりますが、人材不足というところもございまして、今の道の制度上、教員の加配ですとかそういうところでいいますとやはり基準に満たないというところもあって、加配の措置がとられないというところで、このたびも原因になっているというところがございますので、何とか村費の中で人材を確保して外国人の人材も活用しながらこの辺の体制を整備していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦議員の一般質問を終わります。

続いて6番、小林潤議員。

○6番（小林潤君） それでは、一般質問させていただきますと思います。

まず1点目でございます。高齢化や後継者

不在農家の支援についてでございます。

令和7年度村政執行方針において、「農業においては、新規就農など農業者が様々な形態で営農を行っている一方、高齢化や後継者不在による離農も起こっています。農地をしっかりと守り、引き続き営農できる環境を作り、地域農業者との融合を図りながら、本村の農業に必要な支援を行ってまいります。」と述べられております。

そこで、まず一点です。具体的に行った地域農業との融合の支援、それからその行った支援でどのような効果があったのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員の御質問に答えをいたします。

本村の農業は、全国的な傾向と同様に農業従事者の高齢化や後継者不在による離農の進行という厳しい局面にあります。

御指摘の支援及び効果についてであります。後継者不在により離農された方の経営する農地について調整を行い、認定新規就農者あるいは、拡大志向の認定農業者へ集積し遊休農地発生を未然に防ぐことができたと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） それではただいまの答弁分かりました。

令和7年度において、農業振興新規就農等支援対策補助金が予算計上されておりましたが、新たに就農計画書を提出された方はいたのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 令和5年度に認定した青年等就農計画を最後に新たな就農計画の提出はありませんでした。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） 了解しました。

それでは、1番目、2番目をまとめて、

（3）で高齢化や後継者不在農家の支援、新規就農支援等の取り組みの検証及び今後の事業推進に対する方向性を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

本村の農業において高齢化や後継者不足は喫緊の課題であり、これまでの支援により一定の新規就農者は確保できているものの離農による空白を完全に埋めるまでには至っておりません。

これまでの取り組みを通じ、実習受託農家とのマッチングや就農後の生活基盤整備、近年の資材高騰への対応など単なる資金援助にとどまらない支援の重要性が浮き彫りとなりました。

今後は、住環境や地域コミュニティへの定着、さらに以前の議会でも議論のあった幅広い年齢層の受け入れや、多様な就農形態、第三者継承の推進なども含めて、本村農業の持続可能性を高める政策を一体的に進める必要性を再認識しております。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） それでは次、質問2に移ります。

令和8年度役場職員の採用についてでございます。

少子化に伴う18歳人口の減少に伴い、公務員試験の受験者層となる若年層の絶対数が減少しており、ここ数年、全国的に公務員試験の倍率低下が進み、特に地方公務員試験の受験者数に大きな影響を与えています。

去年は、民間企業や他の官公庁との併願が多かったため、道内の自治体では新規採用職

員の内定辞退者が続出し、村内でも辞退者が出るなど、自治体においては人材確保に苦慮しています。

本村では、令和8年度採用に向け一般行政職若干名、消防職1名、林業職1名、保育士1名、保健師1名の募集を行っているところでございます。

（1）です。去年は一部の職種で応募がなかったとの答弁がありましたが、令和8年度の採用、もし内定辞退があればその関係についても、差し障りのない範囲で伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 職員の採用についての御質問にお答えをいたします。

令和8年度採用に係る内定辞退の状況及び採用状況についてお答えをいたします。

本村においても、消防職や一般行政職について他自治体との併願状況により内定通知後の辞退が生じております。

今年度におきましては、消防職1名、一般行政職2名の内定辞退がありました。

また、林業職などの一部の職については、応募がなく、保健師については有料求人広告を通して数件応募があったものの採用には至りませんでした。その結果、令和8年度採用者は、一般行政職3名、保育士1名となっております。

なお、上川管内町村等職員採用試験では、令和6年度の申込者数232名だったのに対し、令和7年度は247名となっていることから、申込者数は増加しているものの民間企業等との競争激化や、若年人口の減少等により多くの自治体で人材確保に苦慮している現状にあります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） 今の答弁で去年は保育

士さんと保健師さんの応募がなかったと、今の答弁で保育士は今年1名採用できるような見通しだと、この間の道新で今の村長の答申でも消防職員1名は内定で決めたのだけど辞退したと。2月13日にその時点では、消防職の方が採用になっていないんで、2月20日までの締切りで募集をかけていましたけども、そのケースも含めて、消防職員は採用には至らなかったという理解でいいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 御質問の消防職につきましては、応募を3月13日まで延長してさらに応募を募っているところであります。

各種、消防の関連学校だとかそういうところに就職可能な人材がいらないかどうかとも確認しながら、何とか採用できるように努力をしているところであります。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林議員。

○6番（小林潤君） 昨年もやはり希望する職員が採用できなかったと、今年も昨年よりは、専門職の部分でいい結果が出たということは、非常にいいことだと思うんですけども、これ先ほど村長も言っていましたが、どこの自治体も職員の確保に頭を痛めているということでした。

うちの村も、昨年も募集した人が全部採用になったわけじゃありません。令和8年度の職員についても、全員が希望した職員を採用したわけではありません。多分このことは来年以降も続くと思うんですけども、今後における村の職員の人員確保に向けた方向について伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

本村における人員確保に向けた方策についてお答えをいたします。

本村では就職説明会への参加やホームペー

ジ等を活用した情報発信に努めております。

保健師等の専門職につきましては、過去において有料求人広告の活用により、応募者確保に一定の成果があったことから、今後も継続的に有料求人広告を活用し、採用強化を図ってまいります。

また、今年度においては、新たに参加したインターネットを活用した上川地域連携共創推進会議主催の職員募集イベントが、職員採用につながりました。

今後におきましても、従来の枠にとらわれることなく、様々な募集活動を行い必要な人材確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで6番小林潤議員の一般質問を終わります。

続いて1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しが出ましたので、質問させていただきます。

質問は一点でありますけども、占冠地区における集落対策の今後はということで村長は3期目をスタートした時点の所信表明において、それぞれの特性を生かした集落づくりの必要性に触れられておりまして、地域状況に応じた政策実行を着実に前に進められるものと期待していました。

私も議員活動の目標として、「地域単位・住民同士の支え合い支援」「移住・定住の促進と住宅確保の地域づくり」を掲げまして、議会の場で何度か質問させていただいております。

しかし、ご存じのとおり占冠地区の人口は減少の一途をたどり、高齢化も顕著に進んでいるのが実態です。

このままでは地域がなくなってしまうのではないかというふうに危惧しているところでもあります。

このような現状を踏まえ、次の点について具体的にどのように政策実行を進めていくのか村長のお考えをお伺いしたいと思います。

集落対策の方針ということで二度ほど集落に入って調査をしていただいております、5年前に見直しということで、調査もされたところなんです、一向にその対策がなされていないふうに思っています。

二度目の集落のところで、占冠地区は70歳以上が若手というふうに書かれておまして、5年経過した時点で、70代、80代に近い人が若手というような状況になっております。

この点を踏まえて、今後、集落対策の実行をどのようにしていくのかを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の御質問にお答えをいたします。

占冠地区の人口減少と高齢化の進行について、直近のデータを見ますと、5年前の令和2年10月末の人口は、82人で高齢化率50パーセントでありましたが、令和7年10月末には人口65人、高齢化率58.5パーセントとなりました。

私も集落対策については、村政の課題として重く受け止めておまして、3期目の公約においても、住み続けようと思える地域特性を生かした集落支援を掲げています。

本村の集落対策の基本である議員も言われておりました占冠村集落対策方針の見直しから5年が経過しております。

そういった意味では、現状の集落点検を実施し、地域の実情に応じた集落の維持、活性化につなげていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 地域の活性化ということで、現在、村長の言われる占冠地区は産業というかモノづくりの地域ということで掲げておられたと思います。木で作った食器を作る職人、これからメープルシロップを作る職人、ジビエ工房もあります、ただ皆さん中央地区に住まわれておまして、占冠に建物があり物は作られているけども、人口の増える要素が一つもない。

ましてや、二番目で掲げておりますけれども若者の定住、住宅の確保ということで、以前にもお願いして「教員住宅を改修していただけないでしょうか」「人の入れられる状況にしていけないでしょうか」ということで要望もしていましたけども、いかんせん学校も無い、子供がそこで生活できる要素がないということで若い人たちは入ってくれる状況にない環境にあります。

占冠地区の人はそのことも危惧しておりますが、その辺でこの集落対策8年度で行われるようですけども、この辺の実態と言うんでしょうか、即効性のある政策を行っていただきたいと思うのですが、その辺の考えはあるのかどうか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 集落対策につきましては、人口減少や高齢化の進行によりまして地域ごとに抱えている課題が異なっております。

こうしたことからまずは、各集落の状況を丁寧に把握することが重要であるというふうに考えております。

そのために各集落を訪問し、地域の皆様から直接お話を伺うなどの聞き取りを行うところから改めてスタートし、生活環境や地域活動の維持に関する課題の整理を進めてまいり

たいというふうに思います。

何といっても、住み続けるためには地域間交通など環境整備をしっかりと整備をする必要があると思っているところであります。

併せて人口減少の流れを直ちに反転させることは容易ではありませんが、若年層の流出を抑制し、子育て世代の定着を図ることが、将来的な人口構造の安定と地域の賑わいにつながるものと考えております。

占冠地区では、人口減少と高齢化が進行しており、地域経済やコミュニティの維持が大きな課題となっています。

こうした状況において、若者の定住は人口減少の流れに歯止めをかけるうえで重要な要素であると認識はしております。

若者の定住を進めるためには、安定した雇用の確保に加え、住宅環境が極めて重要であることから、子育て世帯の支援を拡充すべく、定住促進条例の一部を改正する条例を本議会に提出しているほか、議員言われる教員住宅の用途変更により、教員以外の方も居住することができるよう手続きを進めたいというふうに考えているところであります。

若者の定住には、仕事と住居、子育てや教育環境など、複合的な要因がありますので、即効性を期待することは難しい面がございますが、中長期的な視点で環境整備を進めていくことが、不可欠であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 住宅の確保ということで、教員住宅の用途変更を考えているということでお伺いしまして、ちょっと明るいニュースかとは思いますが、なんせ先ほど村長がおっしゃったように、7 年度 10 月に人口の高齢化が 58 パーセントにまでいって

る、本当に先がないというふうな状況にあります。

私ももう 70 代を過ぎましたし、若手と言われても、もうあちこちの痛い症状が出ている状況にありますので、皆さん本当に危機感を持って住んでおられます。コミュニケーションがいいというふうなことで、安堵されているのかと思って私は歯がゆい思いをしているのですが、そのコミュニケーションも本当に取れなくなるような状況にもあります。

即効性は期待できないという今のお答えでしたけども、解体もできない住宅もありますし、そこには 3 棟も空き状態です。

住宅の長寿命化ということであれば、解体しないで、リニューアルして人を入れる施策もできるのではないかと、前々から述べてはおりますけども、そこもそのままという感じで、空き家状態が公営住宅に何戸かあります。教員住宅だけではなく、そちらのほうも考えていただければと思いますが村長に考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 住宅問題が主流だったのかと思っておりますので、現状で占冠の公住につきましては、古い公営住宅、現実的には 1 名の方が入居されていますけども、計画においては取り壊す予定の住宅になっておりまして、今新たに開放しようとしている教員住宅は、校長住宅と四軒長屋とこれについて、何とか一般に開放できないかということで、用途変更の手続きを進めようとしております。

地域コミュニティについては、私も行政区長さんからいろいろなお話を聞く中で、昔は行政区の役割も大きくて、地域の中でコミュニティを築いて行政区の規約を見ると地域振興とか、いろんな地域の共同について大きく

たくさんの項目が行政区で掲げてやっているんだよねと、ただ今の状況で、そういったことができないから、規約の改正を検討しているというようなことで、主には相互扶助的なことを中心に、コミュニティとしてやりたい、行政区として規約を変更したいというふうに考えていらっしゃいました。

確かに議員言われるように、高齢化が進めばなかなかみんなで何かをしようとか、地域振興をしようとかっていうことは大変だと思います。そういった意味で高齢になってもそこに住み続ける条件整備、これは行政としてできますので、そういったことも考えながら、併せてやっていく事になればより住みやすくなるのかというふうに思っております。

それから全村的に見ても、これまであった単一の行政区ではもう活動が難しいという行政区がところどころに出てきております。双珠別もその一例で統合されたと。他にも、占冠も第一と市街があったり、トマムも下トマム、中トマムがあったり、そういった小さな行政区について、統合はどうだろうなということが、その行政区からもお話として伺っておりますので、そういったことを含めて、集落対策はどういった方向がいいのか等々、これから集落対策方針の見直しによって、そういった事業を進めていきたいなというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 先ほどから占冠地区的には住宅の確保は喫緊の課題で、入る住宅がなければ誰も入ってくる要素がない。今、現実に住んでいらっしゃる方は地域に根差した人たちがばかりで、どこかへ行こうか、どこかへ転居しようかという考えがあるわけではありませんで、そこで一生懸命頑張ってい

るところに若い人たちが入ってくれば、相互扶助も活性化するのではないかというふうに考えます。

なので本当に住宅確保を要望しておりましたけども、すぐできるものではないのも自覚しておりますけども、執行方針の中にも集落対策載っております。なので、現実味のある集落対策を考えていただかないとますます紙だけの集落対策になってしまう恐れがありますので、その辺はきちんとできるのかどうかを確認しまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたしますけれども、基本的には、この集落対策方針の見直しをする中で、何が有効でこれが実行可能なのかも含めてしっかり、地域の御意見も伺いながら、前へ進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで1 番、大谷元江議員の一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで、11 時5 分まで休憩します。

休憩 午前10 時55 分

再開 午前11 時05 分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に3 番、細谷誠議員。

○3 番（細谷誠君） 私のほうからは、道の駅関連の質問でございます。

これまで、何度か質問させていただいていますが、私自身も住民も明確な計画、回答が得られていないと認識しておりますので、再々再度質問させていただきたいと思っております。

大きく2 項目で1 項目の道の駅周辺整備計

画ですが、令和6年度村政執行方針において、「令和6年度に基本計画を策定し、安全性、利便性を確保するための道の駅周辺整備及び道の駅全体の利用促進方策を検討する」と述べられ、令和7年度村政執行方針では、「昨年度の調査結果をもとに検討し、各関係省庁とも協議を進める」とされています。

また、令和7年10月の決算特別委員会における、道の駅周辺整備に関わる測量設計についての質問に対し、建設課長より「国の補助金を活用するために必要な設計で内容が変わる可能性があり、補助対象の目途がたった段階で説明する」との答弁がありました。

しかし、今日に至るまで議会及び住民への説明はなく、現状の設計内容も見えない状況です。計画では、令和8年度に道の駅周辺整備に着手する予定とされていますが、このまま計画案が突然示されても、住民の十分な理解を得ることは困難と考えます。

ついては、以下の点について伺います。

まず1点目、周辺整備によりどのような効果が得られるのか、考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅の周辺整備に当たって、タイムスケジュール的にどうなっているんだということが言われたというふうに思っております。

これまで6年度以降、何とか道の駅の再整備をやりたいということで執行方針あるいは施政方針等々で述べてきたわけです。

そういった中で、現状における実態をお話ししながら、今後こういった方向性を持つのかということも含めて、御答弁をさせていただきたいと思いますが、令和6年度に実施をしました、道の駅周辺村道の交通状況や線形については、国や北海道に対して事業

内容の説明、あるいは補助金の有無などを協議するに必要な資料とするため作成をしたところであります。

周辺整備の効果ということですが、この調査結果で詳細な内容は固まってはいる、検討中ではございますけれども、利用者の安全性と利便性の向上に努めていきたいというふうに考えているところであります。

いずれにしても議員が冒頭に言われた日程的な遅れは否めない、大変自分としても遺憾に思っているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） ただいまの村長の答弁の中で効果の部分ですけども、安全性、利便性ということを書いてらっしゃいますけれども、私たちもその計画が口頭ではざっくりと聞いてはいますが、見ていないのでそれが本当に住民の方たち、それから道の駅全体の利便性につながっていくのかというところが見えづらいところがありますので、今後そこをしっかりと示していただきたいと考えております。

2点目の質問です。

先ほど村長スケジュール感の話をしてしまいましたが、令和8年度の着手に向けた現在の進捗状況、予算化の見通しについてということで、これ通告をした時に予算書が出てなかったものですから、村政執行方針も出てない段階でありましたので見させていただいて、非常にがっかりしているところでありますが、その辺も含めて、御答弁願いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 令和6年度の設計以降、各種関係機関との調整や補助メニューの調査を行っていますけれども、現状においては、前に進める見通しはたっていません。道

の駅全体計画を見据えて、今後とも調査それから調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） ただいま村長が言ったように、道の駅全体の将来設計をやっていくということで、2項目の質問のほうでお話しさせていただきたいと思えますけれども、まず、今までの村長の答弁を踏まえて、今後、議会、住民への説明をどのような形で行うのか、行わないのかその辺の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えいたします。

内部調整あるいは予算の目途がたった段階で、議会への説明、住民に対してのパブコメ等々が必要と考えています。

その後、議会や住民の御意見を反映した、詳細設計に入っていくものというふうに考えています。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） その辺は理解できますが、令和6年からの計画が議会報等にも出ておりますので、やはり気になっている方は非常に気にいらっしゃいます。

本当にぼやとした形ですので、そのスケジュールの遅れだとか、そういったことは伝えたほうがよろしいのではないかと思います。

再度伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 進捗状況について明確な方向性が示されていないということであります。

まず、令和6年度の調査は決めて調査したものではなくどういったことが有効なのかということで、周辺環境の調査をして何種類かの方法を提示されました。

その中でどれがいいのだろうという議論な

ので三通り、四通りのものを住民に示すような内容になっていません。それを内部調整あるいは国、北海道等々との接続もありますから、併せて道の駅の補助事業等々を関連付けて、大体こういった形であれば予算も獲得できますし、事業もできますねというその詰めがまだできてないものですから、そこを今、こうですと説明しづらいんです。

なので私も当然、選挙公約にも挙げるぐらいの大事な事業だと思っていますから、ただ、財政をしっかりと作ってやらないと計画倒れになっても困りますので、その点、議員言われるように十分な説明は当然これからさせていただきますし、それはやらなければならないというふうに思っています。

私も道の駅の話をした時に何とか解消したいんだということで、ザクッとしかこれまでも言ってきました。

その点は反省をしていますけども、いずれにしても、状況としてはそういうことなのでご理解頂きたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） しかしながらその遅れの経過ですとか、そういったことも住民等に説明が必要ではないかと考えます。

2項目の質問です。

道の駅の全体的な将来設計は。国土交通省は現在、道の駅の「第3ステージ」として従来型の休憩場所、観光案内、食、地域、物産、景観を活用した道の駅から防災機能、旅の発着地となるディスティネーション（目的地）、地域創生、観光を加速する拠点としての役割を推進しています。

本村の道の駅は、もともと道の駅として設計、建設された施設ではないため、利便性や地域特性を十分に生かし切れてないのが現状です。村長も過去の答弁において、昨今の道

の駅の期待や顧客ニーズの多様性については理解されているものと認識しております。

しかし、周辺整備計画が進む一方で、道の駅本体の機能強化や将来像が不明確なままではハード整備だけが先行し、将来的に利用上の不都合が生じる懸念があります。

通告ではこのようにありますが、先ほど村長の答弁もいろいろ聞きました。ただこういった将来像を描いていないとこういう募集というのは、皆さん御承知だと思いますけども本当1か月ぐらいの募集期間しかないわけで、準備ができていないとそういうものも出せないという状況にあります。そういったことも含めてお聞きしたいのですが、まず一つ目の質問です。

国の第3ステージの概念を取り入れ、地域の特性を生かした道の駅全体の将来像、ランドデザインや将来設計はあるのか伺います。

これも先ほど聞きましたけれども、再度お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

本村の道の駅は竣工から30年を経過し、施設の老朽化が見られる状況にあります。

加えて当初から道の駅として整備された建物ではないことから機能面においても一定の制約がございます。

そのような中、国土交通省が示す、道の駅第3ステージにおいては、従来の休憩施設や観光拠点という位置付けを超えて、地域経済の活性化や防災機能の強化など、地域課題の解決拠点としての役割が期待されております。

本村の道の駅におきましても、こうした方向性を踏まえ、リニューアルについて検討を進める必要があるとの考えをこれまでお伝えしてきたところです。

しかしながら道の駅の機能強化やリニューアルには、多額の財源が必要となることから、まずは国の道の駅第3ステージ応援パッケージをはじめとする各種支援制度の活用可能性について、国土交通省や北海道などの関係機関との協議を進めているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 計画を関係省庁と連携して将来像を描くということですが、私としてはもう3年も同じような質問させていただいて、はっきり言ってスピード感が足りないのではないかというふうに感じております。

次に、2点目、3点目の質問ですけども、関連しておりますので、先ほど何度も言いますが、村長の答弁にもありましたけれどもそれも含めて質問させていただきたいと思います。

2点目、3点目並行してお話したいと思いますが、まず周辺整備計画が先行している現状にあって、将来的に不都合が生じる懸念があるのではないかというのは先ほど言いましたが、安全性、利便性ということを考慮して、せっかく作ったんだけど、例えば道の駅全体像を変えていく時に、変更がきかないとか、三番目にあるような周辺整備を所管する建設課と道の駅の運営や魅力創造を所管する企画商工課との間で将来像に向けた十分なコンセンサスが取れていないままに進むとミスマッチと言うか、後悔につながる可能性があるのではないかと考えますが、この辺の建設課、それから企画商工課と今までこの道の駅関係について十分コンセンサス取れているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。
道の駅の整備につきましては、建設課と企

画商工課が連携して取り組むことが不可欠であります。これまでも横断的な連携は図られている状況だと考えております。

今後も道の駅本体の機能強化や利便性の向上との整合性を意識したうえで両課の状況について情報共有し、道の駅全体の方向性を固めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） 以前お話ししましたが、道の駅の全体像を作っていくうえで国からの手厚い補助だとか支援だとか、そういったものがありますねという話で、第3ステージもそうですけれども、重点道の駅、これ南富良野町が2年前に公園を整備したり、それから企業を誘致したり、去年は道の駅本体の内装の変更だとか、そういったことを行っています。

もう一つ、防災道の駅、これは村長も以前無停電化だとか水の貯蓄タンクの問題だとか、そういったことのハードルが高くて、そちらを解決しないと、応募には行き着かないというような話でしたけれども、この話も私が始めた頃は、防災道の駅、確か34か所ぐらいだったんですけれども、国が100か所を目指すと言ったときに、去年いきなり77か所の指定まで延びたんです。

ですから、やっぱりこの辺のスピード感というのが大切なんじゃないかと。先ほど、建設課、企画商工課のコンセンサスは取れているということでしたけれども、今後の道の駅の将来像を考えると、やはり両課だけじゃなくて、プロジェクトチームを組んで行くべきじゃないかと考えます。

他の道の駅見ますと、コンサルを入れてやっているものですから、あんまり名前を出せないですが、新しい道の駅はほとんど似たよ

うな形になってしまっています。

それだと、やはり魅力に欠けるというか、やっぱりどこに行っても同じように見えてしまうと。なので私としては、そういった今後の将来像を考えるうえで、予算のこともありますから、村のキャッチコピー、「自然体感占冠」今の道の駅もそういうふうになっていますので、例えばそういう自然を感じてもらえるような道の駅、極端に言えば今の道の駅としての器はそのままに、内装を変えるだとか、できることからやって、村長が言っているような周辺整備計画をそこに合わせていくだとか、いろいろ考え方があると思うんですが、そういったプロジェクトチームを組んでやっていくべきだと考えますけども、その辺の考えを伺って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅の事業振興に当たっては、議員言われる重点道の駅、あるいは防災機能を持った道の駅、近くにあるからできるんじゃないのっていうお話もありました。それらを含めて、全くそれらの検討をしなかったわけではなくて、検討を進める中でやはり占冠では難しいという方向が出てきております。

そういった中で、入込者に対する占冠の入り口、顔とも言える道の駅をどう機能強化させて人を呼べるものにできるかっていうことで考えていかざるを得ないなというふうに思っています。

一つ一つさっき言われたコンサルなんかも含めても、大変多額な費用がよその事例を聞いても、そういった中でなぜコンサルかというと、結局補助金にマッチした物を作るためには、自分たちでは描けないんです。国が期待する物を出すには、やっぱりコンサルなど

本当に高額な物をかけてやっている。中には、著明な建築家を使って設計をしたり、そうやって特殊性を持たしているのですが、残念ながら占冠村の財政状況で、そういった大きな投資が現状でできるかということがあります。やるためにはやはり補助金なり、有利な起債なりが効くものに持っていかなければならない。

そういった中で、担当課もいろいろと検討はしていただいたんですが、議員に責められるように、進捗状況悪いという現状になっているということで御理解を頂きたいなと思っています。

いずれにしても、今後どうするんだということはあるので、それらのやり方含めて調整をしながら、あるいは関係機関でばらすと補助金のつく事業ありますんで、一括パッケージでやろうとすると、補助金に乗れないんですけども、ばらすとその事業事業の補助金がつく可能性があるということで、そういった調整をしながら、最終的には全体像を示さないと、なかなかそれすら御理解頂けないでしょうから、本当に時間はかかると思いますが、そういった手続きをしっかりとやらないと、道内でも多くの公共事業が中止をするという事例が多く出ていますので、そういった手続き含めて、多額の費用を要するというところで計画をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

そういった意味では、当初、議員が期待していた日程に遅れていることは大変、私も政策の一つとして言ってきた者として、大変残念な思いであることは、お伝えをしていきたいなというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、細谷誠議員の一般質問を終わります。

最後になります。5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） それでは、通告順に従い4項目について質問させていただきます。

村長宛て3項目。教育長宛て1項目となっております。

まず、最初の1項目ですが外国人との共生について質問いたします。

まず、1点目として、外国人比率日本一の占冠村と大きく報道されたように、非常に多くの国籍の方々が、今、本村に住まわれているわけなんです。短期、長期いろいろあると思います。そういった中で多文化共生、当然、文化もいろいろ入ってきますので、そういった方々と我々住民との共生、これやっていかなきゃならないと、そういった共生の現状について、まず村長の認識について伺いたと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

外国人との共生についての御質問でございますが、議員が言われるとおり、令和7年1月1日現在の本村の外国人比率は36.6パーセントで全国一と報道され、全国的にも外国人比率が高い自治体として注目を集めているところであります。

本村の推移を見ますと、10年前の平成27年1月1日現在の外国人は71人、外国人比率5.8パーセント。5年前の令和2年が516人、32パーセント。そして令和7年が582人、36.6パーセントとなっております。

平成29年のクラブメッド北海道トマムの開業が外国人増加の大きな要因として考えられるところであります。

こうした状況に対する私の認識といたしましては、言葉の問題だけにとどまらず、日本、占冠村の文化、あるいは地域の違いをお互い

に理解し合った中でしっかりと共生していくことが大変重要であると考えております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 認識については、今、村長から答弁ありましたように、私も同様の感想を持っている者の一人でございます。

そこで2点目の質問になりますが、外国人が村内に住むにあたり、基本的なルールをよく分からない、また知る場所、どこで知ればいいんだとかという不安のそのまま入村されてしまっているケースも多々あるのかというような現状を踏まえて、問題点、課題点についてどのように考えられるか、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

外国人居住について、私は地域経済の維持のためにも外国人との共生は不可欠であると考えております。

外国人は地域社会の担い手として、重要な存在になっております。一方で生活環境や地域コミュニティとの関係において、いくつかの課題があると認識を持っております。

まずは、言葉の壁であります行政手続や医療機関の受診、防災情報の理解など日常生活に直結する情報が十分に伝わらない場合があります、誤解や不安の要因になることがあります。

また、ごみ出しのルールなど生活習慣や文化の違いに起因する地域との相互理解なども課題として捉えています。

それから、教育現場におきましても日本語学習支援について、北海道にも相談しておりますが、教員の配置基準等により配置が難しい状況であります。

現在の取り組みとしては、外国人向けのごみ分別方法講習会や、公益社団法人北海道国

際交流協力総合センターと連携した、北海道外国人相談センター移動相談会を開催しているほか、北海道外国人相談センターのチラシを窓口に備え付け、在留資格、労働問題、健康保険、年金、税金、運転免許、教育、結婚、離婚など生活の困り事について、相談センターにおつなぎをする体制を整えているところです。

また、占冠村公民館、公益社団法人北海道国際交流協力センターと連携して、占冠カルチャー交流でスリランカ文化を楽しむという、イベントを開催しましたが、こういった取り組みから、様々なつながりが生まれることを期待しているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今の点について再質となりますが、様々な問題、課題があり、言葉に始まり、防災また教育、結婚、離婚と様々な問題点がある中で、まず生活始めて一番先に困るのが、住まわれる主婦の方、女性の方だったり、単身者も同様かと思うんですが、今、村長答弁の中にもありましたが、ごみ出し問題とか、本村においてはごみのアプリとかいろいろ先進的に取り組まれているものもあり、ただたどり着けない人がいて、何だかよく分からないということが起きているというところが一つあると思うんです。

そこで私がいま一つ考えるのは、まず強制ではないんだけど、住んでいただく方にはまず行政区、自治会、主に占冠村の場合は行政区という組織で動いていますけれども、そこに入会をある程度お勧めすることが地域住民の方と一緒にコミュニケーション取れる、言葉は最初分からなくても、いろんなツールがあり、だんだん住む間には馴染みができたと、お子さんなんかについては学校の中で少

しずつでも共生は進んでいくかと思うんだけど、親御さんに至ってはなかなかそういう環境がなくて、自分の職場ではぎりぎり、でもその職場の中に日本語を使わなくても通用してしまうと、そのままずるずるいってしまってなかなか地域の方と馴染めなかったりと、だからちょっと馴染んでこれどうなんだろうと聞くだけでも、言葉でなくてもごみはこういうアプリが村にあるんだよっていう、見せてあげるだけでも、こういうものがあるんですかと、これで見ればいいんだねというように、いろいろつながっていくと思うんです。

ですから、やはり住民課、建設課で住宅に入りたいなどという相談を受けた、そういった窓口でまず行政区に入られて住まわれることが、いろいろ相談するうえでも、やっぱり行政サイドって限界がありますから、昼間の時間帯は行政の窓口は行けるんだけど、夕方もあるば早朝もあり、生活していれば様々な問題が起きてくる。夫婦げんかの問題もあるでしょう、いろいろあると思います。そういった中ではやっぱり一緒に住んでいる近所の方々とどれだけ連携とれるかというのが大きな問題になってきますので、まずそこを推進していくことが必要かと、一つの策としては。

また、そういった住民課、建設課直接の仕事ではないけれども、防災についてはこういうアプリがあって、ここで見れば見に行けますよ、アプリ使えなかったらこういうところに聞くんですよ。そういうのは、ある程度発信はされているんだろうけども、なかなかやっぱり漏れてしまうケースが多々あるかと。そういう中でやっぱり住民課、建設課っていうところが私の場合は、他もあるかもしれませんが、今私の頭に浮かぶのはその辺が一番

接点の窓口かと。もっともっと増やしていただいていいんですよ。

そういった窓口でどんどん、逆に住宅が入られるんですね。こういう制度もあるんですけどもどうですかということを一言二言かけてあげる。ごみの問題だったらこういうパンフレットありますよと渡してあげるというようなことも私は必要かと思うんですが、村長いかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 外国人との共生に向けた様々な取り組みということで御提案を頂きました。

今でも当然ですけども、行政として住民登録なり住宅申込み、まずは行政に訪れます。そういった方々に対しては様々なことをお伝えをするという部分では、大変窓口を担当している職員も苦慮しながらやっておりますけれども、それだけではやっぱり十分ではないだろうというふうには思います。そういった中で、行政区も巻き込んだ取り組みも必要ではないかという御提案であります。

まずは何といても文化の違いがありますので、そういった文化交流を通じていろんな意思確認ができて地域とも馴染む。たまたま私が行く保育所の入園、卒園、学校行事含めて外国人の方が会場にたくさんいらっしゃって、地域とも私の目にはうまく馴染んでいるというふうに思っていて、地域の方も努力させているんだろうというふうに見受けております。

ただ、そういった地域との交流のない外国人もいらっしゃると思いますが、そういった意味では行政区との関係っていうのもまた一つの方法なのかというふうには思いますけれども、いずれにしても様々な機会を通じて、お互いを理解することがやはり大事なのかと

いうふうに思いますので、御提案のあったことについては、行政として何ができるのかも含めて、検討してまいりたいというふうに思います

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 外国人共生、最後の質問にさせていただきます。

他文化共生は、本村のみならず、ひいては日本国全体、北海道様々な地域では、形態は観光であったり、商工業だったりいろいろあるかと思うんですが、当然国全体、道も含めた課題であり、本村だけで取り組めるものは限られている。やっぱりいろんなところの力、知恵も借りなきゃいけないというところで、どのような連携を図り、今後取り組んでいけるのか考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。議員御指摘のとおり、多文化共生は本村だけの課題ではなく、全国的にも大変重要な課題となっております。

本村では、公益社団法人北海道国際交流協力総合センターと連携し、北海道外国人相談センターの移動相談会を開催しているほか、外国人対応に支障を来している地方公共団体の行政窓口を支援するための二者間通訳サービス事業に登録し、支援を受けながら対応しているところです。

基礎自治体としては、住民に最も近い立場から、困り事相談や生活支援を行うことが重要であるというふうに考えておりますが、専門的知見や多言語対応、制度的支援などについては、国や北海道との連携が必要不可欠でありますので、本村の実情に応じた多文化共生の取り組みを段階的に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 一般質問中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 先ほどの外国人との共生、3点目の質問の再質になりますが、先ほど村長の方から公益社団法人北海道国際交流協力総合センターと移動センターとも連携を図りというふうな答弁だったと思うんですが、令和8年度における、そういった移動センター等々の現段階における計画があれば、いつ頃、規模、どのようなメンバー構成等があればお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 北海道外国人相談センターの御質問でありますけれども、これについては基本的に要請に基づき実施されるということで、年間通して活動をされています。

中身を見ますと、一応何でも相談できるということで、在留資格だとか、労働問題、健康保険、年金、税金、運転免許、教育、結婚、離婚、生活の困り事と本当に何でも相談ということになっております。

移動相談会というのがありまして、これについては要請に基づいて、相談員あるいは専門家が市町村に行き、住んでいる地域に住んでいる人の相談を受けるというシステムになっていますし、それぞれ専門的な専門家による相談会もあります。あるいはいろいろな仕組み、在留資格、年金、税金などの仕組みについてのセミナーもここで開催をしているということで、それぞれ地域に来て相談を開催することができるということでもあります。

今のところ希望されている方はいないのが

現状です。これをおつなぎするという事で、こういった6か国語の相談センターのチラシがあり、窓口に来た時にはこれお渡ししたり、村としては広報にも折り込んだりということでもPRをして、暮らすためのいろいろな問題を解決するための一つのツールとして利用しているという状況になっています。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今の再質ですが、要するに村として、例えば本年度は6月なにがし、7月なにがしにという計画を立て、事前にそういった相談の方々がいれば募集をかけてというような計画ではなく、あくまでも個別に相談事が行政宛てに出れば、行政としてアクションをとりますというような答弁に聞こえたんですが、要するにまとまった計画は立てないということでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

こちらの相談会の方は、そういった個人の要請があつて、自治体がおつなぎするパターンもございますし、村と外国人相談センターとの協議のうえで開催をする、計画を立てるというようなパターンもございます。

過去、令和5年度、6年度でトマムの方で移動相談会を行っているんですが、こちらのほうは、個人からの要請があつて開催ということではなくて、村と外国人相談センターとの協議の中で、本村外国人が増えているということもありまして、開催に至ったという経過がございます。

令和8年度については今のところそういった計画はございませんが、外国人相談センターの方も本村だけではなく、全道各地相談会の方を開いておりますので、そういった調整等もつければ、そういったことも可能ではござ

いますが、現段階において令和8年度で計画をしているということではないということでございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） ということであればなおさら占冠村だけじゃないんだから、ましてや良い悪いは別にして、外国人比率日本一の本村としてこれは計画を立てておかないと。計画はあるんだけど調整の結果年の後半になってしまったとかそういうのはいいんだけど、これから令和8年度ですから、別に遅くはないので、ぜひそういう取り組みをするべきかと思えますけど課長どうですか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいま藤岡議員の方からも開催をしてはどうか、計画を立ててはどうかというような御意見を頂きました。

村としても、先ほども村長も答弁しておりますけれども、外国人との共生というのは必要不可欠というふうに考えておりますので、前向きに調整させていただきたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 二つ目の質問に参ります。

大規模災害、自衛隊生地訓練の誘致についてということですが、二つほど。まず一つです。大規模発生時の復興・復旧、これは皆さん記憶によく残っておられる東日本大震災、それから直近でありました、能登半島地震災害、近場では2016年の本村でも被害を受けましたけれども、特に南富良野町では大水害ということで不幸中の幸いに死亡者を出さずと奇跡的な結果にはなっています。

そういったことも、結局は幸運に恵まれている部分もあるけども、様々な消防、自衛隊

等々の大きな行政も含め連携を取れたことの結果だと私は思います。

そういった中で、連携強化は非常に重要だと私は感じておりますが、村長のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをしたいと思います。大規模災害時における自衛隊との連携は、村民の命と財産を守るうえで重要であるというふうに認識をしております。

自衛隊の災害派遣要請には、自衛隊法に基づき、公共性、緊急性、非代替性の三要件を満たすことが前提となりますが、真にこれら三要件に該当する切迫した事態においては、適切な手順で要請が行えるよう備えてまいります。

本村といたしましては引き続き、関係市町と自衛隊への要望活動や情報交換会などへの参加を継続するとともに、まずは自主防災組織や消防団、関係機関と連携した、自助、共助による防災体制の確立に全力を挙げていきたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今、本村の取り組みとしてまずできることは備えるという意味でいろいろ机上レベル、会議レベルこれは他の自治体に劣らず、進めているというところは私も多分そのとおりだと思います。

そこで、二つ目なんです。自衛隊の生地訓練、これは私の記憶するところでは本村ではやられている記憶はない。一方、管内に目を向けると、私は全部把握しているわけじゃないが、例えば隣の南富良野町さんなんかでは湖畔を利用した訓練をされていたり、峠の向こうになりますけれども日高町さんなんかでは毎年、冬場の訓練もほぼ毎日のようにやっておられる。

また、上富良野、美瑛、中富良野等々においても基地があるせいもありますけれども、訓練なわけで、基地のない自治体においても、実際生地訓練を実施していると。

これ、生地訓練やっているかやってないかっていうのは、要するに机上レベル、会議レベルの訓練とやっぱり現場って実際の救難活動等々においては、どうしても現場ですから起きているのは。事件は現場にあると言われるように、現場でどんな問題がある、どんなことが起きている、この時はどうするといったのは、やっぱり現場訓練がなければ、対応できないと私は思います。そこに向けて、具体的にやはり自衛隊に実際に村に乗り込んでもらって現地調査、生地訓練というのは最終目標でその訓練の前の現地調査をまず入ってもらって実施し、本村のロケーション、立地、住民構成等々、机上では多分把握されているでしょうけども、自然環境等々を踏まえ、実際にそういった救助復興にあたるとしたら、どのような問題が発生するのかというようなことをきちっと把握された上で、次の訓練というところのステップを踏むべきだと私は思うんです。

やはり実際に現場も知らないで、いざ大規模災害なってから乗り込まれても、行政サイドとしても、消防も含め実際に救援救済に来られる組織体にしても、いろいろトラブルが発生するのは目に見えます。やはり、必ず現場というのは、理屈どおりには動かないというところありますので、また災害の規模にもよります。

ですから様々な災害を想定した訓練というのはこれ必須であると思うわけですが、その前段とした、先ほども言いました問題の抽出、調査、これの協議にまず自治体として当該道、自衛隊に対して申入れをする

べき時期に私は来ていると。災害が起きてからアクション取っても遅いと。確かに災害が起きれば来ていただけることは事実でしょう。ただしその時には必ず様々な問題が起きる、スムーズな対応ができるかどうかという、これはやっぱり命かかっていますから、迅速な対応というのは、必須になると私は思うわけですが、村長のお考えいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 自衛隊との連携という部分での訓練のお話だと思いますが、まず生地訓練というのは、自衛隊における実践的な訓練であるということで、演習場では学べない遮蔽物や行動、複雑な地形を利用した対ゲリラ、コマンド作戦などの訓練だというふうな捉え方をしております。

議員言われる災害の備えとしての訓練、これは占冠村も人命が最優先ということで受け入れをしております、行政との図上訓練、あるいはスキー場の遭難訓練、ここには現地に入ってもらって、まず議員言われるように現地を知らないと二次災害で自らが危ないということもあって、そういった訓練についてはやっております。

ただ、生地訓練を村が受け入れるかどうかということにつきましては、占冠村はご存じのように、昭和60年に平和の村宣言を行い、村への核兵器の配備、貯蔵、通過等を許さないことはもとより、その村内における軍事演習についても許さない旨の宣言をしているところです。

また、長年にわたり平和体験学習への支援等を行い、子供たちに世界の恒久平和を希求する心を育む取り組みなども継続してまいりました。このような背景を踏まえ、現状において村内における生地訓練など自衛隊の訓練誘致については、現地調査や課題検討などを

進める段階にないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 平和の村宣言、こちらについて私は全然異議がなくて、当たり前のことだと思っています。これはもう日本のいろんな自治体の中で平和の村宣言しているところたくさんあります。私も以前働いていたことのある神奈川県横須賀市には米軍基地があります。ここは平和宣言の都市です。平和宣言しています。藤沢市も宣言しています。厚木市もあります。様々な所に基地があるんです。さらにその基地があるようなところで平和宣言しているんです。それはそれで私は平和宣言に対しては何の異議もない。

ただし、平和宣言しているから、自衛隊の訓練が駄目だなんて、時代遅れのことをやっているべきではないと私は思う。やっぱり自衛隊の訓練というのは必ずしもミサイル防衛だけやっているわけじゃなくて、その前段の様々なロケーションを確認したり、いざというときにスムーズに動けるかどうかというのは、自分たちの訓練の中に織り交ぜて訓練やっていくんです。消防の人だって常に訓練というかパトロールという名前でロケーションを常に村の中把握できるように、常にパトロールしています。それは若い運転士さんのドライブ経験の積み重ねとか、そういうことも全然含めているんですけども。ですから各自治体それぞれがそういった公の行政機関の組織があるわけだから、それをどんどん活用しない手はない。みんな税金払っているんですから。当然我々はそれを使う権利がある。

ただし、災害が起きたら来るのは当たり前だろうというスタンスは駄目。やっぱりそこは常に連携の強化を図っておかなければとい

うのが私の考えです。ですから平和の村宣言については何の問題もなく、訓練とは全然関係ないです。もしその中にどうしても訓練がない調査ができないという項目あれば、そこは見直すべきだと私は思います。そんなこと言っていたら占冠村は取り残されてしまう。もしその中にそういう項目があって動けないってするのであれば、ただ平和の村とそれ何の関係があるんですか。平和を求めるのは当たり前前のことです。村民として、日本国民として。再度私はそういった訓練については、頭の中でそこと切離した中で、いざ大きな激甚災害等々が発生した時に、スムーズに実際の隊員の方々と行政が連携として問題意識の事前調査やるなんてのは当たり前のことだと私は思います。生地訓練まで行かなくても、いやこれは生地訓練まで必要ないと、十分この調査の結果、このようなことであれば、我々としてはもう万全な体制で臨めるって言い切ってくれるのであれば私はそれはそれでいいと。ただそこまで言っていますかということなので、もう一度認識を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われているとおり災害救助、復旧等において自衛隊との連携体制の構築は重要というふうに思っております。

今後においても本村と自衛隊との適切な連携内容の在り方については慎重に検討していくべきであるというふうに考えておりますが、中身は知りませんが、他所でやっている平和宣言と占冠村の平和の村宣言、この中身を見るとこれは少なくとも村民総意で宣言をし、議会決議したものであります。

その中身にいかなる国の軍事行動、軍事演習も許さないということですから、自衛隊独自の軍事訓練、軍事演習これは占冠村では受

入れられないというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） この議論については、まだ長くしていくようなことになるかと思えますので次の質問参ります。

3番目のスポーツ振興、将来に向けた日本ハムファイターズ3軍の誘致についてです。

一つ目、スポーツ振興において日本ハムファイターズと本村の関係強化は有効かと思えますけれども村長のお考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 本村のスポーツ振興、とりわけ青少年の健全育成や地域の一体感の醸成を図る上で、プロスポーツチームとの連携は有効な取り組みの一つであると認識をしております。

これまでも、北海道日本ハムファイターズとの交流イベントを実施してきております。

北海道を本拠地とする北海道日本ハムファイターズは、道民に夢と感動を与える存在であり、地域貢献活動にも積極的に取り組まれています。

私もファイターズ応援しておりますが、実施可能な分野での連携の可能性を探ることは意義があるものと考えますが、現時点において本村から関係強化を図る具体的な計画は有しておりません。

今後、何らかの提案や具体的な条件が示された場合には、村の実情に照らして適切に判断をしてまいります。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） そういったことを踏まえ、二つ目の質問になりますけれども、今、一番目の質問において、ファイターズの方より提案があればというような答弁されたかと

と思いますが、この二つ目の私の質問は、逆に村からファイターズに向けて、要するにこちらから一步踏み出す、向こうから踏み出してくるのを待つんじゃなくて、もちろん待ちもありなんですけれども、こちらからスポーツ振興を図るうえで、やはりファイターズさんとうちともう一步踏み込んだ関係強化を図りませんかというような、要するに私はたまたまここにファイターズ3軍、まだファイターズに3軍はないはずですけども、将来的に3軍もできるんじゃないかというぐらいの希望的なものも含めて、そういった関係強化を図りませんかというような協議を進めてはいかがかという私の提案に対し、村長はいかが思われるかというところをお聞きしたいなと思うんですが。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠村も過去に応援大使ということで交流を深めて、コミプラでも、あの時はコロナでリモートになりましたけれども、応援大使ということで2人の選手を交えて、村民との交流を実施しております。今でもその時の盾、ユニフォームが村長室に飾られておりますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

それから、御提案のファイターズ3軍の練習場誘致につきましては、まず前提として議員も言われていますけども、ファイターズには現在、いわゆる3軍に該当する編成は設けられてないことを承知しております。

そのため3軍の練習場誘致という具体的な協議を進める段階になく、現実的な検討対象とはなっておりません。加えて本村の野球場は軟式野球を前提とした施設であり、硬式野球の本格的な練習に対応するグラウンドにはなっておりません。

仮に将来的に何らかの受け入れを検討する

場合であっても施設改修に要する経費や維持管理費、それから利用見込みなどを総合的に勘案する必要がある、慎重な判断が求められるのではないかとというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 私も認識相違で軟式野球の球場と硬式野球場の球場の最低限の規格というところは細かく認識しておりませんでしたので、逆に内野のノックぐらいはできるけど外野ということにはならない、硬式の練習試合みたいのはできないというような御答弁かと思います。

それならそれで将来的なものとして、本村の提供できること、できないこと、そういったことを目指すべきかと思います。

そこで、3番目の質問ですが、私の記憶だと多分ファイターズの応援団というのはないかと思います。これ村長どうですか。まず相手からこちらの希望ばかり言ってというふうに、我々もやっぱり一步踏み出して、応援団ぐらい作ったらいかがかと思うんですが。そしてまず我々としてもやはり北海道のチームを応援という一つの旗印があってそういった縁の中から、将来的には大谷翔平から寄贈されたグローブを手にした子供がファイターズのプロ野球選手とキャッチボールするぐらいのセレモニーを見られるようなことになれば、やはりそれには我々だってやっぱりファイターズ応援団ぐらいのものを作らないと、なかなかそういうところにも結びつかないのかと思うので、その第一歩としてファイターズ応援団、これ設立に向けて、いきなりできるかどうかは別として取り組まれてはいかがかかと思うんですが、お考えいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど申し上げましたとおり、応援大使等々を受け入れたり、当

時は村民もバスで球場へ応援に行ったり、最近でも好きな人たちは、応援に団体で駆けつけるというような活動がされております。

応援団の設立につきましては、地域の皆さんがスポーツを通じて交流を深め、地域の一体感を高めていく点で、意義のある取り組みであるというふうに考えておりますが、北海道を拠点とする北海道日本ハムファイターズを応援する機運が、地域の中で高まること自体は大変望ましいことだと受け止めております。

一方で応援団の設立や運営は、基本的には地域住民やファンの皆様の自主的な活動として広がっていくのが望ましいものと考えております。

村といたしましては現時点で応援団の設立を主体的に進める考えはありませんが、今後、皆様の中でそうした機運が高まり、活動が立ち上がるような場合には、可能な範囲で協力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 村長への質問は以上で終わります。

最後の4番目の質問、教育長宛ての質問であります。

環境保全、星空と蛍の里ということで、二つほどに分けて質問させていただきます。

本村は、他に例を見ないほど夜空の星が非常に素晴らしい村であると。

また、蛍が見られるなど自然環境のすばらしさがある村だと私は認識しているわけなんですけれども、教育長の認識についてまず伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

本村の星空と蛍が見られる自然環境に関しては、周囲を山に囲まれた地形と清流鶴川によって作られた唯一無二のすばらしい自然環境だというふうに私も認識しております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） そこでなのですが、二つ目の質問に入ります。

我々が子供時代であったころ、これは自然に街灯の数もぼつぼつしかなく、冬の夜空なんて星が降ってくるんじゃないかと思うぐらいの星が見えている。

また、蛍に関しては、わざわざ蛍をどっかに見に行くなんてことはなくて、ちょっとした湿気地のあるようなところであれば、至るところで蛍すくいを両手ですくったなんて経験はよくあります。しかし、残念ながら今そういう環境にはあらず、星空一つでも交通安全の観点から、街灯の数が非常に増えていすから、簡単に星が降ってくるような空をなかなか体験しづらい環境にあり、蛍についても同様に様々な自然環境の変化から、限られた場所でなければ見られない。そういったところから、まず星の観測についてはそういった光を遮断する、そんな高価なものは必要ないんだけど、そういったものを見られる環境設備の設置に向けて取り組むことは大変有効ではないかと。やはり、特に子供さんたちはこのすばらしいこの環境で生まれているわけですからそれを体験して、村からまずは巣立っていただきたい。

また、川の整備に関連してこの蛍の見られるような、観察できるような環境整備というのは、自分たちの生まれたこの村をもう一度見直す意味でも、価値のある環境保全教育になるんじゃないかと思うわけなんです、教育長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

本村の貴重な自然資源を村民のための教育素材として、有効に活用する取り組みについては非常に重要と考えられますので、社会教育活動において実現可能なものについては支援をしてみたいというふうに思っております。

また、蛍を含めた川の観察環境の整備にしましては、整備による環境破壊が生物等の生息域を狭めてしまう可能性もございますことから、環境保全と観察環境整備が両立した取り組みについて、関係者等の意見を伺いながら検討してみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5 番、藤岡議員。

○5 番（藤岡幸次君） 今、答弁頂きました。その中で関係各所を含めて協議を進めていきたいということなので、協議は分かりました。

例えば私が提案させてもらおうとすれば、まず調査、占冠村の中ですばらしい星空見えるとしたら、どんな環境があるのか、どのようなところがあるのか。

また、蛍を含めた川の環境調査、川の観察するような要件を満たすところ、どんなところがあるのかというような、調査、協議は分かりました。調査まで足を踏み入れるお考えあるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 関係者等の御意見を伺うというところでは、例えば蛍で言いますと、現時点で蛍が観察できるというか、確認できる場所が何か所かございますので、その位置ですとか規模の確認は必要かと思っております。

あと、星に関しては場所を特定してというのはなかなか難しいかと。好きな方はそれぞれがそういうポイントを持ってらっしゃるというのも聞いておりますし、私も行く場所があったりするんですけども、なかなかそこに手を入れてというのはちょっと難しいかと思っておりますので、調査というよりはきれいに見られる場所を関係者の方々から聞き取りをさせていただいて、その中でどういう方法で見学スポット的なものにできるのか、きれいに見ることができるのかという調査をできればいいかというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで5 番、藤岡幸次議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第 4 承認第 1 号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第 4、議案第 11 号、令和 7 年度占冠村一般会計補正予算第 10 号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書51ページをお願いいたします。

議案第 11 号、令和 7 年度占冠村一般会計補正予算第 10 号について御説明申し上げます。

補正予算第 10 号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 750 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 3,370 万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によります。

債務負担行為の追加、変更及び廃止は、第3表債務負担行為補正によります。

地方債の追加、変更及び廃止は、第4表地方債補正によります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

議案書52ページをお願いいたします。

13款、使用料及び手数料、1項、手数料、73万8,000円の増額。2項、手数料、4,000円の減額。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、10万円の減額。2項、国庫補助金、1,034万3,000円の増額。

15款、道支出金、1項、道負担金、21万3,000円の増額。

16款、財産収入、2項、財産売払収入、330万円の増額。

17款、1項、寄附金、780万円の増額。

18款、1項、繰入金、5,048万4,000円の減額。

19款、1項、繰越金、1万7,000円の増額。

20款、諸収入、3項、貸付金元利収入、411万6,000円の減額。5項、雑入、6,710万7,000円の減額。

21款、1項、村債、810万円の減額。

歳入合計、1億750万円の減額でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明申し上げます。

1款、1項、議会費、72万円の減額。

2款、総務費、1項、総務管理費、688万3,000円の増額。3項、戸籍住民基本台帳費、9,572万3,000円の減額。

3款、民生費、1項、社会福祉費、140万

円の増額。2項、児童福祉費、327万2,000円の減額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、614万9,000円の減額。2項、清掃費、43万円の増額。

6款、農林業費、1項、農業費、364万2,000円の減額。2項、林業費、474万円の減額。

7款、1項、商工費、760万円の減額。

8款、土木費、1項、道路橋梁費、987万6,000円の増額。

10款、教育費、1項、教育総務費、83万円の増額。2項、小学校費、59万円の増額。

3項、中学校費、476万3,000円の減額。4項、社会教育費、50万円の減額。5項、保健体育費、40万円の減額。

歳出合計、1億750万円の減額でございます。

議案書54ページをお願いいたします。

議案書54ページは、第2表繰越明許費でございます。

御覧のとおり、3件の繰越明許を計上させていただいております。

続きまして、55ページを御覧ください。

債務負担行為補正でございます。

こちらは1件の追加、2件の変更、1件の廃止を提案させていただいているところでございます。

続きまして、56ページ地方債補正でございます。こちらにつきましては、追加が1本。

57ページにまいりまして、変更が3本。

58ページにまいりまして、廃止が1本となっております。

以上、御提案申し上げますので、御審議頂きますようお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問者は、ページ数を明らかにし質疑、答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

質疑はありませんか。

2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 何点かお聞きいたします。

まず、61ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料、5目、農林業手数料、2節の交流促進施設使用料で26万6,000円ということで直営で行いました双民館利用の成果であると思います。

予算ではこの交流促進施設運営費として600万円ほど予算計上されております。

その結果で職員人件費140万、双民館周辺の草刈り150万ということも含まれておりますが、結局600万を使って26万6,000円しか。甚だ効率の悪い予算の使い方であると思はれるのですが、この辺どうお考えになっているのかお聞きいたしたいと思います。

続きまして、65ページ、17款、寄附金、1項、寄附金、4目、地方創生寄附金、1節、地方創生寄附金、780万円というところです。

通常寄附金というのは、一般寄附金、ふるさと寄附金と分別されておりますが、ふるさと寄附金のうち、地方創生のためにという使途、用途が特定されているのが地方創生寄附金であると思いますがこの認識でいいのかどうか。

そして、令和6年は10万円の予算があり、今年度は当初予算にはなかったんですが、780万ほど寄附されたということで、議案要旨によればこのお金が企画費、諸費、農業振興費、林業振興費、事務局費に配分されたということで記載されておりますが、この中の地方創生のために利用されたということなんですが、どのような地方創生の事業内容にそ

れぞれ利用されたのかをお聞きいたしたいと思います。

続きまして、3番目として68ページ、20款、諸収入、3項、貸付金元利収入、2目、家畜貸付金収入、1節、家畜貸付金収入、減額の332万4,000円というところです。

当初予算が492万4,000円ありまして、7号補正で100万ほど減額になって今回332万4,000円減額ということで、結局執行されたのが60万円ほどしかなかったわけなんです。この辺の内容の詳細をお聞きいたしたいと思います。

四つ目として68ページの20款、諸収入、5項、雑入、3目の旅客自動車運送事業収入、4節のトマム線の旅客運賃で40万円ほど増額になっております。

当初予算が50万円でしたので、約2倍近く運賃収入が増えたわけ。この増えた内容をお聞きいたしたいと思います。

69ページの21款、1項、村債、4目の農林業債、3目の過疎対策事業債、720万というところです。

村の木活用事業2.0ということで、当初予算の3,200万円に720万が追加増額補正されて、結局4,000万円近い大事業になったわけ。です。

それで、一番心配しているのは今年の品物が順調にできるのかどうか、また、できているのかどうか、その辺のことをお聞きいたしたいと思います。

それから、74ページの4款、衛生費、1項の保健衛生費、2目の予防費、12節の委託料、带状疱疹ワクチン接種委託料、270万円減額になっております。この予算の当初予算が67万5,000円で1号補正で269万2,000円増額されたんですが、結局、今回の補正で1号補正の増額補正が全くなくなってしまったとい

うことで、補正して全く使わなくなった事情
というか、その辺の説明をお願いしたい
と思います。

77 ページ、6 款の農林業費の 2 項の林業費、
1 目、林業振興費、18 節の負担金補助及び交
付金のところでは、

譲与税の交付金を使った事業ということで
地域林業振興事業補助金、250 万の減額。そ
の下の木質バイオマスエネルギー生産促進事
業補助金、これも森林環境譲与税関係のお金
を使ったということで、500 万。当初予算の
全額が減額されたということになっています。

そもそも、たくさん補助金を付けて、使っ
てもらうように予算立てしていても村の林業
が衰退している状況で、事業体育成っていう
かな、その辺から村は先導して林業、産業を
立て直しいかなきゃならない状況で、補助金
だけ付けばいいという話ではないと思うん
ですけれども、その点をどう考えているかお聞
きしたいのと、森林環境譲与税というのは、
用途だとか使途が特定されていまして、大変
使い勝手が悪い交付金、補助金だと思うので、
市町村では間伐だとか、人材育成、担い手確
保、そして森林利用の促進や普及啓発に使っ
てくださいというぐらいの用途しかないわけ
なんです。

そこで、使うふりをして使わず残して、使
い勝手のいい 24 節の林業振興基金積立金
の方へ積み替えているようなふうに映るわけ
なんですけれども、その辺がどうなのかお聞き
いたしたいと思います。

それから、78 ページの商工費で 1 項の商工
費、1 目の商工振興費、11 節の役務費で広告
料が 350 万全部当初予算が減額されているわ
けなんですけれども、せっかく予算立てして全
く使われなかったその理由と、この広告、何
にしようとしたのか、その辺の内容を説明し

ていただきたいと思います。

79 ページの土木費の 1 項、道路橋梁費、1
目、道路維持費、12 節の委託料で 800 万円ほ
ど増額しています。

除雪のところで使ったお金なんですけども、
今年は例年よりちょっと雪が少なかったと思
うんですけれども、当初予算、7 号補正でも
130 万があって今回 800 万ということで、当
初予算から 5 割ほど増額になっているわけな
んですけれども、今年雪が少なかったのも、そ
の辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、81 ページの 10 款、教育費、4
項の社会教育費、1 目、社会教育総務費、7
節の報償費で地域部活動の指導員謝礼が結局
50 万減額で最初 70 万ほどの予算立てしたの
があんまり使われなかったってということなん
ですけれども、この辺の状況、どういう理由な
のかその辺の説明をお願いいたします。

以上であります。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の御質
問にお答えさせていただきます。

議案書 74 ページ、4 款、1 項、2 目、予
防費のうち 12 節、委託料の带状疱疹ワクチ
ン接種委託料、270 万円の減額についてでござ
います。

これにつきましては当初予算で 67 万 5,000
円計上しておりましたが、任意接種分の 30
回分で計上していたところであります。

6 月補正で 269 万 2,000 円を計上したもの
につきましては、65 歳以上の任意接種が今年
度から対象になったということで、61 人分の
接種費用を計上させていただいたところであ
ります。合計で 121 人分の接種費用を計上し
ていたところでございますが、今現在におい
て、33 人の接種の状況となっております、
予算に対する接種率 27.3 パーセントという

状況になっており、今回 270 万円の減額をさせていただきますところであります。

定期接種の対象者につきましてはこれまで 2 回、個別に予防接種の勧奨を行ってきたところでございますが、実績として思ったような成果が上げることができなかったということでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

議案書 61 ページ、歳入、13 款、1 項、5 目、農林業使用料、2 節、交流促進施設使用料、26 万 6,000 円の関係だと思うんですけども歳出で 600 万みて、歳入で 26 万ということで、採算性が悪い施設ではないのかという御質問でございますが、双民館につきましては旧双珠別小学校廃校の時に地域の方たちとの議論の中から双民館という形で残していくということと、あと公民館の双珠別分館という位置づけでもございます。

利用人数につきましては、宿泊者延べ人数では 463 人と昨年の 300 人台から大幅に伸びております。

ただ、ほぼ酪農学園大生の利用でございます。酪農学園大生の利用につきましては野生鳥獣対策に金額以上の貢献をさせていただいておりますので、そういった意味も含めましてこの形で双民館のほうを維持していきたいというふうに考えております。

続きまして 68 ページ、20 款、3 項、2 目、家畜貸付金収入、1 目、家畜貸付金収入、332 万 4,000 円の減額理由でございます。

こちらにつきましては 2 件の方でございます。理由につきましては、和牛の販売価格が持ち直しておりますし、乳量につきましても増産という形で収入は増えておりますが、そ

れを上回る費用といたしますか、今の価格高騰の影響が大きく、資金繰りがつかないということで、5 年間の期間で返済ということになっておりますので、先に送らせていただいたという申出がありまして、今回減額しているところでございます。

次に、69 ページ、21 款、1 項、4 目、農林業債、3 節、過疎対策事業債の村の木活用事業 720 万円の増額でございまして、それに合わせて、今年の生産はできているかという御質問だったと思います。

こちらにつきましては村の木活用事業を 12 月補正で増額をさせていただきました。その時には林業振興基金で対応するという財源でございましたけども、このたび過疎対策事業の追加配分でさらに借入れできることになりましたので、今回 720 万円を増額させていただいております。

生産状況でございますが、まだ施設設置条例も制定されていない段階でございますけども、調整という形で今取り組んでいただいております。実を申しますと例年以上の効率のよい生産となっております。昨日現在で 50 リッターぐらいがメープルシロップの形で製造されております。

続きまして 77 ページ、6 款、農林業費、2 項、林業費、1 目、林業振興費の 18 節、負担金補助及び交付金でございます。

この譲与税事業使ったふりをしてということで、林業振興基金に積立てているのではないかという御指摘でございますけども、この地域林業振興事業につきましては、私有林の集約化を図ったうえで高性能林業機械を使用した場合に補助金を交付するというものでございまして、こちらにつきましては、対象の事業は今年度行えなかったということで減額となっております。

木質バイオマスエネルギー生産促進事業補助金につきましても、これも昨年の予算説明の中で申し上げました、新たな薪生産を担っていただく方から要望があって予算化しておりましたが、初年度ということで大型の機械を入れることをためらったということで今回減額をさせていただいております。

林業振興基金の積立額でございますけれども、12月で歳入補正させていただいた時に充当が漏れておりまして今回充当しております。

内容は国有林の分収造林の分収益金を今回充当させていただきまして、林業振興基金に積立するものでございます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書 65 ページお願いをいたします。

17 款、1 項、4 目、1 節の地方創生寄附金 780 万円の増額の内容でございますけれども、こちら非公表の事業者がいるため事業者数のみをお伝えしますが、5 社で 780 万というふうになっております。

令和 6 年度で 10 万円の当初予算計上をしていて、令和 7 年度では当初なしということでございますが、こちらの企業版ふるさと納税の制度が国の方では令和 6 年度までの制度ということで実施をされておりました。それが令和 7 年度以降も継続をされるということに変わりましたので令和 7 年度当初では予算を見ておりませんが、今回補正を計上させていただいたということでございます。

どのような事業内容ということでございますけれども、メープルシロップ事業に 50 万円ほど。それからアスペンの受入派遣事業で 100 万円。新規就農を支援対策で 100 万円。それから、平和教育視察研修事業で 30 万円。それから、令和 8 年度で計画をされておしま

すメープルシロップの事業に 500 万円。こちらについては基金の方に積立てて 8 年度で充当するというので計画をしているものでございます。

続きまして 78 ページお願いをいたします。

7 款、1 項、1 目、11 節、役務費の広告料 350 万円の減額でございます。皆減の理由ですけれども、こちらは上段にも記載している部分に関わっているものでございますが、地域おこし協力隊に係る予算でございまして、令和 6 年度に採用し占冠山村産業振興公社へ派遣した地域おこし協力隊が都合により退職したため、占冠山村産業振興公社との協議によりまして、地域おこし協力隊の補充のための予算を計上したものでございます。

当初予算案議決後に令和 7 年度の事業計画を勘案いたしまして、新規採用は業務量等様子を見ながら対応したいということで、最終的に新たな地域おこし協力隊の採用を見送ったことから、この関係予算について執行残が生じたということになっております。

この広告料というのは、地域おこし協力隊の有料広告の予算ということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（岡崎至可君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

議案書 68 ページ、20 款、5 項、3 目、4 節、トマム線旅客運賃 40 万円の増でございます。

これにつきましては当初 50 万円ということで 40 万円の増ということですが、現在調定額 80 万後半ということで、理由としては、観光客及びリゾートの従業員も利用しているという状況ですのでこの分が増えているという分析をしております。

続きまして 79 ページ、8 款、1 項、1 目、道路維持費の村道除雪委託料 800 万円の増額でございます。

これにつきましては村で 3 地域の除雪分の増額ということになっております。

これに関しましては、雪が今年少なかったということなんですけども、2 月はそんなに出勤をしてないという認識でございます。

ただ、大雪が降った場合、速やかに対応できるように補正しております。

今朝も中央地区はすごく平和だったんですけども、トマムが非常に降っているということで出勤しておりますので、急な対応でも出勤できるように補正をしております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） お答えいたします。

議案書 81 ページ、10 款、4 項、1 目、社会教育総務費の 7 節、報償費、地域部活動指導員謝礼 50 万円減額の理由でございます。

こちら地域部活動は今年度から始まったものでございまして、当初予算におきまして、運動部の部活動で平日で 20 万 2,000 円。休日で 15 万 1,500 円。文化部の平日で 20 万 2,000 円。文化部の休日で 15 万 1,500 円を予算計上しておりましたが、今年度におきましては、ソフトテニスの活動のみとなっておりますので、そちらの活動が平日のみとなりましたので、運動部の休日分と文化部の全部の減額で 50 万円の減額となっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2 番、木村議員。

○2 番（木村一俊君） 何点か追加で質問します。

まず、61 ページの交流促進施設使用料のところですが、

使用人数が 300 人から 463 人になったということです。300 人ということは前の指定管理者が辞めるということで、少ないところの人数でこれからたくさん増えたからってたいして言われることではないだろうと思うんですけども、その辺の認識をお願いします。

それと 600 万使ってやっぱり 26 万 6,000 円っていうのはお金の使い方として、経済的、有効的、効率が悪い予算執行に当たると思うので、普通だったら監査委員から指摘があってもおかしくないと思うんですけども、指摘があったのかを伺いたいと思います。

それから、74 ページの帯状疱疹ワクチンのところです。

たくさん準備して待っていたけれども、実際受けた人が少なかったということです。そこですね。もうちょっと宣伝するとか何か方法があったんじゃないのかと僕は思うのですが、その辺のところをお聞きいたしたいと思います。

それから、77 ページの地域林業振興事業とその下の森林譲与税関係の対象事業が行われなかったとかってということなんですけども、やはり最初からきちんとした計画が立てていなかったと思うんですけども、やっぱり対象事業が行われなかったというのはおかしいとは思いますが、その辺の事情をお聞きいたしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 61 ページでございます。

交流促進施設使用料に対して歳出が 600 万ということで、改めて費用対効果が悪いという御指摘を受けてございます。

ただ先ほども申しましたように双民館につきましては、双珠別小学校廃校の時に地域住

民の議論によりまして交流促進施設という位置付けで運営すると村が約束してございます。

使用料につきましても実習を伴った利用ということで利用していただいております。

単なる宿泊施設でもございませんし、収益を望めるような利用形態とはなってございません。です所以说われるように経費のほうを何とか抑えて利用策についてどういった活用ができるのか、令和8年度において協議させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、77 ページ、6 款、2 項、1 目、林業振興費、18 節、負担金及び補助金についてでございますが、議員おっしゃられるとおり計画がしっかりできていなかったんじゃないかという御指摘でございます。

先ほども言いました木質バイオマスエネルギー促進事業につきましては、予算計上時にはやりたいという意向でございましたので予算化してございます。

一方、地域林業振興事業補助金については、実施される希望があった時に対応するため、一件分ということで 250 万円みておりますが、林業でございますので計画に基づいて伐採が行われるということを考えれば御指摘のとおり、計画性がなかったんじゃないのかと言われればそのとおりでございまして、反省しているところでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

接取に向けた別の方法があったのではないかという御質問でございますけれどもこれにつきましては、定期接種の対象者につきましては、2 回個別に接種の勧奨を行ってきております。状況を見てある一定程度の時期で接種状況を確認しながら個別に通知をしてきた

わけでありまして、実際として定期接種で 18 人の実施に終わったということであり

ます。

令和 8 年度に向けて、より多くの定期接種対象者に対してどういった勧奨方法があるのか、検討しながらより多くの人に接種してもらえるよう進めていきたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。

7 番、小議議員。

○7 番（小尾雅彦君） 何点か質問させていただきます。

61 ページ歳入です。13 款、1 項、6 目の商工使用料、物産館使用料の 45 万 7,000 円増額の内容を教えてください。

次に、62 ページ、14 款、2 項、6 目、教育費の国庫補助金、5 節で学校施設の環境改善交付金、385 万 5,000 円増額となっております。

一方、歳出のほうでは、減額の内容になっていきますので、この辺避難所の中学校の設備の改修事業、526 万 3,000 円減額になっているんですけども、この辺の相殺の内容を教えてくださいたいと思います。

次に、77 ページ、6 款、2 項、1 目、林業振興費の 14 節、黒瀬の沢小規模治山工事、480 万円ほど減額になっているんですけども、これ執行残にして大きいと思うので、何か工事の内容でここまでの金額が減額になる何かがあったのかということでお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書 61 ページお願いいたします。13 款、1 項、6 目、2 節の物産館使用料 45 万 7,000 円増額の内容でございますけれども、こちらは当初使用

予定面積よりも広い面積が使用されたということで、1階も2階も含めてなんですが当初の面積よりも多くなっているということで増額の補正を上げさせてもらっています。

昨年度も概算で当初予算計上しておりまして、3月で補正をしておりまして、昨年も増額の補正をさせてもらっているんですが、令和7年度当初予算で増額分の計上が間に合わなかったで今回また同じような形で3月に増額の補正予算をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 小尾議員の質問にお答えいたします。

議案書62ページ、歳入、14款、2項、6目、教育費国庫補助金、5節、学校施設環境改善交付金、385万5,000円の増額に対して支出が工事費81ページの10款、3項、1目、工事請負費の526万3,000円の減額というお話でございますが、こちら歳入に対しての歳出につきましては、80ページ、10款、1項、3目、義務教育振興費の委託料、村内学校避難所無線環境整備委託料の778万3,000円に対する交付金でございます。

内容としましては、当初予算においてトナム学校と占冠中学校におきましてアクセスポイントの増設ということで予算を付けさせていただいておりましたが、中央小学校におきましては財源が確保できないということで予算立てできなかったところでございますが、今回学校施設改善交付金、385万5,000円の内定を得ましたので、今回中央小学校のアクセスポイントを整備するということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 小尾議員の御質問にお答えいたします。

議案書77ページでございます。農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費の14節、工事請負費でございます。

当初1,800万円の事業要望を上げていたところでございましたが、実際に道からの予算配分が工事費としては1,300万ということでありましたので、事業配分がなかったことから、今回480万円減額するものでございます。

工事の内容につきまして変更はございません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） すいません、ちょっと聞き方が悪かったです。

81ページの10款、3項、1目の学校管理費の14節、避難所の占冠中学校の設備改善事業の526万3,000円減額は執行残にしては大きいと思うんですけど、これは具体的な内容は何でしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 10款、3項、1目、学校管理費、14節、工事請負費の減額の部分でございますが、こちらにつきましては入札を行っての執行残ということで具体的な内容というところは入札によるものということになります。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありますか。
（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、令和7年度占冠村一般会計補正予算第10号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり、可決されました。

ここで2時35分まで休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時35分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を進行します。

◎日程第5 議案第12号

○議長(児玉眞澄君) 日程第5、議案第12号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長(伊藤俊幸君) 議案書83ページをお開き願います。

議案第12号、令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について、提案内容の御説明を申し上げます。

令和7年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,620万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

84ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

1款、1項、国民健康保険税は201万円の減額。

4款、道支出金、1項、道補助金は251万8,000円の減額。

5款、1項、繰入金は140万円の増額。

6款、1項、繰越金は172万8,000円の増額。

7款、諸収入、3項、雑入は10万円の増額です。

85ページ歳出は、1款、総務費、1項、総務管理費は31万3,000円の減額。

2款、保険給付費、4項、出産育児諸費は100万円の減額。

7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金は1万3,000円の増額です。

86ページから96ページまでは事項別明細書となります。

以上で説明を終わります。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、木村議員。

○2番(木村一俊君) 87ページ、国民健康保険税の関係で当初予算から一割ぐらい減額されているわけなんです、この201万の減額が国保対象者の人数が減ったせいによるのか、それとも前年度所得が少なくなったせいによるのか、その辺どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長(児玉眞澄君) 住民課長。

○住民課長(伊藤俊幸君) 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険税の減額の理由でございますけれども、令和7年度の当初予算時におきまし

ては、145 世帯、230 人を想定しておりました。

令和 7 年 12 月現在で 193 世帯、257 人と世帯数で 48 世帯で人数で 27 人想定よりも多くなっております。

しかしながら、所得の低い外国人の割合が増えたため減収となっております。

令和 7 年 12 月時点においての外国人世帯の割合でいくと 39.38 パーセント、人数で外国人割合が 30 パーセントと 3 割は外国人となっていることが影響しております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第12号、令和 7 年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第13号

○議長（児玉眞澄君） 日程第 6、議案第13号、令和 7 年度村立診療所特別会計補正予算第 3 号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書 97 ページをお開き願います。

議案第 13 号、令和 7 年度村立診療所特別会計補正予算第 3 号について提案内容の御説明を申し上げます。

令和 7 年度村立診療所特別会計補正予算第 3 号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 100 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8,640 万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

98 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

1 款、診療収入、1 項、外来収入は 340 万円の減額。2 項、その他の診療収入は 58 万 1,000 円の増額。

5 款、1 項、繰越金は 181 万 9,000 円の増額です。

99 ページ歳出は、2 款、1 項、医業費 100 万円の減額です。

100 ページから 103 ページまでは事項別明細書となります。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、木村議員。

○2 番（木村一俊君） 101 ページ、歳入の 1 款、診療収入、1 項の外来収入。全体的に

見て 340 万ほど減額ということで、13 パーセントほど予算より減っているわけなんですけれども、主な要因を伊藤課長にお聞きいたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

診療報酬の減額についてでございますが、これにつきましては定期患者数の減少、後期高齢者移行による診療報酬の減少であります。

患者数の減少につきましてはトマム診療所において前年度対比 9.5 パーセントの減。

占冠診療所においては前年度対比 20.4 パーセントの減ということになっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、令和7年度村立診療所特別会計補正予算第3号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

14号、令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書 105 ページをお開き願います。

議案第14号、令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についての提案内容の御説明を申し上げます。

令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,340万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

106 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

1 款、1 項、後期高齢者医療保険料は 31 万 8,000 円の増額。

3 款、1 項、一般会計繰入金は 100 万円の減額。

4 款、1 項、繰越金は 28 万 2,000 円の増額です。

107 ページ歳出は、2 款、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金 40 万円の減額です。

108 ページから 112 ページまでは事項別明細書となっております。

以上御提案申し上げますので御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありますか。2 番、木村議員。

◎日程第7 議案第14号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第

○2番（木村一俊君） 109ページの医療保険料について。天引きでやる特別徴収が減額して、普通徴収のほうが増えてきている理由を説明してください。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療の保険料の関係でございますけれども、特別徴収保険料で40万5,000円の減額につきましては、7月の本算定以降に転出や死亡などで被保険者数が減少したことによる減額となっております。

普通徴収保険料につきましては、7月本算定以降に新たに75歳以上に達した者が増えたために増額補正となっております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、令和7年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第15号

○議長（児玉眞澄君） 日程第8、議案第15号、令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書113ページをお開き願います。

議案第15号、令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号についての提案内容の御説明を申し上げます。

令和7年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,360万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

114ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

1款、1項、診療報酬診療収入は3万7,000円の増額。

4款、1項、繰越金は13万5,000円の増額。

5款、諸収入、1項、雑入は7万2,000円の減額です。

115ページ歳出は、1款、総務管理費、1項、施設管理費10万円の増額です。

116ページから120ページまでは事項別明細書となります。

以上御提案申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 120ページ、歳出の1款、総務管理費、1節、施設管理費、1目、一般管理費、12節の委託料で歯科診療所受診者送迎委託料6万3,000円の減額ということで、これトマムからの歯科受診者の送迎のための委託料だと思います。

当初予算9万4,000円に対して使われたのが3万円という内容になっているんですが、大体何人ほどの使用があったのかということと、一般質問で村長からの答弁でも、トマムでの毎週の診療を目指すという答えがあったと思うんですけども、その辺の状況どうなっているか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

歯科診療所の受診者の送迎委託料についてでございますけれども、これについての利用人数は1名でございます。

もう一件問合せがあったんですけども、診療受診等の関係で実績としては一件1名となっております。

トマム診療所の毎週の状況についてでありますけれども、この間も歯科医師との話合いとかはしてきているところでありますけれども、状況が変わらないということで、引き続き隔週の診療ということで考えておまして、今後に向けても毎週に向けて努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 確認ですが、3万円支出しているので一回の往復で3万円かかるという計算でいいんですか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 3月末までありますので一定程度の予算を確保していく必要があることから3万円。

ただ一回の送迎につきましては2,000円弱くらいです。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありますか。
（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第15号、令和7年度占冠村歯科診療所療事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第16号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第16号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第5号の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長、岡崎至可君。

○建設課長（岡崎至可君） 議案書121ページをお願いいたします。

議案第16号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第5号について提案理由を申し上げます。

第1条、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものがあります。

収入、第1款、簡易水道事業収益、第2項、営業外収益、7万6,000円の減額。

支出、第1項、簡易水道事業費用、第1項、営業費用、27万6,000円を減額しようとするものです。

第3条、予算第4条、本文括弧書中不足額、4,027万9,000円を4,047万9,000円に、当年度未処分利益剰余金、859万4,000円を879万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額の一部を次のとおり補正しようとするものです。

収入、第1款、簡易水道事業資本的収入、第1項、企業債、210万円の減額。

支出、第1款、簡易水道事業資本的費用、第1項、建設改良費、210万円を減額しようとするものです。

122ページをお願いいたします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額、公営企業会計適用債は350万円に、簡易水道事業債は3,810万円にそれぞれ補正しようとするものです。

第5条、資本的収支不足額に対する補てん財源を879万4,000円に補正しようとするものです。

123ページから124ページは実施計画書。

125ページから126ページは補正予算明細書。

127ページはキャッシュフロー計算書。

128ページは損益計算書。

129ページから130ページは貸借対照表となっております。

以上御提案申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

これで提案理由の説明を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 125ページの収益的収入の1款、2項、3目、1節、延滞金の関係で滞納繰越分が7万6,000円減額になりました。

滞納繰越分の総額と件数を教えていただきたいのと、入金があった分の額等あれば件数等を教えてほしいんです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（岡崎至可君） 木村議員の御質問にお答えします。

125ページの滞納繰越分の中身でございますけれども、これに関しましては、125ページ下の段の収益的支出の公営企業会計支援委託業務、これと126ページの工事請負費210万円の財源になっていたものです。

歳出に対する財源が地方債と一般財源になっていまして、一般財源の内訳としてこの滞納繰越分が計上されていたということで今回の事業費が減額されたことに伴いまして、一般財源も減らす必要があったということになりまして最初充てていた滞納繰越分の減額ということになっております。内訳としてはそういう内容となっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第16号、令和7年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第5号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第17号

○議長(児玉眞澄君) 日程第10、議案第17号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長、岡崎至可君。

○建設課長(岡崎至可君) 議案書131ページをお願いいたします。

議案第17号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号について提案理由を申し上げます。

第1条、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用、20万円を減額しようとするものです。

第3条、予算第4条、本文括弧書中不足額、

1,607万4,000円を1,627万4,000円に、当年度未処分利益剰余金、43万6,000円を63万6,000円に改め、資本的収入の予定額の一部を次のとおり補正しようとするものです。

収入、第1款、資本的収入、第1項、企業債20万円を減額しようとするものです。

132ページお願いいたします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額、公営企業会計適用債を350万円に補正しようとするものです。

第5条、資本的収支不足額に対する補てん財源を63万6,000円に補正しようとするものです。

133ページから134ページは実施計画書。

135ページから136ページは補正予算明細書。

137ページはキャッシュフロー計算書。

138ページは損益計算書。

139ページから140ページは貸借対照表となっております。

以上御提案申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第17号、令和7年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第4号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号答弁訂正

○議長（児玉眞澄君） ここで議事進行の前に、住民課長より発言を求められておりますのでその発言を許可します。

○住民課長（伊藤俊幸君） 先ほど占冠村歯科診療所特別会計の補正予算において送迎一回当たりの金額について2,000円程度という御回答させていただいたんですけども、調べたところ3,500円程度ということでした。程度と言いますのは診療時間を待機時間としてみていることから若干の上下をするということで、3,500円程度必要ということで答弁を修正させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年4月30日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 下川 園子

占冠村議会議員 藤岡 幸次

令和8年第2回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和8年3月6日（金曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 令和8年度村政執行方針及び教育行政執行方針 |
| 日程第2 | 議案第1号 | 指定管理者を指定することについて |
| 日程第3 | 議案第2号 | 占冠村過疎地域持続的発展市町村計画を変更することについて |
| 日程第4 | 議案第3号 | 占冠村特用林産物等加工施設設置条例を制定することについて |
| 日程第5 | 議案第4号 | 占冠村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて |
| 日程第6 | 議案第5号 | 占冠村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて |
| 日程第7 | 議案第6号 | 湯の沢保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第8 | 議案第7号 | 占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第9 | 議案第8号 | 占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第10 | 議案第9号 | 占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第11 | 議案第10号 | 占冠村青少年問題協議会条例を廃止する条例を制定することについて |
| 日程第12 | 議案第18号 | 令和8年度占冠村一般会計予算 |
| 日程第13 | 議案第19号 | 令和8年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第20号 | 令和8年度村立診療所特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第21号 | 令和8年度占冠村介護保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第22号 | 令和8年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第23号 | 令和8年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第24号 | 令和8年度占冠村簡易水道事業会計予算 |
| 日程第19 | 議案第25号 | 令和8年度占冠村公共下水道事業会計予算 |

○出席議員（8人）

議長	8番 児玉真澄君	副議長	1番 大谷元江君
	2番 木村一俊君		3番 細谷誠君
	4番 下川園子君		5番 藤岡幸次君
	6番 小林潤君		7番 小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

(長部局)

占冠村	長	田中	正治	副	村	長	松	永	英	敬
総務課	長	三浦	康幸	企	画	商	工	課	長	平
農林課	長	鈴木	智宏	建	設	課	長	岡崎	至	卓
住民課	長	伊藤	俊幸	福祉	子育て	支援	課	長	石坂	美
トマム支所	長	阿野	貴大	会	計	管	理	者	合	幸
総務担当主幹		野原	樹起	財	務	担	当	主	幹	佳
職員厚生担当主任		伊東	滉	税	務	担	当	主	幹	敏
企画担当係長		鈴木	隼	商	工	観	光	担	当	主
広報統計担当係長		大谷	淳貴	地	域	振	興	対	策	室
農業担当主幹		杉岡	裕二	林	業	振	興	室	係	長
建築担当主幹		嵯峨	典子	環	境	衛	生	担	当	主
下水道担当主幹		中島	辰男	戸	籍	担	当	主	幹	細
戸籍担当主幹		八木	香織	国	保	医	療	担	当	係
保健予防担当主幹		岡本	叔子	村	立	占	冠	診	療	所
社会福祉担当係長		川口	晃平	介	護	担	当	主	幹	佐
子育て支援室主幹		森田	梅代							久

(教育委員会)

教	育	長	多	田	淳	史	教	育	次	長	木	村	恭	美
社会教育担当主幹		上島	早苗	学	校	教	育	担	当	係	長	渡	邊	子

(農業委員会)

事務局 長 鈴木 智宏

(選挙管理委員会)

書記 長 三浦 康幸

(監査委員)

監	査	委	員	藤	本	重	克	監	査	委	員	下	川	園	子
事務局	長	高	桑				浩								

○出席事務局職員

事務局 長 高桑 浩 係 長 田 中 健士郎

開議 午前10時00分

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。

本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、令和8年度村政執行方針及び教育行政執行方針について説明を求めます。

はじめに令和8年度村政執行方針の説明を求めます。

村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 令和8年度村政執行方針を申し上げます。

配付資料の1ページからになります。

1、はじめに。

令和8年第2回占冠村議会定例会の開会に当たり、村政執行に対する基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、村民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年の村長選挙におきまして、村民の御理解と御支援のもと村長3期目のスタートを切らせていただきました。立候補に際して大きく三つの公約を掲げさせていただき、現在もその実現に向け、鋭意努力を続けております。地方が元気になれば国も元気にならないと進められてきた地方創生総合戦略も10年を迎えようとしていますが、中央一極集中、

少子・高齢化、人口減少問題はまだまだ解消されない状況が続いています。構造的課題でもあります。解消に向けた歩みを止めてはならないと考えています。

本村においては、「第2期占冠村まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などを活用した事業展開を進めており、これらの成果等も含め総括を行う中から、今後の事業展開を図ってまいります。

村長就任以来「持続可能な地域づくり」「安全で安心な暮らしを守る基盤づくり」「未来を託す子どもの環境づくり」を意識し、生活者優先の行政運営を行ってきましたが、今何が必要なのか、今後どうしたら良いのか、何をすべきなのかを見極めながら、政策を前に進めていきたいと思っております。

新年度に向かっては、産業振興、集落対策など多くの課題はありますが、国において積極的な財政運営を進め、地方を元気にする政策を実行するとの方向性が示されていますので、乗り遅れることの無いよう努力してまいります。

併せて、順調に回復した観光産業や道東自動車道の4車線化工事などは経済循環の起爆剤となるものと期待をしています。

一方で、住民生活においては、物価高騰、光熱費や社会福祉費の負担増加など生活者にとっては大変厳しい状況にあります。これまで以上に公共の果たすべき役割は大きく、村民の期待に応える努力が必要だと思っておりますので、しっかりと多くの課題解決に取り組んでまいります。

幸い、国の予算配分では地方交付税の前年対比増加が見込まれるほか、4月施行の宿泊税など新たな財源確保が見込まれています。

一方で、行政のデジタル化推進、働き方改

革などによる人件費の増加、物価高による原材料費、光熱水費などの増加もあって経常経費が大きく増加しておりますが、行財政の効率化を図り持続可能な財政を保ってまいります。

以下、令和8年度の主要な施策について、その概要を申し上げます。

2、村政執行の基本方針。

村政執行の基本をこれまで同様、全ての村民が報われる社会を目指し、安心して住み続けたいと思える村づくりを進めてまいります。

占冠村は先人の強い意志と努力により、農業を基幹産業として発展してまいりましたが、加えて日本でも有数のトマリゾート開発が進められ、多くの方々が訪れる地域となりました。

また、鉄道や高速道路など交通の要衝として様々な分野で貴重な地位を占める地域として、今後の発展に期待が寄せられていると感じています。これまで培ってきた地域資源を活用し、持続可能な地域として発展していく村であると考えております。

少子・高齢化や人口減少などの影響を受けている現状ではありますが、これらを解消し、誰もが行政サービスを享受することができ、安全で安心して暮らしやすい生活が実現できるよう努力してまいります。

以下、次の事項を柱として、進めることで御理解と御協力をお願いいたします。

第1、持続可能な地域づくり。

地域づくりを進めるうえで、基幹産業である農業、林業、観光産業は必要不可欠であり、経済循環が活発になることにより移住・定住、起業が考えられる社会が生まれます。そして、それぞれの特性を活かした集落づくりも関連性があることから総合的な取り組みが必要と考えています。

農業においては、新規就農者の営農が始まっている一方で、高齢化により後継者不在から離農が続いています。農地を守り、新たな就農につなげていくことが課題となっており、農業環境を守り育てていくため基盤確立など必要な支援をしてまいります。

林業においては、森林資源を活かした薪生産やメープルシロップなど六次産業化の取組が行われ、様々な分野での成長が期待されますが、森林を守り育てるため事業体の育成、担い手の確保など課題も抱えております。事業者育成のため持続性を高め、経済循環を図る主伐再造林など森林整備を進めてまいります。

併せて、森林整備協定を締結している国有林との連携を推進します。

また、持続可能な森づくりを進めるため、基本協定を締結したカーボンオフセットに取り組む事業者と連携し、J-クレジット発行について検討を進めます。

観光産業については、地域経済活動の大きな力となっており、村内観光入込客数は146万人を超える状況であります。経済循環を図るための環境整備を進めることが必要であり、関係者等の意見も聞きながら必要な支援をしてまいります。

持続可能な地域を目指すためには、財政の確立が重要であります。4月施行の宿泊税は、増大する財政需要に応えるための重要な財源であり、特定財源の確保を通じて健全な財政運営に努めてまいります。

第2、全で安心な暮らしを守る基盤づくり。

村民が安心して暮らすための基盤は、地域医療や福祉施策の充実、介護支援、救急医療、地域公共交通の確保など、いつでも誰もが享受できる体制があることだと考えています。個々により希望するサービスが異なることも

あり、不十分な点を少しでも改善し、住民ニーズに即したサービスができるよう努めてまいります。

近年においては、全国的に想定を超える自然災害が発生している現状があり、占冠村も被災地となる可能性があることから、いろいろな場面を想定し村民の生命と財産を守る対策を図ってまいります。

また、日常生活の中で地域づくりを進める活動として、地域防災組織や地域協働ボランティア活動などが定着してきていますので、より一層の活動が図られるよう支援してまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。

安心して子供を育て、働き続けることのできる支援の拡充を進め、次代を担う子供たちを地域が見守り育てるため子育て支援政策の充実に努めます。

出産から高等教育までの施策の拡充、定住に向けた条件整備も含め、村民の社会活動への参加がしやすい環境づくりを進めます。

学校教育においては、近年の猛暑に対応したエアコンの整備は進んでおりますが、情報通信技術に対応した教育環境の整備が必要となっております。人材育成や利用しやすい環境を作るなど、魅力ある教育環境の構築に取り組んでまいります。

また、村内小中学校の給食費無償化を行います。

平和や国際感覚を体験できる教育として、引き続き平和の村宣言を具現化する広島平和体験学習とアスペン市との中学生短期交換留学事業を行います。

3、主な施策。

第1、持続可能な地域づくり。

1、未来を拓く村政。

(1) 地方自治・地方創生の推進。

物価高騰に加え、公共施設の老朽化や経常経費の増加など、本村財政を取り巻く環境は厳しさを増しております。

宿泊税の導入により安定的な財源を確保し、観光と地域の魅力向上を通じて地域経済の活性化、定住人口の増加に努めてまいります。

また、地域活性化企業人制度の活用とデジタル技術の導入を通じて、業務の見直しと改善を進め、行政運営の効率化を推進するとともに、住民サービスの向上へつなげてまいります。

(2) 集落対策の推進。

占冠村集落対策方針の見直しから5年が経過したことから、集落点検を実施するなど、地域の実情に応じた集落の維持・活性化につなげてまいります。

(3) 持続可能な森づくりの推進。

「ゼロカーボンシティ占冠」の実現に向け、適切な森林整備を促進し、温室効果ガスの吸収源としての価値を最大限に高めてまいります。本年度は、昨年締結した「持続可能な森づくりに関する基本合意書」に基づき、森林資源量調査による炭素吸収量の把握及びJ-クレジット創出のために必要な各種取組を進め、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な森づくりを進めてまいります。

2、経済循環が図られる基幹産業の振興。

(1) 農業。

①酪農・畜産。

輸入飼料に依存しない経営体質を確立するため、公社営草地畜産基盤整備事業の実施に向け取り組みを加速させます。

併せて、侵入防止柵設置事業を継続し、飼料畑での野生鳥獣被害を抑制し、良質な自給粗飼料の安定確保と生産効率の向上を図ります。

また、鳥獣被害対策実施隊等との連携に加

え、野生鳥獣専門員等による科学的な調査に基づいた効果的な捕獲・防護策を展開します。近年、酪農・畜産業において家畜の伝染病が発生しており、防疫措置として自主淘汰するなど、農業経営に少なからず影響があることから、特に黒毛和種繁殖経営に対し新たな支援策を年度の早い時期に講じ、経営の安定化に寄与してまいります。具体的には導入牛や自家保留牛に対する負担軽減措置を検討し、村の基幹産業である畜産業の生産基盤を守ってまいります。

②畑作振興。

農業振興事業及び中山間地域等直接支払交付金事業により、農地に隣接する排水路の整備や、農家の生産基盤強化、農村の課題解決に向けた支援を継続してまいります。

農業経営研究会が実施する農作物の消費拡大イベントを後援し、地元食材のPRや収穫祭、夕市での野菜販売を継続し、食の安全や地産地消の取り組みを支援してまいります。

③担い手対策。

昨年度、一戸2名の新規就農者が就農後5年を経過し、中核農業者へと移行しました。今後も、持続可能な農業経営となるよう支援を継続してまいります。

令和6年度に策定した地域計画を実効的なものとするため、地域での話し合いを通じ、集約化が必要な区域では、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を加速させます。

また、引き続き農業経営体との話し合いにより、地域計画の実現に向け農業委員会と連携して進めてまいります。

(2) 林業。

①村有林の管理・経営。

村有林の管理・経営は、占冠村森林整備計画に基づき、公益的機能の維持と木材生産の

最適化を図るため、路網整備と合わせて高齢級人工林の主伐・再造林を計画的に進めてまいります。

また、若齢級人工林の下刈・除間伐を行い、健全な森づくりに取り組んでまいります。

②私有林の育成支援。

森林環境譲与税に基づく地域林業振興事業や、本年度から新たに民有林振興造林事業（植栽）を実施し、森林所有者の負担軽減と管理意欲の向上を図り、私有林の資源充実、森林の多面的機能を発揮して山村地域の振興を図ってまいります。

③林業事業体への支援。

林業担い手対策事業、林業労働安全推進事業を引き続き実施し、事業体及び林業従事者への支援をしてまいります。

また、主伐・再造林を進め事業の安定供給を図り、林業事業体への支援とともに、後継者育成と労働安全の確保を一体的に行ってまいります。

④野生鳥獣対策。

野生鳥獣と適切な距離を保ち、住民の安全を守るため、専門職員による「顔の見える対策」を推進します。広報活動を通じて動物の生態や接し方の周知を図るとともに、ヒグマの市街地侵入に備え、警察や猟友会と連携した実践訓練を継続し、有事の対応力を強化します。

また、熊撃退スプレーの訓練や啓発イベントを通じ、子供から大人までが自らの身を守る知識を習得できる機会を創出してまいります。

⑤林業の六次産業化。

新たな生産拠点でのメープルシロップ「トペニワッカ」の生産・販売事業が開始され、効率化による増産と品質向上が期待され、販路拡大や、新たな特産品開発を行い、他産地

との差別化を図ってまいります。

また、新たな生産拠点を活用し、都市部との交流人口拡大に向けてのイベント開催を支援し、観光産業とも連携した取り組みを支援してまいります。

薪生産販売事業についても新たな体制のもとで展開されております。地域の林業従事者の雇用安定、木質バイオマスの安定生産を図るため引き続き支援を行ってまいります。

循環型林業を目指し、植栽、保育、伐採、そして薪やメープルシロップとしての利活用というサイクルを可視化し、占冠村ならではの林業の六次産業化を進めてまいります。

（３）商工・観光・労働。

①商工振興。

地域企業振興事業の延長と特産品開発支援事業の拡充により、村内事業者の事業活動への支援を継続してまいります。

また、小規模事業者支援事業において、転入者に対する開業支援を拡充するほか、事業承継についても支援を行い、商工振興と雇用機会の確保・拡大を図ってまいります。

②観光振興。

令和８年４月１日より本村の宿泊税条例が施行されます。地域経済の持続的な発展と観光地としての魅力向上を図るため、観光施設の整備やインバウンド対応の充実など、観光振興施策を一層推進してまいります。

③双民館。

昨年度から村直営での施設管理を行っており、主に、環境整備に重点を置いて管理しております。

利用者については、令和６年度比約５割増の延べ４６３人となり増加しております。

引き続き、双民館の今後の活用方法について検討し、交流人口の増加を図る施設としてまいります。

④労働。

占冠村勤労者生活資金貸付制度などの貸付制度を継続するほか、地域産業を支える人材の確保・育成と労働者の生活の安定・向上及びスキルアップの推進に向け、富良野地域人材開発センターや富良野広域圏通年雇用促進協議会等の関係機関と連携し、労働者を支援してまいります。

３、地域特性を生かした集落対策、移住・定住・関係人口の拡大。

（１）移住・定住。

マイホーム奨励事業において子育て世代への支援を拡充し、個人住宅の取得支援を進めるとともに、民間賃貸共同住宅等建設促進制度により民間賃貸共同住宅の建設を促進することで、多様な居住ニーズに対応した住環境の整備を図り、移住・定住につなげてまいります。

（２）個人版ふるさと納税と企業版ふるさと納税。

本村の魅力発信と自主財源の確保を図るため、返礼品の充実や情報発信の強化に加え、返礼品となる特産品開発者への支援を拡充し、寄附の拡大と寄附金の有効活用を通じて、地域振興につなげてまいります。

第２、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。

１、暮らしの基盤づくり。

（１）道路。

道路施設は、産業・経済活動の基盤であり、通勤や通学・買物など、生活するうえでも必要不可欠なものであります。

安全で円滑な交通確保のため、村道の補修や維持管理に努めます。

また、道東道４車線化工事が本格化する中、事業者との連携を図り、道路安全対策に取り組んでまいります。

橋梁については3橋の補修工事を実施するとともに、3巡目の橋梁法定点検を計画的に実施してまいります。

(2) 村営住宅。

村営住宅は、長期にわたって健全な状態で居住できるよう維持管理を行い、快適性や安全性に配慮した環境整備に努めてまいります。

(3) 上下水道。

簡易水道事業及び下水道事業は、各施設の適切な維持管理を行うとともに、安定的な供給と衛生的な生活環境の確保に努めてまいります。

簡易水道事業は、中央地区の老朽化した水道施設の改修を検討するため、昨年より取り組んでいる基本計画策定に向け、引き続き推進してまいります。

下水道事業は、設備機器の計画的な更新・改修と適切な管理を進めるため、令和7年度に策定した「ストックマネジメント計画」に基づき、更新予定施設の詳細設計を実施してまいります。

(4) 環境衛生。

ごみ処理につきましては、皆様の御理解と御協力により着実にごみの分別、減量化が進んでおります。占冠村一般廃棄物最終処分場をできるだけ長く維持するため、今後におきましても、これまで同様、分別の徹底と減量化、リサイクル率の向上に取り組んでまいります。

また、持続可能な循環型社会形成に向け、富良野沿線市町との連携を図り、廃棄物のより効率的・広域的な処理について協議してまいります。

(5) 地域交通。

地域交通は、地域内の住民や観光客等来訪者の利便性向上や効率的な運行、将来に向けた持続可能性を確保するため、ICTを活用

した交通利便性の向上を目指すための協議を引き続き行ってまいります。

また、安定した運行を維持するために、村営バス一台の更新を行います。

(6) 地域協働への取組。

住民一人一人が村づくりの主役として活躍できる環境として引き続き「自主創造プログラム」を推進し、住民の皆様ならではの自由な発想や創意工夫を生かした活動を支援してまいります。

また、高齢者支援、子育て支援、地域支援サービスを積極的に行っている有償ボランティア団体「ファミリーサポート・しむかつぷ」に対して、引き続き活動の支援と補助を行うほか、住民の自主的な活動を支援する住民活動推進事業の継続により地域協働の輪を広げ、住民や関係団体とともに持続可能な村づくりを推進してまいります。

(7) 防災対策。

防災力、減災力の強化を図るため、去年は避難所である占冠中学校のトイレ改修とバリアフリー化、トマム学校及び占冠中学校の無線LAN、トマムコミュニティセンターのエアコン整備などを行いました。本年度も、自主防災組織への支援、各避難所における分散備蓄、避難訓練を継続するとともに、福祉避難所の空調環境など設備面の整備も進めてまいります。

2、地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策。

(1) 高齢者福祉。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護、福祉、健康、医療などを様々な面から包括的にサポートする「高齢者に関する総合相談窓口」です。この機能を最大限に生かして高齢者の自立を支援し、自分らしい暮らしができ

るよう、切れ目のない支援に努めてまいります。

小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」については、指定管理者と協議しながら、適切な施設の維持管理とサービスの提供に努めてまいります。

（２）地域福祉・障がい者福祉。

全ての住民が安心して暮らせるよう、行政区や民生委員児童委員のほか、各種団体、地域住民と連携・協力しながら、地域全体で福祉の向上を図ってまいります。

また、障がいを持つ人たちが、自分らしく安全に暮らせるよう、関係機関や専門職と連携しながら支援してまいります。

（３）保健・医療。

①保健予防。

全ての村民が健やかで心豊かに生活できるよう、住民健診や保健指導の推進、各種がん検診や予防接種事業を実施し、生活習慣病の発症予防や適正な医療の活用へつなげ、住民の健康保持増進に努めてまいります。

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的に本年度から個別健診の検査項目に追加し、実施してまいります。

また、接種ワクチン及び単価の変更、国の制度改正もあり、季節性インフルエンザ、肺炎球菌、帯状疱疹の接種料金の改定を行うとともに、住民税課税世帯について接種費用の一部を負担頂き予防接種事業を進めてまいります。

②母子保健。

妊産婦健康診査費用や交通費の助成など、妊産婦等の経済的負担の軽減を図り、妊娠期から出産・子育て期まで、母子保健と児童福

祉とが連携し各種支援を進めてまいります。

また、本年度から先進不妊治療を受けた夫婦を対象に、不妊治療費等の一部を助成し、不妊治療を行う村民への支援を行ってまいります。

③国民健康保険事業。

本村においては、令和８年度におきましても北海道国民健康保険運営方針で示された令和12年度を目途とした保険税水準の統一を目指し、国保財政調整基金の活用による急激な負担増を抑えつつ、段階的に税率改正を進めてまいります。

また、被保険者の健康維持増進を図るため、特定健康診査や特定保健指導の実施及び早期治療に結び付け、生活習慣病の重症化予防と改善を図り、医療費の適正化に努め、健全で安定的な国保運営に努めてまいります。

④村立診療所及び歯科診療所。

村立診療所及び歯科診療所の運営につきましては、住民が健康で安心して暮らし続けられるよう、計画的な医療機器の更新や将来にわたり持続可能な医療提供体制の維持に努めてまいります。

第３、未来を託す子どもの環境づくり。

１、子育て支援の充実。

子ども家庭センターを中心に、妊娠・出産から子育て期まで、子育てを行う家庭に対して切れ目のない支援を行います。

また、相談・調査・指導を行うなかから、児童虐待等の早期発見・予防に努めてまいります。

「地域子育て支援拠点事業」において、子育て親子の交流や子育てに関する講習などを実施しておりますが、更なる内容の充実を図り、子育ての孤立や不安の緩和に努めます。国が新たに実施する、保育所に通っていない０歳６か月から満３歳未満を対象とした「こ

ども誰でも通園制度」を、占冠保育所にて実施してまいります。

2、学習環境の整備。

児童生徒の学習環境の充実を図るため、一人一台端末の更新を進め、GIGAスクール構想の趣旨に沿ったICT環境を安定的に整備し、学校現場の要望も踏まえながら、主体的・対話的で深い学びの実現と学びの質の向上につなげてまいります。

子育て世帯の経済的負担を和らげることを目的として、本年度から実施される学校給食費の無償化に関しましては、中学生及び義務教育学校後期課程の生徒にも対象範囲を拡大して支援してまいります。

3、特色ある教育。

アスペン市との短期交換留学は、国際感覚の醸成と英語学習意欲の向上を図るため、本村の特色ある教育として推進してまいります。事前・事後学習を充実させ、現地での英語発表等を通じて学びを深めるとともに、帰国後は成果を学校及び地域へ還元してまいります。

また、国際秩序のあり方が大きく変わりつつある現在、国際平和を希求する心を育む必要性が益々高まっています。平和教育を推進するため、平和体験学習への支援を継続します。

4、行財政の概要。

第1、行財政の運営。

「歳入に見合った歳出」を財政運営の基本として取り組んでおりますが、住民サービスに不可欠な委託業務や、村有施設維持に必要な経常的支出が多く、加えて近年の急激な物価高が財政を圧迫しています。

これらの課題に対応するため、宿泊税による観光振興財源の確保をはじめ、補助事業の積極的な活用、有利な起債や貸付金の検討、ふるさと納税の増収、地域活性化等を通じた

税収増など、あらゆる財源確保に努めます。

また、これらの施策を推進するためには、地域課題の把握、政策立案、財源確保までを一貫して組み立てられる人材が必要であることから、職員研修の充実を図るとともに地域活性化企業人など、外部人材の活用も進めてまいります。

第2、令和8年度の一般会計、特別会計の概要。

令和8年度占冠村一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計予算案の概要を申し上げます。

提案いたします予算規模は、一般会計、32億3,700万円。

国民健康保険事業特別会計、1億2,320万円。

村立診療所特別会計、8,740万円。

介護保険特別会計、1億1,630万円。

後期高齢者医療特別会計、2,430万円。

歯科診療所事業特別会計、2,420万円。

簡易水道事業会計、1億9,270万円。

公共下水道事業会計、1億3,960万円。

8会計合わせて39億4,470万円です。

前年度と比較しますと、一般会計は2,810万円の減額で0.86パーセントの減、その他特別会計及び公営企業会計を含めた全体では5,690万円の減額で前年比1.42パーセントの減となっております。

本年度の予算編成の考え方としては、「骨太の方針」と昨年の実績等を参考としながら事業の精査を行い、一般会計は前年比0.86パーセントの減額で計上しております。

歳出においては、橋梁の補修工事など、必要かつ緊急性の高い事業を選択し、引き続き新規普通建設事業等の抑制に留意しながら、財政調整基金及び特定目的基金の繰入金により財源不足に対する補完を行っております。

歳入の村税は、宿泊税等を考慮し、前年比15.5パーセントの増額を予定しております。

地方交付税は、昨年度の実績と全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議における情報提供等を参考としながら、普通交付税が9.07パーセントの増額、特別交付税は1.56パーセントの増額で計上しております。

繰入金は、財政調整基金1億3,500万円、特定目的基金1億7,891万円の繰入れで24.88パーセントの減額計上としております。

村債は、占冠中学校トイレの改修などの比較的大きな事業の完了により、前年比26.35パーセントの減額となっております。

歳出を性質別にみますと、それぞれ人件費2.56パーセント、維持補修費0.87パーセント、扶助費0.12パーセント、補助費等8.46パーセント、繰出金2.43パーセントの増額、物件費0.87パーセント、公債費1.4パーセントの減額となっております。

令和7年度末見込みの基金残高は、財政調整基金2億420万円、特定目的基金は、3億5,670万円を見込み、引き続き基金への積立を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、特別会計について、説明いたします。

本年度は、国民健康保険事業特別会計が1.83パーセントの減額。

村立診療所特別会計が1.39パーセントの増額。

介護保険特別会計が0.43パーセントの減額。

後期高齢者医療特別会計が10.45パーセントの増額。

歯科診療所事業特別会計が4.31パーセントの増額となっています。

また、簡易水道事業会計については1億9,270万円で14.29パーセントの減額。

公共下水道事業会計については1億3,960万円で1.16パーセントの増額となっております。

す。

特別会計等においても、所要の経費の削減を図りながら、健全な事業運営を進めてまいります。

5、むすびに。

以上、令和8年度の村政執行にあたりまして、基本方針及び主な施策について申し上げます。

2期8年間で培ってきた経験と様々な人々との交流で得た知見、人脈は必ず村づくりに活かせる、そして活かしたいと思っています。

最初に申し上げた少子・高齢化、人口減少社会の課題と向き合い、持続可能な社会をどう創造していくか議会、村民と共に挑んでまいりたいと思います。

占冠村には様々な社会資源がありますので、知恵を出し合い乗り越えるため共に頑張りましょう。

占冠村の未来を着実に前へ進め、地域を発展させることを目標に、村づくりを進め、議会、村民の皆様と共に情報を共有し、行政運営を行ってまいります。

行政を進めるうえで役場の果たすべき役割は重要であり、改めて職員と共に努力し村民に信頼され、期待に応えられるよう頑張ってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

むすびに、すべての村民が報われる社会を目指し、「生まれて良かった」「育って良かった」「暮らして良かった」そして住み続けたいと思える村づくりのため、努力してまいります。

村議会議員の皆様並びに村民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、村政執行方針といたします。

令和8年3月5日、占冠村長、田中正治。

◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 次に、令和8年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） それでは令和8年度教育行政執行方針について御説明を申し上げます。お配りしております資料をご覧ください。

1、はじめに。

令和8年第2回占冠村議会定例会が開催されるにあたり、占冠村教育委員会の教育行政の執行に関する、主要な方針について申し上げます。

近年、少子高齢化、人口減少が加速する中で、超スマート社会の実現に向けた技術革新、DXの推進、共生社会の実現を目指した社会的包摂の推進が求められおり、私たちは、より多様化、複雑化し、予測し得なかった新たな教育課題に対して、適正な対応ができるように、組織的、計画的に取り組む必要があります。

本村における教育の充実を図るため、誰一人取り残されることなく、安心して質の高い教育を受け、生涯にわたって学び続けることができるよう、また、平和な郷土の未来を自ら切り拓く心身と、自らが社会の担い手となり、持続可能な社会を維持・発展させ、新たな時代を生き抜いていけるような村民を育成することを目指し、各種教育施策に取り組んでまいります。

2、学校教育の充実。

現在の教育を取り巻く状況は、教育のデジタル化、不登校及び支援を必要とする児童生徒の増加、地域社会のグローバル化に伴う多国籍児童生徒の増加など大きな変化の中であり、本村においてもその影響を大きく受けている状況です。

このような中、社会生活で必要とされる、

多文化共生意識の醸成と、未来を切り拓く資質・能力や表現する力を育み、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、夢や目標の実現に挑戦する、未来を支える担い手の育成が求められます。

多様性の包摂を基盤とした教育活動を通じて、新しい時代に必要となる資質・能力を育成するため、主体的、対話的で深い学びの実現と、個別最適な学び、協働的な学びの充実に努めてまいります。

（1）確かな学力向上の推進。

児童生徒が主体的に学習できる視点を持ち、それぞれが学び合い、多様な他者と協働した探究的な学びを促進できるように、ICTの効果的な活用を進め、教員が主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組める研修機会等の支援に努めてまいります。

また、引き続き本村の学校の特色を活かし、全ての子供たちの可能性を引き出し、個々の学びの過程を重視しながら、学力の向上に努めてまいります。

（2）郷土に生きる力を育む教育の推進。

他者を思いやる心や、感動する心、自己肯定感の醸成、自他の生命を尊重し、他人と共に協調する心を育むため、道德教育の充実を図ってまいります。

ふるさと教育に関しましては、本村の豊かな自然環境や歴史、文化などについて理解を深めるため、今後も村内関係者の協力を得ながら、川の学校、熊の学校等の自然体験学習等を積極的に実施する中から、郷土に対する誇りと愛着を持った人材の育成に努めてまいります。

家庭・学校・地域の連携を深め、子供の安心・安全と健やかな成長を支援するため、引き続き、学校運営協議会と地域学校協働本部の連携を深めながら、取り組んでまいります。

（３）学びを支える教育環境の充実。

多様な子供たちに、誰一人取り残さない学びの機会を保障し、守り、地域状況等に関わらず質の高い教育を受けることができる安心する環境の整備が必要です。

個別最適な学びと協働的な学びに不可欠なツールであるＩＣＴの活用については、今年度にＧＩＧＡスクール構想で整備した、村内学校の児童生徒一人一台端末の更新を行うとともに、教員の指導力向上やオンライン授業等への支援に取り組んでまいります。

いじめの対応に関しましては、「いじめ・ＳＯＳ見逃しゼロ」の取り組みを徹底し、未然防止、早期発見、早期対応に係る校内体制を充実させてまいります。

不登校児童生徒への支援に関しましても、子供たちが「居場所」と「絆」を実感できる魅力ある学校づくりを推進してまいります。

特別支援教育に関しましては、関係機関と情報を共有・連携する中で、指導、支援に向けた取り組みを強化し、特別な支援を必要としている児童生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に努めてまいります。

（４）教職員の働き方改革の推進。

多様な業務により、負担感を持つ教職員が少なくない中で、教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対しての効果的な教育活動を実現するため、「占冠村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教職員の働き方改革を推進してまいります。

また、教職員、児童生徒へのきめ細かな支援体制を維持するために、独自に配置している、教育支援員等についても、継続して配置してまいります。

（５）義務教育学校・小中一貫校の充実。

児童生徒の減少とそれに伴う、教職員定数の減少が深刻化する中で、義務教育９年間の学びの連続性・系統性のある教育を実現するため、今後においても、教職員の相互乗り入れや兼務発令による学校間連携を継続し、義務教育学校、小中一貫校の取り組みを推進してまいります。

３、社会教育の充実。

村民が誰一人として取り残されることがなく、生きがいを感じることでできる、包摂的な社会を目指し、本村の豊かな自然と文化、伝統を活かし、全ての村民が自分らしく、自らの目標に向かって、夢を抱き、心豊かにたくましく生きる力を育む環境づくりに努めるとともに、「共に学び支えあう社会教育」の実現のため、社会教育施策に取り組んでまいります。

（１）生涯学習の機会の確保と充実。

全ての村民が生涯にわたって、生きがいのある豊かな生活を送るため、主体的に学び、共に支え合う生涯学習教育の環境整備に努めてまいります。

各世代の多様なニーズに応じた、魅力のある講座など各種事業の推進に努めるとともに、村民自らの「やってみたい」を支援するため、自主創造プログラムの活用を支援してまいります。

また、引き続き異文化交流の機会創設に努めてまいります。

（２）スポーツ活動の推進。

スポーツを中心とした、体力向上、健康づくりは、活力と豊かな人格を形成し、充実した生活を営むうえで重要な役割を果たしていることから、スポーツ推進委員や各スポーツ団体と連携を図り、運動教室やイベント等の開催の中から、体力の向上、健康づくりの推

進に努めてまいります。

また、引き続き体育協会など関係団体への活動助成、アスリート補助金等地域のスポーツ活動への支援を継続してまいります。

（３）芸術・文化活動の振興。

人々に感動や楽しさ、精神的な安らぎや潤いを与え、豊かな人間性を涵養し、創造性を育む、芸術・文化に親しむ環境づくりを推進してまいります。

村内文化団体や道内文化団体等との連携を継続し、幅広い分野の芸術・文化に触れる機会の創設に努めてまいります。

沿線市町村が実施している合同文化交流会には、清流大学を中心に、活動成果の発表と交流の場として積極的に参加してまいります。

また、伝統文化の保存・伝承活動を支援しながら、歴史・文化を次世代に継承し、後継者の育成と人材確保に努めてまいります。

（４）社会教育施設の活用促進。

公民館等の社会教育施設は、より地域に開かれた活用の促進を図るため、有効な活用方法について、検討を進めてまいります。

社会教育施設の維持補修、備品管理は、財源が確保されたものから順次取り進めていますが、今年度は、中央プールを改修するため、諸手続きを実施してまいります。

その他、運動公園内の屋外施設の維持管理を継続しながら、未利用部分の利用の見直しについて、検討してまいります。

４、おわりに。

以上、令和８年度の教育行政の執行に関する重点施策について申し上げました。

占冠村教育委員会といたしましては、教育が村民一人一人が生き生きと学び続けるために極めて重要な役割を果たしていることを認識し、学校教育・社会教育それぞれが連携を深め、未来を担う子供たちの健やかな成長と、

村民の皆様が心豊かな人生を歩んでいくことができるよう、本村教育の発展と充実のために取り組んでまいります。

村民の皆さんの積極的な参画と議会議員並びに教育関係機関、団体皆様方の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。

令和８年３月５日、占冠村教育委員会。

○議長（児玉眞澄君） 以上で、令和８年度村政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を終わります。

議事進行の前にここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を進行します。

◎日程第２ 議案第１号から

日程第11 議案第10号

○議長（児玉眞澄君） 日程第２、議案第１号、指定管理者を指定することについての件から日程第１１、議案第１０号、占冠村青少年問題協議会条例を廃止する条例を制定することについてまでの件、１０件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第１号、議案第２号、議案第６号、議案第７号及び議案第８号について、企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書１ページをお願いいたします。

議案第１号、指定管理者を指定することについて。本件は、占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるもの

でございます。

施設の名称、道の駅自然体感占冠。

指定管理者となる団体の名称、NPO法人占冠・村づくり観光協会。

指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画を変更することについて御説明申し上げます。

占冠村過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件は、過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法に基づく、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画の令和3年度から令和7年度の計画でございますけれども、その計画期間が終了することに伴い、計画期間の変更等、所要の改正を行うものでございます。

基本的には、現行計画を踏襲しつつ、地域の持続的発展の基本方針に関する事項や目標、施設を盛り込んだ計画としておりまして、対象期間は令和8年度から令和12年度までとなっております。

計画書は別冊で配付させていただいております。

続きまして、議案書39ページをお願いいたします。

議案第6号、湯の沢保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。本条例は、物価高騰に伴う経費が上昇する中、利用者へのサービスを維持する必要があることから、利用料金の上限額を改正するものとするもので、別表2、1項、入浴の項中、子供欄220円を350円に、

大人欄550円を700円に改めるものでございます。

なお、施行期日は令和8年4月1日としています。

続きまして41ページをお願いいたします。

議案第7号、占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについて。本条例は令和8年3月31日で効力を失う本条例の期限を令和11年3月31日まで延長するとともに、特産品開発支援事業の支援措置、一企業一回当たりをふるさと納税返礼品として登録されたものについては、回数に制限を設けず、助成することに改めるものでございます。

なお、施行期日は公布の日としてございます。

続いて43ページをお願いいたします。

議案第8号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについて。本条例は令和8年3月31日で効力を失う本条例の期限を令和11年3月31日まで延長するとともに、マイホーム奨励事業の奨励措置に子育て世帯応援商品券を追加、小規模事業者支援事業の開業支援商品券について、転入者が村内事業所を新規開業した場合には、商品券20万円に加えて、現金30万円を交付。

小規模事業承継時支援事業を新設し、新規開業だけではなく、事業承継した場合にも奨励措置を受けられるように変更するものでございます。

なお施行期日は令和8年4月1日としています。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第3号について、農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） それでは議案書

5 ページをお願いいたします。

議案書 5 ページ、議案第 3 号、占冠村特用林産物等加工施設設置条例を制定することについて、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、占冠村における特用林産物等の加工処理による特産品開発、販売事業を支援するとともに、森林資源の活用を通じて、森林業への理解の促進を図るため、特用林産物等加工施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

条例の内容について御説明申し上げます。

第 1 条は、本条例の目的及び施設の設置について定めるものでございます。

第 2 条は、施設の名称及び位置でございます。

名称をメープル工房、位置を勇払郡占冠村字シムカブ 635 番 1 と定めるものでございます。

第 3 条及び第 4 条は、施設の使用許可及び使用許可の制限についての規定でございます。

施設を使用しようとする者はあらかじめ村長の許可を受けなければならないとともに、公の秩序または善良な風俗を害する恐れがある場合など、一定の事由に該当する場合には、使用許可をしないことができるものとするものでございます。

第 5 条は、使用許可の取消し等についての規定でございます。

不正な手段による許可取得や条件違反など一定の事由に該当する場合には、使用を中止させ、または使用許可を取り消すことができるものとするものでございます。

第 6 条から第 8 条は、使用料に関する規定でございます。

使用料は別表に定めるとおりとし、月額使用料を 1 万 4,500 円、日額使用料を大人 300 円、中学生以下の子供を 150 円とするもので

ございます。

また、村長が必要と認める場合には、燃料費及び光熱費、水費等の実費を納入させることができるとするほか、使用料の不還付及び減免についても規定するものでございます。

第 9 条は、使用者が特別の設備を必要とし、または既存の設備を変更しようとする場合にあらかじめ村長の承認を受けなければならないとするものでございます。

第 10 条及び 11 条は、原状回復の義務及び損害賠償についての規定でございます。

第 12 条は、委任規定であり、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

施行につきましては令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第 4 号、議案第 5 号及び議案第 10 号について、福祉子育て支援課長、石坂勝美君。

○福祉子育て支援課長（石坂勝美君） 議案書 9 ページをお願いします。

議案第 4 号、占冠村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

提案理由といたしまして、令和 6 年 6 月 12 日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、子ども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、改正法による改正後の児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項に基づき条例を制定するものであり

ます。

内容として、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、市町村が定める必要がある認可の基準を定めるものであります。

施行期日は公布の日から施行し、同条例第23条の規定、設備及び職員の基準の特例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上御提案申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。

議案第5号、占冠村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

提案理由として、先ほども申し上げましたが、こども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、改正法による改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項及び第3項に基づき条例を制定するものであります。

内容として、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、事業者が給付を受けるために市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける基準を定めるものであります。

施行期日は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書49ページをお願いいたします。

議案第10号、占冠村青少年問題協議会条例を廃止する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

提案理由として、占冠村青少年問

題協議会条例は、戦後の混乱期における少年の非行防止や矯正を目的に昭和38年に制定されたものであり、条例制定から60年以上が経過しております。

現在は、青少年問題協議会の役割が薄れ、より迅速かつ専門的に対応ができる組織に役割が移行していることから、本条例を廃止するものであります。

施行期日は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第9号については、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書47ページをお開き願います。

議案第9号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて。占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月5日提出、占冠村長、田中正治。

本条例の改正内容について、御説明を申し上げます。

条例別表第1で定める検診受診料のうち、喀痰検査容器代の項を削り、同表に新たに骨粗しょう症検査1,100円を加えるものでございます。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第12 議案第18号から

日程第19 議案第25号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第12、議案第18号、令和8年度占冠村一般会計予算の件から日程第19、議案第25号、令和8年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第18号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、令和8年度占冠村一般会計及び占冠村各特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

令和8年度占冠村一般会計予算について御説明申し上げます。

令和8年度占冠村一般会計予算は、歳入歳出それぞれ32億3,700万円と定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

第2条の債務負担行為につきましては、2件を予定しております。

第3条の地方債につきましては、20件を予定しております。

第4条の一時借入金につきましては、その上限額を8億円と定めようとするものでございます。

第5条につきましては、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

第1表により御説明申し上げます。

1款、村税、1項、村民税、9,082万8,000円。2項、固定資産税、3億6,382万円。3項、軽自動車税、336万7,000円。4項、村たばこ税、564万4,000円。7項、宿泊税、7,150万円。

2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与

税、585万9,000円。2項、自動車重量譲与税、2,371万3,000円。3項、森林環境譲与税、854万8,000円。

3款、1項、利子割交付金、20万円。

4款、1項、配当割交付金、30万円。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金、20万円。

6款、1項、法人事業税交付金、400万円。

7款、1項、地方消費税交付金、3,800万円。

8款、1項、環境性能割交付金、1,000円。

9款、1項、地方特例交付金、434万1,000円。

10款、1項、地方交付税、14億4,482万7,000円。

3ページにまいりまして、11款、1項、交通安全対策特別交付金、1,000円。

12款、分担金及び負担金、1項、負担金、2万2,000円。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、5,238万8,000円。2項、手数料、418万5,000円。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、4,330万9,000円。2項、国庫補助金、9,730万9,000円。3項、委託金、85万円。

15款、道支出金、1項、道負担金、2,422万6,000円。2項、道補助金、7,449万円。3項、委託金、650万5,000円。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、4,174万8,000円。2項、財産売払収入、503万9,000円。

17款、1項、寄附金、8,010万1,000円。

18款、1項、繰入金、3億1,391万円。

19款、1項、繰越金、2,000万円。

20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1万円。4ページをお願いいたします。

2項、村預金利子、1,000円。3項、貸付金

元利収入、6,613万9,000円。4項、受託事業収入、684万5,000円。5項、雑入、8,857万4,000円。

21款、1項、村債、2億4,620万円。

歳入合計32億3,700万円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

1款、1項、議会費、3,440万5,000円。

2款、総務費、1項、総務管理費、6億2,631万8,000円。2項、徴税費、2,785万8,000円。3項、戸籍住民基本台帳費、1億2,383万8,000円。4項、選挙費、72万2,000円。5項、統計調査費、32万4,000円。6項、監査委員費、98万5,000円。

3款、民生費、1項、社会福祉費、2億2,434万8,000円。2項、児童福祉費、7,348万7,000円。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2億2,201万4,000円。2項、清掃費、4,780万1,000円。

5款、労働費、1項、労働諸費、1,309万8,000円。

6款、農林業費、1項、農業費、6,172万円。2項、林業費、2億52万3,000円。

7款、1項、商工費、1億7,720万8,000円。

8款、土木費、1項、道路橋梁費、2億2,731万3,000円。2項、河川費、146万2,000円。3項、住宅費、4,807万8,000円。6ページをお願いいたします。4項、都市計画費、7,760万9,000円。

10款、教育費、1項、教育総務費、7,304万4,000円。2項、小学校費、3,328万5,000円。3項、中学校費、2,188万4,000円。4項、社会教育費、2,796万3,000円。5項、保健体育費、2,704万8,000円。

12款、1項、公債費、3億1,022万8,000円。

14款、1項、職員費、5億5,143万7,000円。

15款、1項、予備費、300万円。

歳出合計32億3,700万円でございます。

続きまして7ページをお願いいたします。

7ページは、第2表、債務負担行為でございます。御覧のとおり2件の債務負担行為を予定させていただいております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページは、第3表、地方債でございます。令和8年度におきましては、記載の20件の起債を予定させていただいております。

なお、一般会計の一番後ろにあります、97ページから107ページ、こちらは給与費の明細書。

108ページから109ページまでは、債務負担行為に関する調書。

ラストの110ページから111ページにかけては地方債に関する調書をそれぞれ掲載させていただいております。

以上、一般会計予算について御説明させていただきました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第19号、議案第20号、議案第22号及び議案第23号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） それでは国保1ページをお開き願います。

議案第19号、令和8年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

このたび御提案いたします令和8年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を1億2,320万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の3、2項

の規定による一時借入金の借入れ最高額を2,000万円に、また地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと、230万円の減額計上でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

それでは歳入歳出予算により歳入から御説明いたします。

国保2ページをお開き願います。

1款、1項、国民健康保険税は本年度予算額、2,015万7,000円。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料は1万円。

4款、道支出金、1項、道補助金は本年度予算額、7,946万5,000円。

5款、1項、繰入金は本年度予算額、2,320万円。

6款、1項、繰越金は本年度予算額、2万20万円。

7款、諸収入、2項、受託事業収入は本年度予算額、16万8,000円の計上でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

国保3ページになります。

1款、総務費は1項、総務管理費、1,284万1,000円。2項、徴税費、35万8,000円。3項、運営協議会費、5万8,000円の計上で1款、総務費計本年度予算額、1,325万7,000円の計上です。

2款、保険給付費は1項、療養諸費、6,050万円。2項、高額療養費、1,087万5,000円。3項、移送費、1,000円。4項、出産育児諸費、100万円。5項、葬祭諸費、6万円の計上で2款、保険給付費計7,243万6,000円の計上です。

3款、1項、国民健康保険事業納付金は本

年度予算額、3,090万6,000円の計上です。

4款、1項、共同事業拠出金は本年度予算額、1,000円の計上です。

5款、保健事業費は1項、特定健康診査等事業費、本年度予算額、524万6,000円。2項、保健事業費、124万4,000円の計上で5款、保健事業費計、本年度予算額、649万円の計上です。

7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金は本年度予算額、1万円の計上。

8款、1項、予備費は本年度予算額、10万円の計上です。

国保5ページから国保16ページまでは、事項別明細書。

国保17ページから国保27ページまでは、職員の給与費明細書を掲載しております。

以上が令和8年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算でございます。

次に、診療所1ページをお開き願います。

議案第20号、令和8年度村立診療所特別会計予算について御説明申し上げます。

このたび御提案いたします令和8年度村立診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を8,740万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額を1,000万円に、また地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳入歳出予算の利用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと、120万円の増額計上でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

それでは第1表、歳入歳出予算により歳入から御説明いたします。

診療所、2ページをお開き願います。

1款、診療収入は1項、外来収入、本年度

予算額、2,367 万円。2 項、その他の診療収入、本年度予算額、578 万円の計上で 1 款、診療収入計 2,945 万円の計上です。

2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料は本年度予算額、4 万円の計上です。

3 款、道支出金、1 項、道補助金は本年度予算額、600 万円の計上です。

4 款、1 項、繰入金は本年度予算額、4,990 万円の計上です。

5 款、1 項、繰越金は本年度予算額、200 万円の計上です。

6 款、諸収入、1 項、雑入は本年度予算額、1 万円の計上です。

次に、歳出について御説明申し上げます。
診療所 3 ページをお願いします。

1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は本年度予算額、6,639 万 4,000 円の計上です。

2 款、1 項、医療費は本年度予算額、2,080 万 6,000 円の計上です。

3 款、1 項、予備費は本年度予算額、20 万円の計上です。

診療所 5 ページから診療所 14 ページまでは、事項別明細書。

診療所 15 ページから診療所 24 ページまでは、職員の給与費明細書を掲載しております。

以上が令和 8 年度村立診療所特別会計予算の内容でございます。

続きまして、後期 1 ページをお開き願います。

議案第 22 号、令和 8 年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

このたび御提案いたします令和 8 年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を 2,430 万円に定めようとするものと、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金借入れ最高額を 100 万円に、

また地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定による、歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと 230 万円の増額計上でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算によります。

それでは歳入歳出予算により、歳入から御説明をいたします。

後期 2 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、後期高齢者医療保険料は本年度予算額、1,503 万 3,000 円。

2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料は 1,000 円。

3 款、1 項、一般会計繰入金は本年度予算額 110 万円。

4 款、1 項、繰越金は 10 万円。

5 款、諸収入は、1 項、延滞金加算金及び過料、本年度予算額、5,000 円。2 項、雑入、本年度予算額 6 万 1,000 円の計上で 5 款、諸収入計 6 万 6,000 円の計上です。

次に、歳出について申し上げます。

後期 3 ページをお願いします。

1 款、総務費は 1 項、総務管理費、本年度予算額、154 万 4,000 円。2 項、徴収費、本年度予算額、4 万 9,000 円の計上で 1 款、総務費計 159 万 3,000 円の計上です。

2 款、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金は本年度予算額、2,255 万 2,000 円。

3 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金は本年度予算額 5 万 5,000 円。

4 款、1 項、予備費は本年度予算額、10 万円の計上です。

後期 5 ページから後期 10 ページまでは、事項別明細書となっております。

以上が令和 8 年度占冠村後期高齢者医療特

別会計予算の内容でございます。

続きまして、予算書歯科 1 ページをお開き願います。

議案第 23 号、令和 8 年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算について御説明申し上げます。

このたび御提案いたします令和 8 年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を 2,420 万円と定めようとするものと地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れ最高額を 100 万円に、また地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと 100 万円の増額予算でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によります。

次に、第 1 表歳入歳出予算により歳入から御説明いたします。

歯科 2 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、診療収入は本年度予算額、808 万 7,000 円の計上です。

3 款、1 項、繰入金は本年度予算額、1,550 万円の計上です。

4 款、1 項、繰越金は本年度予算額、30 万円の計上です。

5 款、諸収入、1 項、雑入は本年度予算額、31 万 3,000 円の計上です。

次に、歳出について申し上げます。

歯科 3 ページをお願いします。

1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は本年度予算額、1,953 万 8,000 円。

2 款、1 項、医療費は本年度予算額、436 万 2,000 円。

3 款、1 項、予備費は本年度予算額、30 万円の計上です。

歯科 5 ページから歯科 10 ページまでは、事項別明細書を記載しております。

以上が令和 8 年度占冠村歯科診療所事業特別会計の予算でございます。

以上御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第 21 号について、福祉子育て支援課長、石坂勝美君。

○福祉子育て支援課長（石坂勝美君） 令和 8 年度占冠村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書介護 1 ページをお願いします。

議案第 21 号、令和 8 年度占冠村介護保険特別会計予算。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 1,630 万円と定めるものです。

予算書 2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入の款項から御説明申し上げます。

1 款、1 項、介護保険料、1,701 万円。

2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料、1,000 円。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、1,524 万 8,000 円。2 項、国庫補助金、1,271 万 1,000 円。

4 款、1 項、支払基金交付金、2,355 万 5,000 円。

5 款、道支出金、1 項、道負担金、1,190 万 6,000 円。2 項、道補助金、359 万 5,000 円。

6 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1,000 円。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、2,800 万円。2 項、基金繰入金、300 万円。

8 款、1 項、繰越金、90 万 6,000 円。

9 款、諸収入、1 項、延滞金及び過料、2,000 円。2 項、預金利子、1,000 円。3 項、サービス収入、36 万円。4 項、雑入、4,000

円。

歳入合計、1億1,630万円でございます。

次に、介護3ページ歳出について申し上げます。

1款、総務費、1項、総務管理費、905万8,000円。2項、徴収費、9万円。3項、介護認定審査会費、127万円。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、7,921万円。2項、高額介護サービス等費、224万円。3項、特定入所者介護サービス等費、204万円。4項、その他諸費、6万4,000円。

3款、1項、地域支援事業費、2,179万円。

4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、3万8,000円。

5款、1項、予備費、50万円。

歳出合計、1億1,630万円でございます。

介護7ページから介護17ページまでは、事項別明細書。

介護18ページから介護27ページまでは、給与費の明細書を掲載しております。

以上で令和8年度占冠村介護保険特別会計予算の説明を終わります。

以上を御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 昼休憩の時間に近づいております。ただし、本日は議事の都合によりこのまま議事を続けます。

議案第24号及び議案第25号については、建設課長、岡崎至可君。

○建設課長（岡崎至可君） 令和8年度占冠村簡易水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書簡水1ページをお願いいたします。

議案第24号、令和8年度占冠村簡易水道事業会計予算第1条から簡水3ページをお願いいたします。

第10条まで簡易水道事業会計予算の定めを記載しております。

簡水4ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の款項から御説明申し上げます。

収入、1款、簡易水道事業収益、1項、営業収益、2,174万1,000円。2項、営業外収益、1億1,170万1,000円。合計1億3,344万2,000円。

支出でございます。

1款、簡易水道事業費用、1項、営業費用、1億1,785万6,000円。2項、営業外費用、218万9,000円。4項、予備費、19万円、合計1億2,023万5,000円の計上です。

簡水5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の款項から御説明申し上げます。

収入、1款、簡易水道事業資本的収入、1項、企業債、1,510万円。2項、出資金720万円。合計2,230万円。

支出、1款、簡易水道事業資本的支出、1項、建設改良費、3,250万円。2項、企業債償還金、3,992万8,000円。合計7,242万8,000円の計上です。

簡水6ページは、キャッシュフロー計算書となっております。

簡水7ページから9ページは、給与費明細書となっております。

簡水10ページをお願いいたします。

簡水10ページは、地方債調書となっております。

簡水11ページから12ページは、前年、本年の損益計算書。

13ページから16ページは、前年、本年の貸借対照表。

17ページは、会計書類注記となっております。

簡水 1 ページから 5 ページまで当初予算の明細書となっております。

以上で令和 8 年度占冠村簡易水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、占冠村公共下水道事業会計予算書をお願いいたします。

予算書下水道 1 ページをお願いいたします。

議案第 25 号、令和 8 年度占冠村公共下水道事業会計予算第 1 条から下水道 3 ページの第 10 条まで下水道事業会計予算の定めを記載しております。

下水道 4 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の款項から御説明申し上げます。

収入、1 款、下水道事業収益、1 項、営業収益、1,397 万 8,000 円。2 項、営業外収益、8,603 万 9,000 円。3 項、特別利益、80 万円。合計 1 億 81 万 7,000 円。

支出、1 款、下水道事業費用、1 項、営業費用、9,218 万円。2 項、営業外費用、290 万 4,000 円。4 項、予備費、30 万円。合計 9,538 万 4,000 円の計上です。

下水道 5 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の款項から御説明申し上げます。

収入、1 款、下水道事業資本的収入、1 項、企業債、1,510 万円。2 項、出資金、50 万円。3 項、国庫補助金、800 万円。合計 2,360 万円。

支出、1 款、下水道事業資本的支出、1 項、建設改良費、1,650 万円。2 項、企業債償還金、2,775 万 8,000 円。合計 4,425 万 8,000 円の計上です。

下水道 6 ページは、キャッシュフロー計算書。

7 ページから 9 ページまでが給与費明細書となっております。

10 ページは、地方債調書。

11 ページから 12 ページは、前年、本年の損益計算書となっております。

13 ページから 16 ページが本年、前年の貸借対照表。

下水道 17 ページは、会計書類注記となっております。

下水道 1 ページから下水道 6 ページは、当初予算明細書となっております。

以上で令和 8 年度占冠村公共下水道事業会計予算の説明を終わります。

以上、御提案申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案第 18 号、令和 8 年度占冠村一般会計予算の件から議案第 25 号、令和 8 年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件、8 件につきましては、議長を除く 7 名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号から議案第 25 号までの件については、議長を除く 7 名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午後 0 時 01 分

再開 午後 0 時 04 分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中の予算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に小尾雅彦議員、副委員長に大谷元江議員が選任され、開催日は3月11日とする旨報告がありました。

◎休会

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

議事の都合により、3月7日から3月8日までの2日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から3月8日までの2日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後0時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年4月30日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 下川 園子

占冠村議会議員 藤岡 幸次

令和8年第2回占冠村議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月9日（月曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 令和8年度村政執行方針及び教育行政執行方針 |
| 日程第2 | 議案第1号 | 指定管理者を指定することについて |
| 日程第3 | 議案第2号 | 占冠村過疎地域持続的発展市町村計画を変更することについて |
| 日程第4 | 議案第3号 | 占冠村特用林産物等加工施設設置条例を制定することについて |
| 日程第5 | 議案第4号 | 占冠村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて |
| 日程第6 | 議案第5号 | 占冠村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて |
| 日程第7 | 議案第6号 | 湯の沢保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第8 | 議案第7号 | 占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第9 | 議案第8号 | 占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第10 | 議案第9号 | 占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第11 | 議案第10号 | 占冠村青少年問題協議会条例を廃止する条例を制定することについて |

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	7番	小尾雅彦君			

○欠席議員（1人）

6番 小林潤君

○出席説明員

（長部局）

占冠村	長	田中正治	副	村	長	松永英敬
総務課	長	三浦康幸	企画商工課	長	平岡卓	
農林課	長	鈴木智宏	建設課	長	岡崎至可	
住民課	長	伊藤俊幸	福祉子育て支援課	長	石坂勝美	

ト マ ム 支 所 長 阿 部 貴 裕	会 計 管 理 者 合 田	幸
総 務 担 当 主 幹 野 原 大 樹	財 務 担 当 主 幹 橘	佳 則
職 員 厚 生 担 当 主 任 伊 東 滉	税 務 担 当 主 幹 小 瀬	敏 広
企 画 担 当 係 長 鈴 木	商 工 観 光 担 当 主 幹 竹 内	清 孝
広 報 統 計 担 当 係 長 大 谷	地 域 振 興 対 策 室 主 幹 松 永	真 里
農 業 担 当 主 幹 杉 岡	林 業 振 興 室 係 長 坂 本	龍 哉
建 築 担 当 主 幹 嵯 峨	環 境 衛 生 担 当 主 幹 蠣 崎	純 一
下 水 道 担 当 主 幹 中 島	戸 籍 担 当 主 幹 細 川	明 美
戸 籍 担 当 主 幹 八 木	国 保 医 療 担 当 係 長 久 保	璃 華
保 健 予 防 担 当 主 幹 岡 本	村 立 占 冠 診 療 所 主 幹 佐 々 木	智 猛
社 会 福 祉 担 当 係 長 川 口	介 護 担 当 主 幹 佐 久 間	敦
子 育 て 支 援 室 主 幹 森 田		
(教 育 委 員 会)		
教 育 長 多 田	教 育 次 長 木 村	恭 美
社 会 教 育 担 当 主 幹 上 島	学 校 教 育 担 当 係 長 渡 邊	舞 子
(農 業 委 員 会)		
事 務 局 長 鈴 木		
(選 挙 管 理 委 員 会)		
書 記 長 三 浦		
(監 査 委 員)		
監 査 委 員 藤 本	監 査 委 員 下 川	園 子
事 務 局 長 高 桑		

○出席事務局職員

事 務 局 長 高 桑	浩 係	長 田 中 健 士 郎
-------------	-----	-------------

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針・
教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、これから令和8年度村政執行方針及び教育行政執行方針に対する質疑を行います。

なお、質疑は一括質疑とし、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、3回までとします。

また、質疑答弁は要点を明確にし、簡潔に発言してください。

はじめに、村長の村政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 執行方針につきまして3点質問させていただきます。

まず、執行方針の1ページ、はじめにのところですが、下から5行目のところですが、

今何が必要なのか、今後どうしたらいいのか、何をすべきなのかを見極めながら、政策を前に進めていきたいと思っております。というところですが、こちらについては、どの分野を進めるに当たっても、先を見据えて政策を決めていくとか、進めていくということ

になるかと思っております。そのためには、住民や関係機関との対話というのが重要になってくるかと思いますが、対話についてはどのような考えをお持ちなのか伺います。

2点目、5ページにあります、第3、未来を託す子供の環境づくりのところですが、ここから4行目、出産から高等教育までの施策の拡充ということですが、これまで、中等教育までということで書かれてきていたかと思いますが、ここが新たに高等教育までの施策の拡充ということにつきまして、具体的な施策を考えられているのか伺います。

3点目、6ページになります。（1）の地方自治・地方創生の推進のところにあります、またの部分からですね、地域活性化起業人制度の活用とありますが、この地域活性化起業人制度ですが、こちらはこういった分野で活用予定されているのか伺います。

また、他の自治体では、複数人の方に協力を頂いている自治体もあると認識しておりますが、こちらについてはマッチングが成功した際に活用するといった流れになっていくんだろうと思いますが、例えば村として希望している方が、複数人マッチングが成功した場合、1名とかではなくて複数人活用を検討されているのか伺います。

以上3点お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 下川議員の御質問にお答えをいたします。

まず1ページのはじめにの部分でありますけれども、住民との関係、対話という御質問であります。

基本的に村としては、情報提供をしっかりとし、対話をしていく姿勢というのは大事になってくると思っております。こういったことを考えながら、従来、村長が主催していた、

行政懇談会、あるいは移動村長室、あるいは行政区長会議等々、各種会議等で御意見を伺う。

また、お年寄りから労働者、子供等々、各種団体等の会議にも多く出席をさせていただいておりますし、各種委員会等についてもその都度可能な限り出席をしながら、参加するという意識をしながら、様々な分野の方々の御意見を伺っているところであります。そういったことを踏まえて何が必要なのか、何をすべきなのかということを考えながら前へ進めていきたいということの趣旨であります。

それから、5ページの出産から高等教育という部分であります。

特に高等教育までということ意識して変えたわけではなくて、やっぱり現状の中で子供を育てる意味では、やっぱり最終教育までが責任としてあるんだろうというふうに思う中で、やっぱり少子化対策と定住化対策には子供をしっかり育てる環境整備が必要だろうということでこういった文言になっていますけども、現状の施策をどう拡充していくかということについて、具体的な案は持っておりませんけれども、頭の中で、現在専門職人材が不足をしているということで、育成が課題になっていると思っています。村内においてもそういう状況であります。

かねてから教育分野での機関の中でお話をしたんですが、実現はしていませんけれども、給付型の奨学金制度とか、こういったものを考える必要があるんじゃないのかなっていうことは頭で思っているところであります。

それから、6ページになりますけれども、地域活性化起業人に関わっての御質問であります。

地域活性化起業人は、民間企業等に所属す

る人材が本業を継続しながら、副業という形で自治体の業務に参画し、地域課題や政策促進に専門的な知見を生かしていただく仕組みであります。

本村のデジタル化を進めていくうえでの第一歩となる、庁内の現状把握と方向性や計画策定を伴走していただくことを考えているところであります。

内容としましては、各課へのヒアリング設計と実施、課題の棚卸し、見える化ということであります。

次に、ヒアリング結果の整理、優先順位の検討支援、あるいはDX推進に向けた課題の整理、課題に基づいた現実的かつ段階的なDX推進計画の策定サポート、計画内容が庁内で共有、納得されるための資料作成支援を予定しております。

それと御質問の複数人の活用については、情報発信ツール、デジタルパンフレットなど、観光振興に関わる多言語化や、デジタル化に向けた地域活性化起業人の活用も考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川議員。

○4番（下川園子君） まず1点目の対話についてですが、これまでも住民団体ですとか、各種構成される団体、それから住民懇談会等でお話は聞いていただいているというところはあるかと思いますが、聞いているという状況で対話というところまで進んでないのではないかと感じるころでもあります。やはり対話をしていくには、当然団体によっては、今までのやり方と同じでも、良いこともあるかもしれませんが、やはりその対話を充実させていくためには、ファシリテーターに入ってもらった進め方ですとか、今までの一方的に聞くというよりはお互いに話を出し合える

状況という場が必要になってくるかと思いません。

そういった、これまでの話し合いというのも絶対に必要になってくることだとは思いますが、新たな取り組みといたしますか、そういった対話に向けて、もっと対話の内容が充実するような検討というのはなされないのか、検討してそういったことも考えていかれないのか伺いたいのと、あと、3点目の地域活性化起業人制度、こちらについては概ねDX化ですとか、デジタル化に向けた活用になっていくのかとは思いますが、それについては一応、どれぐらいを目途にといいますか、大体3年ぐらいを目途に他の自治体とかだと成果を出すと言いますか、作り上げて形を作り上げていっているように見えてはいるんですけれども、どのぐらいを目途に成果を出していただくようなものになっていくのかを伺います。

どれくらいでDX化が見えてくるのか、計画してもらってという流れで進めていくのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

はじめに対話という部分で、様々なやり方があるという御質問であります。

これまでも間に北大の先生方入ってもらったり、そういった事業を通じて対話する機会を設けてきたというふうには思っていますけれども、ここのところお互いに情報提供をしてしっかり言葉を聞く、必ずしも私一人が動く必要はないわけで、職員含めてしっかり住民の意見を聞いてそれをしっかり報告を頂いてその経過政策に生かしていくと、いろいろなやり方があると思いますが、議員言われるような様々な方法を通じて、しっかりと御意見を聞いて判断をしていくというふうにしてま

いりたいと思います。

それから、地域活性化起業人の完成目標、出口につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの地域活性化起業人制度の関係の御質問ですけれども、何年を目途に成果を出していくのかということですが、今まず考えておりますのは、この地域活性化起業人として登録されている方のマッチングがうまくいった場合、まずは6か月の契約というような形になります。

その後、状況によっては延長ということも、それは相手もあることですので、どういう形になるかは不確定な要素がございますが、その後、延長という形も考えられるということで今思っております。

まず6か月からスタートいたしまして、その中でDX推進に向けた計画策定ですとか、方針、方向性そちらのほうを固めていきながら、その後どういう形で進めていくかというところをしっかりと検討段階に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、下川園子議員の質疑を終わります。

7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） それでは何点か質問させていただきます。

4ページの第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくりについてです。

下段の占冠村も被災地となる可能性があることから、いろいろな場面を想定し村民の命と財産を守る対策を図ってまいりますという記述です。

ここでは、どのような自然災害、大雨災害

だとかっていうことの内容で想定されているのか。

また、それぞれの災害いろんなパターンがあるかと思うので、その備えに講じるのかという具体的な素案があればお聞きしたいと思います。

二つ目ですが、5 ページの未来を託す子供の環境づくりです。

中段の記述で、学校教育においては、情報通信技術に対応した教育環境の整備が必要という内容です。

この内容の具体的な整備内容と先のG I G Aスクール構想との関係を伺います。

3 点目は7 ページです。経済循環が図られる基幹産業の振興、①酪農畜産についてです。

侵入防止柵設置事業を継続しということで、今年度の事業内容、主な予算の資料を見ると、6,000 メーターということの記述がありました。そのほか事業内容をちょっと詳細に伺いたいと思います。

黒毛和種の繁殖関係については、さきの一般質問で別議員がされていましたので割愛します。

4 点目の9 ページ、③の林業事業体の支援です。

林業の担い手対策事業、林業労働安全推進事業を引き続き実施されるということで、林業労働者の労働条件が満たされなければ就労が長続きしないという実態があるので、昨年の事業体1社が廃業しているという実態があります。

林業労働者の減少がやはり危惧されますので、福利厚生分野での手厚い助成策も求められる。

また、事業の就労としては、やはり国有林事業への事業参画ですとか、民有林の年間の森林整備の事業量の対処は可能なのかという

ことで伺いたいと思います。

5 点目です。10 ページ、商工・観光・労働の記述で①商工振興で、小規模事業者支援事業において、転入者に対する開発支援を拡充ということなんですが、この拡充の内容を伺いたいと思います。

6 点目です。11 ページ、③の双民館です。双民館の利用者が前年対比で5割増の延べ463人となった要因としては、酪農学園大学の鳥獣対策が主な実績なのかと思うんですけど、他に何かあったのかというようなことで、お聞きしたいのと、今後の活用方法を検討して交流人口の増加を図る施設としての展望という記述もありますので、この辺の内容について伺いたいと思います。

7 点目です。11 ページ下段の地域特性を生かした集落対策、移住・定住・関係人口の増加の拡大、(1)で移住定住なんですけども、マイホーム奨励事業や個人住宅の取得支援の拡充の内容と民間賃貸の共同住宅の建設促進は、現時点で建設予定があるのかどうかを伺いたいと思います。

8 点目です。14 ページの地域交通の記述で、最後のほうで、安定した運行を維持するために、村営バス1台の更新ということになっています。

前回の村営バスの更新時の事務処理の経緯もあるものですから、今後購入予定となる車両の更新、言ってみたら中型バスとマイクロバスの車種があると思うんですけど、更新予定を含めたディーラーとの調整も必要かとも思いますので、スケジュール内容を伺いたいと思います。

最後です。9 点目ですが、15 ページの地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策、(1)の高齢者福祉です。

小規模多機能居宅型介護施設とま〜るの適

切な施設の維持管理とサービス提供なんですけど、現有の職員体制が一応介護の有資格者を募集して、ずっと社協のほうでは体制を整えるべく、募集していましたが、3月末で辞められる方もいらっしゃるということで、新たに募集してて一人確保しても、言ってみたら3月で辞める方とプラマイゼロになるということで、やっぱり現有体制では増えていないと思うんですよね。利用者の定数自体も今20人弱ということですので、やはり今後の運営を考えると現有の体制では大変ではないのかと思っていますので、村もできれば一緒になって職員募集の関係については取り組んでいかなくてはならないのではないのかと思いますので、この辺の内容について伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小尾議員の御質問にお答えをいたします。

4ページの安全で安心な暮らしを守る基盤づくりということで防災に関わる御質問であります。

近年書いてあるとおり全国各地で激甚化、頻発化する自然災害を目の当たりにして、本村におきましても、いつどこで災害が起きてもおかしくないという強い危機感を持って防災、減災対策に取り組もうということでございます。

想定される自然災害については、まず、本村においては想定される主な自然災害として第一に水害であります。村内を流れる一級河川鵜川及び双珠別川の氾濫による浸水被害、また、本村は面積の94パーセントが森林という急峻な地形であることから、大雨に伴う土砂災害や崖崩れのリスクを想定しております。

第二に本村特有の風雪害であります。豪雪による交通障害や集落の孤立、雪崩災害、また、厳冬期における大規模停電など、冬季間の複合的な災害リスクを想定しております。

第三に地震災害であります。北海道周辺で発生が懸念される巨大地震や内陸直下型地震による強い揺れ、それに伴う建物崩壊や道路の寸断を想定しております。これらは具体的な備えとしてこれらの災害に対しては、ハード、ソフト面両面からの対策が必要だと考えております。

まず、情報発信と避難体制の強化等々ソフト対策でありますけれども、村民の皆様が迅速に避難できるよう、洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域図の周知徹底を図ってまいります。

今年度整備しております防災行政無線、または登録制メール、SNS等を活用した緊急情報を多重的に宣伝する体制を構築しております。

特に、独居高齢者など避難行動要支援者につきましては、地域や関係機関と連携をし、個別避難計画を作成し、今後も推進してまいります。

次に、備蓄とインフラの整備、ハード対策になりますが、災害発生時の孤立化を防ぐための避難所となる各施設への食料、飲料水、毛布等の備蓄を計画的に更新をしております。

昨今の教訓を踏まえ、停電時でも暖房や通信機能を維持できるよう、非常用電源発電機の整備や災害時における燃料確保の体制を構築しております。

また、冬季間の災害に備え、除雪体制の維持確保も村民のライフラインを守る最重要課題として継続に取り組んでおります。

このほか、自主防災と意識啓発ということで、自然の猛威を完全に防ぐことは困難では

ありますが、被害を最小限に食い止めることは可能であります。

今後も国や北海道と密に連携し、村民の皆様の命と財産を守るため切れ目のない防災体制の構築に全力を挙げて取り組んでいくこととしております。

次に、5ページの具体的なGIGAスクール構想の関係、内容と構想についての御質問であります。

具体的な整備内容とGIGAスクール構想との関係でございますが、GIGAスクール構想の推進では、一人一台端末の着実な更新ということで、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びを実現するため、令和3年度に一人一台端末を整備し、GIGAスクール構想を推進しております。

今回はGIGAスクール構想第2期ということで、第1期に整備した端末の更新時期を迎えることから、端末の故障等においても子供たちの学びを止めない観点から、本村においても児童生徒全員分の端末を整備するものでございます。

次に、酪農畜産で侵入防止柵設備事業の継続ということでもありますけれども、これらの内容の御質問であります。私の後に担当課長より御説明をさせていただきます。

次に、9ページ上段、林業労働安全推進事業を引き続き林業事業体への支援という御質問であります。道内自治体の例規を調べてみても、新規林業労働者に対しての住宅補助等の支援を行っている自治体はほとんどない状況であります。道内においても占冠村は先進的な取り組みといっても差し支えないというふうに考えております。これで十分という意味ではなくて、しっかり働く環境整備を村として支援をしていきたいという意思表示でもあると考えております。

また、令和6年度までを期間とした占冠村林業担い手事業実施要綱及び占冠村林業労働安全推進事業実施要綱の期限を延長いたしまして、林業事業体の要望を受けて対象範囲等の拡大もしているところであります。

占冠村は年間の森林整備事業については、森林経営計画に基づき、約5ヘクタールの植栽、15ヘクタールの間伐、1か所から2か所程度の立木販売を目途に計画をしているところであります。

国有林事業の参入につきましては、事業体の判断がありますが、上川南部森林管理署と例年開催をしております林政協議会の中で、村内の事業体の参入について要望しているところでございます。

しかしながら、一般競争入札に参加し落札するしかなく、村内事業体への随意契約を行えないとの回答であります。粘り強く地元事業体への事業ができるような方策を検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、10ページの占冠村定住促進条例の小規模事業者支援事業の拡充の部分ですが、併せて小規模事業継承支援事業の拡充の部分については、担当課長から御説明をさせていただきます。

それから、11ページ上段の双民館に関わる御質問であります。

議員言われているとおり、酪農学園大学及び野生鳥獣対策の関係者による利用が多いわけですが、そのほか延べ26人のキャンプ場としての利用、それから地域住民の日帰り利用が15人となっております。

今後の活用方法の展望についてでありますけれども、公共性、地域との要望関係等々勘案しながらこういった管理運営がいいのかということも含めて、方針に記載のとおり、令

和8年度に検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

それから、11ページの占冠村定住促進条例の拡充でありますけれども、マイホーム奨励事業等々については、担当課長から御説明をさせていただきます。

民間賃貸共同住宅の建設のお話がありましたけれども、建設したい旨のお話はお聞きしておりますけれども、現在、具体的な建設計画には至っていないというふうに承知しているところであります。

それから、14ページ、地域交通に関わるバス更新の関係でありますけれども、予算計上をさせていただいておりますのは、24人乗りのマイクロバスを購入予定しております。令和8年度中の納入見込みで考えておりますけれども、議員御心配のとおり自動車関係の納期が遅い傾向があるというふうに想定されますが、年度中の納入が間に合わない場合が判明しましたら速やかに繰越明許等の手続きを行いながら対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、15ページ、高齢者福祉の部分で小規模多機能居宅介護型施設とま〜るの関係であります。

このとま〜るの3月1日現在の職員体制は管理者1名、介護支援専門員1名、看護師1名、介護従事者9名、うち臨時職員2名の計12名であります。

3月1日現在の登録者は12名、通所サービスは1日6名程度利用されているという現状であります。

職員の確保については、社会福祉協議会、とま〜るとも連携しながら進めており、令和7年10月に1名の職員採用がありましたが、まだまだ不足をしているという認識であります。

介護職員の担い手不足については、全国各地で問題となっており、難しい状況でありますけれども、今後も周知活動を行い、採用に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 基幹産業の振興について、農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 小尾議員の御質問に対して御説明させていただきます。

侵入防止柵設置事業の詳細でございますが、7経営体で約6,000メートルでございます。

今年については、昨年10月、11月の要望調査でお聞きしておりますので、新年度に改めてまた要望を聞きますけれども、その時点で若干の増減はあるのかというふうなことで認識をしております。

今回は、聞くところによりますと、隣接の経営体同士と一緒に共同実施みたいな計画があるように聞いておりますので、幅広に今後に対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 商工振興及び、移住定住について、企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 執行方針10ページの転入者に対する開業支援を拡充というところの内容でございますけれども、こちらの占冠村定住促進条例を改正いたしまして、これまで小規模事業者の開業支援商品券といったしまして、開業した場合については、商品券20万円分を交付ということになっておりましたけれども、それに加えて転入者が村内事業所を新規開業した場合は、さらに現金30万円を交付するということで拡充をしております。

それから、11ページのマイホーム奨励事業や個人住宅の取得支援の拡充内容についての

御質問でございますけれども、こちらも先ほど同様占冠村定住促進条例を改正いたしまして、子育て世帯応援商品券ということで住宅を新築、建て替え、または購入するものに高校生以下の子供が居る場合については、一人につき商品券 10 万円分を交付すると、上限は 30 万円ということで、新たな支援措置を追加をしているところでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7 番、小尾議員。

○7 番（小尾雅彦君） 詳細にわたっての御回答ありがとうございます。

7 ページの酪農畜産の侵入防止柵の設置事業なんですけど、7 経営体で 6,000 メーターを事業量として予定しているということで、事業費でメーター 3,000 円程度で以前はできたんですけど、資材費の高騰とかで、事業費が大分上がってくると思うんですけど、この辺の対応はあくまで資材費だけの補助で設置は自分らでやってくださいってことになるかと思うんですけど、この辺も含めての対応はどうかと思っているのと、飼料畑じゃなくて、草地ですとか、採草地での取り組みが今後増えてくるのかなと思うんですけど、この辺の関係をお聞きしたいと思います。

9 ページの林業事業体への支援は、やはり手厚い補助施策は講じておられますけども、やっぱり事業体との労働環境の調整は今後必要になってくるかと思うので、村サイドも事あるごとにこういう事業の推進含めて、こういった労働環境の意見調整はしていただきたいなと思っていますので村側とのそういう調整はよろしくお願いしたいと思っています。

それだけ再度お聞きして終わります。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 9 ページの林業事業

体との労働環境の関係については、村としても十分森林組合、あるいは民間事業体含めて協議はさせていただいてより良い方向へとするため努力をしたいというふうに考えているところであります。

もう一点の鹿柵の関係については担当課長から御説明をいたします。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 小尾議員の 7 ページの御質問に対して御説明をさせていただきます。

従前から議会の場でもお話しさせていただいておりますが、デントコーンだけでなく、畑であっても牧草地であっても一部資材置場を含んだ草地であっても幅広に対応して農業被害を抑えていくというのがこの趣旨でございます、村が単独で事業を行うという目標の第一でございます。

ですので、要望のあるものについては、引き続き幅広に対応させていただきたいというふうに思っております。

単価でございますが、昨年も 3,000 円の事業費でやらせていただきましたが、見積りをとりますと、比較的安価に納品されてございますので、御心配の資材の高騰の影響は今のところは受けていないというふうに思っております。

それと設置につきましても農業者に任せるのではなく、農林課、林業振興室も含めて、職員で手伝えることは手伝って設置をしてきておりますので、引き続きそういった体制で支援をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで 7 番、小尾雅彦議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。

2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 執行方針に対しまして若干質問いたします。

まず、1点目です。1ページになります。上から10行目から12行目にかけましてあります。少子・高齢化、人口減少問題はまだ解消されていない状況が続いています。構造的課題でもあります。解消に向けた歩みを止めてはならないと考えています。

また、同様3ページにも上から6行目にかけて、少子・高齢化や人口減少などの影響を受けている現状ではありますがこれを解消しとあります。

やはり、少子・高齢化、人口減少というのは村の対応として本当に大事なことであることは、私も同感でありまして、一応地方創生総合戦略、これを基にした占冠においても、第2期占冠村まち・ひと・しごと総合戦略で今対応している状況ですが、この戦略があまり効果的に実行されて、進行しているような感じは受けないんですけども、もう一つこの辺、何か対策が要るんじゃないかと思うんですけども、その辺村長の考えをお聞きしたいと思います。

2点目は、1ページの最後の段から次のページにかけまして、国において積極的な財政政策を進め、地方を元気にする政策を実行するとの方向性が示されていますので、乗り遅れることなくないように努力してまいりますという点であります。

国でも責任ある積極財政にて8つの重点テーマで17の戦略分野で経済成長を目指していこうという方針なのですが、たくさん分野がありまして、村長の目指していくのはどの分野を目指していくのかということをお伺いしたいと思います。

それから、2ページ、上から3から4行目

にかけまして、道東自動車道の4車線化などは経済循環の起爆剤となるものと期待しております。

まさにそうだと思います。しかし、残念ながら村では、食べる場所、飲みに行く場所がなければ、結局経済を循環させることはできないと思いますので、やはり対応が後手後手になってるような感じるわけなんです。この辺村長の考えをお伺いしたいと思います。

4点目が2ページですが、上から15行目、行財政の効率化ということで述べられているんですが、この効率化という文言はどんな内容なのか、村長の考える内容を教えていただきたいと思います。

そして5点目が3ページ、下から6行目から下から3行目にかけて、村の農業について語られている部分であります。

農地を守り、新たな就農につなげていくことが課題となっているというところの部分です。

農地について言いますと、農業委員会の各年度の目標及びその達成に向けた活動計画というのが出されているんですが、レジュメを見ますと農地台帳面積においては、令和元年度764ヘクタール、2年から4年度の活動計画によりますと763ヘクタール、5年度は762ヘクタール、6年度は625ヘクタールと減少傾向にあります。

ということは、農地を守っていないという状況でありまして、また新規就農について言いますと、令和7年度までは、農業振興新規就農等支援対策補助金という名称がありましたが、8年度では新規就農等支援対策という文言が削られまして農業振興補助金となって、新規就農につないでいくという方向性が、消えるんじゃないかという感じがするわけで、村長の思いとちょっと違ってきている感じが

するんですけども、その辺の説明をお願いいたしたいと思います。

そして6点目は、4ページ上から4行目にあります、林業の事業者について語られているんですが、この育成というのがこの村の林業にとっては重大なことであると思います。その下段にかけて、国有林との連携も大切だということも書いてあるんですけども、実務を担っていく事業体がなければこの話も実行が進まないんじゃないかと思うので、やはり事業体の育成というのが近々の課題であると思いますし、関連で9ページの最上段、私有林の育成というところで森林環境譲与税に基づく地域林業振興事業について触れられていますが、令和7年度の10号補正でこの予算が全額減額されて補正している状況でありまして、これがうちの村の現状でありまして、やはり事業体の育成が大事でこれに対応するためにもこの育成を急がないとならないのではないかなと思うんですけども、その辺村長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、7点目、4ページ上から13行目にかけて4月施行の宿泊税は増大する財政需要に応えるための重要な財源であると書かれてありますが、宿泊税導入時の説明では、宿泊税というのは、観光振興のために使うと言っていたはずだと思います。

このように表現されるのはおかしいと思いますし、これから苦勞をかける特別徴収義務者である宿泊業者に大変申し訳ないことだと思いますが、村長のお考えを伺いたいと思います。

8点目が4ページ、第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくりのところで、村民が安心して暮らすための基盤は、地域医療や福祉施策の充実、介護支援云々と書かれていて、いつでも誰もが享受できる体制があることだ

と考えております。不十分な点を少しでも改善し、住民ニーズに即したサービスができるように努めてまいりますというところであります。

現在、トマムにおいては、2週間に一回という歯科治療の現状でして、昨年、年末年始の村の公共機関の営業周知のお知らせを見ますと、現在1か月近くトマムで歯科診療を受けられないという状態でした。トマムについて言えば、村の人口の約半数近く居ますし、年末にかけて観光客がたくさん来て賑わうトマムが1か月近く、歯科診療を受診できないという状態で放置されていたことは、いつでも誰でも享受できる体制があるとは程遠い状態でないかと思います。

なぜ派遣、出張医で補完できないか。例えば村立診療所なら、そう対応してたのではないかなと思うんですが、やはりその辺の対応を急がなければならないと思うんですが、その辺村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

また、介護関係で言えば、毎年占冠村では介護認定を受ける人が5、60人居るわけです。村で介護サービスを受けようとしても、小規模多機能施設とま〜るしかなくて、希望するサービスや受けたいサービスとは違うわけなんです。だからとま〜るの利用者というのは少ない状況なんです。結局、占冠から離れて身内が近くにいる施設に入居することになる。そして村の人口が減っていくという状況があると思うので、この辺について村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

そして9点目、先ほど出てました11ページにあります、双民館のところですよ。

先日の補正予算の第10号の審議の際にも述べましたが、600万円運営資金をかけまして、26万6,000円の成果しかなかったわけです。住民のやってくれという希望で運

営しているという説明もありましたけども、昔ですのでいろんなところで存続を望んだけど、予算がないということで、結局廃止された事業が今までたくさんあったと思うんです。

今回 150 万の周辺草刈り、これを町内会に頼んで、5、60 万で委託請負してもらおうとか、やはり存続するに当たり地元住民に協力を頂き、効果的、経済的な運営方法を考えていてほしいと思うんです。

今思えばメープルシロップの製造場所としてきて、利用できたんじゃないかなと思うんですけども、村長の考えをお聞きしたいと思います。

それから 10 点目、13 ページにあります環境衛生のところですよ。

最後尾の富良野沿線市町との連携を図り、廃棄物のより効果的・広域的な処理について協議してまいりたいと書いてあります。

3 月 6 日の道新朝刊で上富良野町の方針として、ごみ焼却炉 27 年度廃止という記事が載っていたわけなんですけども、このことで沿線市町村にどんな動きがあるのか、推測されているのか村長の考えを聞きたいと思います。

最後に 11 点目なんですけども 21 ページ、最上段、財政調整基金のところであります。

令和 7 年度末の見込みが、残高 2 億 420 万円ということで、令和 8 年度の予算を見ますと貯金であるこの財調を減らさないためと思うんですけども、結局 20 本の事業を起債で対応するということになりました。簡単に言えば、貯金を使わないで、お金を借りて仕事をしていこうということだと思うんです。

お金を借りれば、結局利息がつくわけで、令和 8 年度予算書の 94 ページを見ますと、いろんな借金というか長期年賦だとか一

時借入金だとかいろいろあるんですけども、今年度 1,700 万利息を払うわけなんですけども、去年から見たら 1,000 万近く増えているわけですよ、利息だけで。だから結局お金借りて使えば利息を払わないといけないので、貯金使ったほうがよかったんじゃないかと私は思うんですけども、この辺村長の考えを聞いて、私の質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 答弁の前にここで、11 時 15 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。

答弁願います。村長。

○村長（田中正治君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の内容が多岐にわたって数多くありましたので、私のメモの範囲でお答えをさせていただきたいと思いますが、不足な部分があれば、再度お聞きを頂ければというふうに思います。

ページ数等ちょっと間違いもあるかもしれませんが、メモの範囲なんで一つ御容赦を頂きたいと思います。

まず、1 ページの少子・高齢化、人口減少対策ということで、村としても現状を考えたときに、流れはやっぱり全国的な流れの中で占冠村にもこれが当てはまるんだろうというふうな押さえであります。

私としてはこれまで住んで頂けるため、住む場所として選ばれるように、様々な政策を展開しなければならないという立場でスタートさせていただいたのは、何といたっても子育て支援と住宅問題と定住化の問題だろうというふうに思っていて、こういったことを意識しながらやってきたつもりであります。

総合戦略についても、これが議員言われるように効果的かどうかということも含めて、総合戦略で得たものも少なくないわけでありまして、そういった中でこの見直し時期に来ていますので、総括をしながらこれが効果的な戦略となるように検討を前に進めたいというふうに思っているところであります。

次に、また同じですけども、国の政策において、地方創生戦略重点投資分野で 17 項目、あるようでありますけれども、私はこれに乗り遅れないということを意識するのは、やっぱり占冠村も環境をうまく生かしながら、この事業にうまく取り入れながら、小さいながらも持続可能な地域としてしっかり基盤を作っていきたいというふうに思っております。

その取組は様々で小さいことでも様々なことを取り組みながら、これが有効だろうと思うことをその都度考えてまいりたいというふうに思っております。

2 ページの道東自動車道の 4 車線化に関わって地域の経済循環に関わる問題でありますけれども、議員御指摘の飲食に関わっての産業ができていない中で、実際に来年度から事業者を含めて多くの方が占冠に住まわれるわけで、事業者からは、飲食できる所はどこかありませんかという切な思いもお聞きをしているところでありますが、この経済活動、飲食に関わる対応は、私も少し課題かというふうに思っております。

冗談話で行政が居酒屋やったらっていう話も出たんですけど、行政が商売をするわけにはいけないので、ぜひ民間の中でこういった意欲のある方が出ないかということで、個人的に当たったこともあります、なかなかそういう環境にないということで。この環境は 10 年は続くんだろうというふうに思っていますので、早い時期にこういったものも解消し

ながら、地域経済が活性化されるように努力をしたいというふうに思っております。

また、2 ページで行財政の効率化ということで、ここ大変重要でありまして、先般の一般質問でも道の駅の問題も含めて議論をさせていただきました。

何といたっても、行政を維持し有効な政策をやっていくためには、どうしても財源が必要になりますし、持続可能な財源をどう作るかというのがあります。政策実行に当たっての効率化でありますけれども、何をやって、何を辞めるのか、取捨選択もここは必要になってくるところであります。

限られた財政をどこに使うのか、これも大きな判断になると思いますので、ある意味この収入と支出のバランスをしっかりとっていかなければ、将来にわたって困るというか、持続可能な財政を維持していけないということになりますので、そういった意味では多くの財源をどこに求めてどう作っていくか、これも宿題ですし、実行する歳出の分野で、どうやってそのことを実現し、効率的に運営していくか、こういったことまで含めてやっていかなければならない環境になってきていると。それでなくても経常経費がどんどん上がっていますので、使えるお金がどんどん減っていくということになるので、そういった意味では物を作ったらそれでおしまいではなくて、必ず運営費がかかってくるという環境です。そういったことも意識しながらこれの効率化というのは図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、3 ページの農業に関わって、農地を守り新たな就農ということで活動計画の中で農地を減らしているんじゃないのかというお話があったわけですが、ここ 3 年、新規就農ができていないという御指摘はそのとお

りでありますし、新規就農活動を村がやめたということではなくて、続けてはいるんですが、そういう希望者が現状でなかなか難しい環境であったというふうに思っております。

いずれにしても離農者が3戸あって、その農地をどう守って次につなげていくかということが大事だと思っておりますので、就農ができる農地についてはしっかり守って、新たな就農につなげてまいりたい、これは基本方針として持ち続けたいというふうに思っているところであります。

これも4ページ、林業に関わって事業体育成ということですが、それこそ私が林務係を拝命していた頃は、木工場もあり、林業事業体もたくさんあって、大規模な林業会社が2社あって、盛んに林業事業が行われたという経験を持っておりますが、現状、中小零細事業体ということで、これらの育成に関しては、やっぱり村の関与、支援が必要なんだろうというふうに思っております。

やはり何と云っても、中小零細事業を継続してもらうためには、事業量の確保というのは、重大な課題だというふうに思っています。

執行方針でも、主伐再造林ということで進めたいということを言っておりますけれども、なぜ主伐再造林なのかと、これはいろんな意味もありまして、二酸化炭素吸収量も熟木、適期を超える木については、吸収量がぐっと落ちます。それで熟木を伐採して新たな木を植えることによって吸収量をアップさせるという、違うゼロカーボンの部分もあります。

併せて事業体育成にもつながるということで、木を切る事業、それから木を植える事業、育てる事業、これを循環させることによってしっかり林業事業体を育成していくということでないかというふうに思っています。その一部として、薪生産とかそういったものが入

ってくるだろう。

そもそも山づくりをしっかりさせて経済循環を図っていくことによって、事業体に力を付けて、スマート林業にも結び付けていくといったことをしっかり継続してやっていくことが重要だというふうに思っているところであります。

それから、同じく宿泊税に関わっての御質問でありますけれども、議員言われるように特定目的税でありますから、観光振興以外には使えません。そのために観光振興財源として計上していると思います。

ただ、村の全体予算としてこれまで観光振興事業に一般財源を使っていますから、例えば、一般財源を福祉とか違う分野に回して宿泊税を観光財源とするという財政上のやりとりがあります。

併せて、観光振興に関わる新たな事業にも投資をしていくという貴重な財源ですから、そういった意味では目的外に使うことはありませぬし、観光振興に充当をさせていくことによって、村の財政状況も少し良くなる、行政サービスも低下をさせないという相乗効果があるんだろうというふうに考えております。

次に、暮らしを守る基盤ということで、歯科診療所のお話もありました。

私としては、こういった山村地域に医師を確保していくというのは大変難しい環境の中で、現在、それぞれお医者さんは、占冠村に在住をしてくれて診療をしてもらっているということに対して、やはり感謝をしているところであります。

それにつけても、その診療体制含めた今の状況をどう解消していくかということは、宿題として私の中でもありますし、議員言われるような出張医への対応等々、必要であれば、そういうこともあるのかというふうに思いま

すけれども、現状で大きな予算を要する、これについては大変申し訳ないですがちょっと我慢をしていただいて、元の体制に戻るように私としても努力をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

それから 11 ページの双民館に関わってありますが、採算性について御指摘を頂いているところですが、双民館はそもそも公共施設ということで、公共性を重視した施設で、採算性、金儲けでスタートした施設ではないということで、公共性が保たれているかどうかということが大事なんだろうと思います。

私の中では、表には現れていない効果、事業も公共性も発揮している部分もありますので、これらが御指摘の点にそぐうのか、そぐわないのか含めて、執行方針でも申し上げているとおりの、どういった方向でいくんだということを再度検討しながら、決めてまいりたいというふうに思っております。

現状はやはり、ここでの効果で鳥獣対策含めて大きな効果が現れているというふうにも思っていますので、そういった公共性の部分がどう評価されるかについて今後も検討したいというふうに思っております。

次に、13 ページのごみ処理です。

ごみ処理に関してはそもそもが圏域分担処理ということで、それぞれの持分で処理をしていこうというので、各町村の持ち施設というのか、分野で処理をさせていただいて、利用料を払うと。

例えば、うちは入れていませんが、うちは埋立てごみだったの、上富良野は焼却ごみを受け入れるということで、南富良野、中富良野、富良野市の医療ごみというのか、おむつとかを受け入れて焼いてきたという状況です。

占冠村は焼却灰を受け入れていると。南富良野は小動物の焼却施設、それから中富良野

は缶・ペットボトルの処理ということで、それぞれ分担処理、富良野市はもともと資源ごみというのか資源再生をやっているの、焼却には軸を置かないということで、これまでもそういった中で上富良野の焼却施設が耐用年数というのか、故障が出たりして、そういった議論をさせていただいておりました。担当課において、具体的な方向性について議論するようにということで首長会議では出ていて、上富良野からは自前でごみ処理場を造ることは難しいということが言われるようになりまして、大雪広域の方に移行したいという話がありました。

それにしてもやっぱり南富良野、中富良野はどうしても、焼却をしなければ処理ができないということで、何とか大雪に行くための議論を進め始めたという状況です。

結論には至っていませんけれども、仮に大雪に占冠村が行こうとしても、担当からの話ではごみ量の関係で焼却は占冠までは面倒見られないというような状況のようです。そういった意味では占冠村ものん気に構えてられないから、どういう処理方法があるのかも含めて、早急に対応を取らなければならないという状況になっていることは間違いないというふうに思っております。

いずれにしても早ければ 28 年 4 月からという話もありますので、もう 1 年後ということなので、これからもっと具体的な議論になるということで、僕は新聞は先取りして早いなと思って見ていました。

そんなことで、いろいろまた御相談しなければならぬことが多く発生すると思います。がよろしく願いをしたいと思います。

それから 21 ページの財政調整基金。やはり財政調整基金も財源不足を補填する一般財源としてあるわけですが、一定レベル以上を

減らすっていうのは、この財政運営上大変厳しいということから、過疎債のつくもの、起債になりますが、過疎債を中心として交付税措置のあるものを起債として計上させていたでいておりますので、過疎債等の対象になってくれば、利息含めて7割は交付税で補填されますから、そういった意味では確かに議員言われるとおりローンは残りますけれども、そういった財源を使わざるを得ないというこの今の状況であります。

先ほども言いましたが、経常経費がざっと見るともう3割ぐらい上がっています。そうすると1割上がると3億財源不足になります。そうすると、やっぱり経常経費が1割上がることによって、30億の予算を作るってなったら、黙っていても3億は余分に経費がかかってくるというのが今の物価状況でありますので、そういったものにも対応していかなければならないですし、そのための財政調整基金、今年も充当させていただいておりますけれども、ここは何とかこれを積み戻しを図る中で維持をしていくという努力を続けさせていただいて、何といても持続可能な財政を基本としながらやらなければ、これから自治体運営も難しくなるだろうというふうに思っていますので、御理解頂きたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 各点にわたり御回答ありがとうございます。何点か確認させていただきたいと思います。

まず、7点目の論点で4ページの宿泊税の関係のお答えに対してですけども、間接的に宿泊税っていうのが財政需要に応えるための財源ということで答えられたんですけども、最初に宿泊税というのは観光振興のために使うって言っているんですから、やはりそこは

書くところは書いて、あとは何使ってもいいんだけども、財政のために使うとか、間接的にはそういうふうになるんだけども、やはり言うところはきちっと、そのために最初から言っていたんですから。そういうふうに書いたほうが僕はいいと思うのですが。それがまず一つです。

それからもう一つ、8点目の論点で4ページのトマムの歯医者のことなんですけども、必要があれば対応していくという答えだったわけなんですけども、結局、去年の暮れの公共関係の開業状態を見て、トマム歯科診療所は、1か月ぐらいずっとお休みなわけです。さっきも言ったように今の人口は占冠の半分以上、そして年末年始ですから観光客は多分何千人か来たと思うんですよね。本当にそんな状態でいいのかどうか、僕は本当に必要があったのではないのかと、村長は必要があればと言うような答えだったんですけどね。簡単だと思うんですよね。札幌に行けば今は歯医者いっぱい余っているし、ちょっと来てって言ったらすぐ来てくれると思うんですけどね。やはりそういう対応って必要だったんじゃないかと思うんですけども。

最後です。2ページのところの行財政の効率化というところの話なんですけども、このたび、隣の夕張が借金を全部返済が終わったということで新聞に出たんですけども、自治体っていうのは結局借金がいくらあっても僕は潰れないと思うんですよね。地方交付税があるから、必要最低限のお金というのは、国から来るわけですから、絶対自治体というのは潰れないと思います。

でも一番困るのは、夕張見ても分かるように住民なんですよね。やっぱりいろんな物が高くなり暮らせなくなって離れていくとか、そして結局住民がいなくなったら自治体

がもたなくなってくるというか、そういう面では潰れるか潰れないか分からんけど、結局交付税がある限りは絶対潰れないんで、やはり村長言うことも分かるんだけど、こう効率的に使っていかないというのも分かるんだけど、やるときはやらないと村の経済というか、それを回していくような、みんなが儲かるようなそういったような方向も僕は必要でないかと思うんですけども、以上3点の答え聞いて、質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 宿泊税に関わっての文言でありますけれども、基本、何回も言いますが、観光振興のための宿泊税であるという押さえはしております。その考え方に何ら変わりはありません。この宿泊税によって村の政策に関わる財源区分が少し変わる部分については、これを基盤としてやっていくということですので、考え方については全然変わっていないということで御理解頂きたいと思います。

トマム歯科診療所の関係でありますけれども、これまで運営してきた体制が基本となるというふうに思っていますし、今の診療所運営費等々のことも考えても、繰入れを考えるとやはり、今の状況で何とか当面やっていけないかということが頭の中です。

言われるように、代わりは何ぼでもいるぞというお話もありますけれども、再度、内部でも議論はさせていただきたいというふうに思っております。

それから、行政効率化の問題ですが、もちろん使うところには使わないと駄目だと私も思っていますし、取捨選択は必要なんだろうと思っています。

使うと決めても本当にこれが将来にわたってしっかり運営できるかどうか、経営できる

かどうか、そういった使い方の取捨選択もしていかなければ、将来に禍根を残してもまた困るということを申し上げてあるので、やっぱり今やらなければならないことについて、しっかりやっていかなければならないというふうに思っていますので、御理解頂きたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村一俊議員の質疑を終わります。

質疑中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

村政執行方針に対する質疑を続けます。質疑ありませんか。

3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） それでは村政執行方針について、8項目にわたって質問させていただきたいと思います。

まず、1項目ですが、村政執行基本方針ということで文中、少子・高齢化、人口減少、それから村民の3分の1が外国人となってきた、高速道路、交通の要衝など、それから最近の異常気象の影響下にあって関係もかなり変わってきていると感じております。その中で、村長が目指す安全で安心して暮らしやすい生活ということで、防災関係についてここでは質問させていただこうと思ったんですが、先ほど小尾議員の質問に対して村長から細かな防災に対する回答がございましたので、ここは割愛させていただきますが、その中で高齢者、外国人にも対応するもう少し細かな防災対策が必要なんではないかと。その一つが先ほども言いました外国人対応、それから二

つ目として中央地区避難経路の改善、それから宇占冠地区避難経路、いつも水没する地域がございますけども、そういった対応をどう考えているか伺いたいと思います。

二つ目、6 ページです。持続可能な地域づくりということで、令和7年執行方針までの持続的な地域づくりから、新たに地方自治、地方再生の推進と集落体制の推進、この集落体制は（2）のところにも含まれていますが、それらを実現するには細かなインフラ整備、交通、住居、インフラが必要と考えますが、具体的な対策を伺います。

3 項目目、6 ページ、（3）持続可能な森づくりの推進で、ゼロカーボンシティ占冠の実現に向け、森林環境譲与税に基づく地域林業振興事業、民有林育成対策事業の取り組み、森林所有者の負担軽減、私有林の資源充実森林多目的機能を発揮して、山村地域の振興を図ることが大切と考えます。これらのことを行うには、今まで着手してこなかった、自伐林業施業を取り入れ、皆伐等ではなく小規模な間伐、植林、小規模林道による搬出と、そこから生まれる多面的な機能を後押しした馬による搬送の馬搬。

それから森林セラピーを活用したアクティビティなどにつながるような施策を一部でも実証すべきと考えますが、考えを伺います。

4 項目目、⑤林業の六次産業化。木質バイオマス組合の薪生産販売事業について新たな体制のもとで展開されますが、木質バイオマス組合を立ち上げた時は、組合3社、プラス1社でコンソーシアムを組み、村は支援金を出してきましたが、今後コンソーシアムがどうするのか、支援はどのような形で行われるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

5 項目目、10 ページ、観光振興の部分ですが、この部分も前日の一般質問で細かな点を

答弁頂きましたので割愛いたしますが、中でも一つだけ、今まで令和6年、7年村政執行方針に道の駅周辺整備について記載がありましたが、今年度抜けた意図または理由、この一点をお伺いいたします。

それから、6 項目目、13 ページ、上下水道。下水道のストックマネジメントを計画するということがありまして、今年度はそれを推進していくということですが、この計画策定後の開示、説明はあるのか伺います。

7 項目目、14 ページ、防災対策。自主防災組織への支援とあるが、具体的な支援内容を伺います。

8 項目目、17 ページ、地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策。村立診療所及び歯科診療所ということで、これも先ほど木村議員からの質問で特にトマムの歯科診療所について答弁がありましたが、私の方からは、トマム診療所及びリゾートにおけるホテルドクターの配置。これは昨今の救急医療の多さ、搬送の多さということの課題でもありますので、ぜひこの辺の検討をお考え頂きたいと思いますが、その辺の考えをお伺いします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず、4 ページの安全で安心な暮らしを守る基盤づくりということで、防災環境整備に当たっての様々な御質問であります。

当村におきましてはトマムリゾートの発展や、交通の要衝としての役割が増す一方で、少子・高齢化に加え外国人住民の比率が、人口の約3分の1を占めるなど、社会構造が大きく変化してきているのは、御承知のとおりだと思います。

また、近年の気候変動による豪雨災害、あ

るいは豪雪、地震などの自然災害は激甚化、頻発化しており、村民の皆様、とりわけ高齢者の方々や日本の災害事情に不慣れな外国人の住民の方々に気象警報のたびに不安を抱かれていることにつきましては、私も深く認識をしているところであります。

計画と整備ということではありますが、過去のデータに基づく防災環境整備計画についてでありますけれども、占冠村では現在、国の指針に基づき策定した、占冠村国土強靱化地域計画及び占冠村地域防災計画を防災対策の根幹として位置付けております。

これらの計画は、過去に当村や近隣地域で発生した災害データやハザードマップによる被害想定に基づき策定しておりまして、河川の改修、土砂災害対策避難路となる道路の整備など、災害に強い村づくりに向けたハード面の環境整備を国や北海道と連携しながら、順次進めているところでございます。

一方、ソフト対策ということで、議員言われる外国人、高齢者対応についてでありますけれども、施設整備だけで全ての災害を防ぐことは困難であります。

御提案にありました、安心して暮らせる環境のためには、ハード整備に加え、ソフト面の対策が不可欠であります。

特に言葉や文化の壁がある外国人住民の方に対しては、多言語による防災情報の配信や、やさしい日本語を用いた周知など情報伝達手段の強化に努めてまいります。

また、高齢者の方々につきましては、自主防災組織との連携により見守り体制の強化を図ってまいります。ハード、ソフトの両面から防災環境を整備することで国籍や年齢を問わず、全ての村民が暮らしてよかったと心から実感し、住み続けたいと思える安全、安心な村づくりに全力を挙げて取り組んでまいり

ます。

次に、6ページの持続可能な地域づくりのインフラ整備についてでありますけれども、インフラ整備につきましては、人口減少や高齢化の進行により、地域ごとに抱えている課題が異なっていることから、まずは各集落の状況を丁寧に把握することが重要であると考えています。そのため、まず各集落を訪問し、地域の皆様から直接お話を伺うなど、聞き取りを行うところからスタートし、交通や住環境の整備を含め、生活環境や地域活動の維持に関する課題の整理を進めてまいります。

同じく6ページになりますが持続可能な森づくりの推進ということでもあります。

ゼロカーボンシティ占冠の実現に向けた森林活用の在り方、とりわけ議員言われる自伐型林業の導入や多面的機能を生かした施策の実施検証についての御提言というふうに受け止めております。

森林環境譲与税を活用した地域林業振興事業や民有林育成対策事業、また森林所有者の負担軽減、私有林の資源充実、そして森林の多面的機能を発揮させることで、山村地域の振興を図っていることが重要であるとの御指摘は村といたしましても、同様の認識を持っているところでございます。

占冠村においても、過去に林業への就業を目指した地域おこし協力隊を対象として、自伐型林業に関する研修を実施した経緯があります。

また、その研修を通じて、新たな雇用創出の可能性についても検討を行ってまいりました。

一方で高性能林業機械を活用しながら、自伐型林業を行うというこうした取り組みを否定するつもりはございませんが、現行の占冠村森林整備計画において、高性能林業機械に

よる効果的な林業システムの導入を推進しているところでございます。

議員御提言の小規模な間伐、植林、簡易林道による搬出、馬搬、森林セラピー、森を活用したアクティビティなど多面的機能を後押しする施策につきましては、その意義や可能性は理解するところでございます。

担い手の確保や採算性、既存の森林整備計画との整合性など解決すべき課題も少なくないと認識しております。

現時点では、これらの課題を一つ一つ丁寧に整理しながら、関係機関とも情報共有を図りつつ、中長期的な視点で慎重に検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、10 ページの六次化に関わっての木質バイオマスコンソーシアムについてであります。

コンソーシアムは、湯の沢温泉森の四季において、木質バイオマスボイラー導入に際し、一村一エネ事業補助金を活用し、優れた事業成果を達成することを目的に設立されました。

構成員は本村の他に株式会社スポーツピア、有限会社長瀬産業、株式会社高橋重機、NPO法人北海道エネルギー普及促進協会となっておりまして、木質バイオマス生産組合が解散した場合においても、メンバーに変更なく木質バイオマスコンソーシアムは継続されますので、これまで同様の取り扱いとなります。

湯の沢温泉の木質バイオマスボイラーの所有については、このコンソーシアムが持っているということでもあります。

次に、観光振興で道の駅の整備につきましては、議員言われるように令和6年度から3か年の計画で進めたいという思いがありましたけれども、事業着手できる段階に現状では至っておりません。

周辺整備の事業実施に当たりましては、道

の駅リニューアルとの整合性を意識した計画とし、道の駅本体のリニューアルや機能強化を見据えたうえで周辺整備と本体整備が将来にわたって一体的に機能するよう、国あるいは北海道の関係機関と協議を引き続き進めてまいりたいと思っております。

仮に周辺整備を先行するとすれば、村道整備ということで、道路補助がもらえるかどうか。私、前にも言ったんですけども、入口から診療所まで村道で抜いて効率よい村道を作りたいと思っておりました。それに併せてその周辺、駐車場あるいは噴水のあたりの国道との取り付け、道道との取り付け辺りを一体的にできないだろうかという思いで、現実的にはそっちの補助のほうが周辺としては受けやすいだろうと。

ただ、道の駅本体を含めたということになると、それだけ走らすわけにもいかない。この辺の調整が必要だろうというふうに思っております。

いずれにしても、一定程度の方向性が見えたら議会にも御報告し、協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、13 ページの上下水道のマネジメント計画であります。

令和6年度から令和7年度にかけて、2か年計画で無事今年3月にまとまっています。

今後この計画を根拠に国庫補助対象事業を行ってまいります。これは社会資本整備交付金を利用してということでもあります。

それでこれらのスケジュール感については、これから北海道との計画調整を行うスケジュールになっておりまして、北海道との調整後、議員の皆様へ報告するとともに、ホームページで公開することを考えております。

議会的には、早ければ6月、遅くても9月頃には、御相談できるかというふうに思っ

おります。

それから、14 ページになります。

防災組織の支援ということで、近年の自然災害に対しましては、行政による公助のみならず、地域住民の皆様による、自助、共助の取り組みが極めて重要となっております。

特に本村のように集落が点在する地域においては、災害発生直後の初動対応において、自主防災組織が果たす役割が非常に大きいというふうに認識をしております。

本村における自主防災組織への支援につきましては、防災計画に基づき、活動の支援を行ってまいります。

一方で、防災知識の普及と訓練への支援であります。組織の結成や維持には、リーダーの育成や住民の防災意識の向上が欠かせません。

そうしたことから、防災訓練の職員派遣や災害マップ作成の協力、専門知識を持つ講師紹介などソフト面での支援を行ってまいります。

村としましては今後も各地域の実情に寄り添いながら、自主防災組織の結成促進及び活動の活性化に向け、ハード、ソフト両面から積極的に支援をしてまいる所存であります。

ちなみに令和 8 年 3 月 1 日現在で自主防災組織として活動されていらっしゃるのが、宮下行政区、本通行政区、占冠第一行政区、それからトマム地区町内会ということで動いておりますので、そういった活動に関わる支援を村として行っていきたいというふうに思っております。

それから 17 ページの診療所に関わって、ホテルドクターの配置ということで、星野リゾートさんとは以前リゾート内にお医者さん、あるいは看護師さんを配置していただけないでしょうかという申入れをさせていただきます

した。

定期協議の中でもずっと話題にはなっていたんですが、実現されないまま今日に至ります。

御心配のとおり、リゾート内でのけが人も救急搬送も増えていますが、言ってみたら軽症でもハイヤー代わりに使う方が出ているという報告も受けておりますので、リゾート内にそういった専門的な方を配置するというのは、これからまたリゾートとの協議事項に引き続きなっていくものと思っております。

いずれにしても、そういったことは協議を継続させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで 3 番、細谷誠議員の質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。

1 番、大谷元江議員。

○1 番（大谷元江君） 執行方針に対しての質問をさせていただきます。

何点か質問しますということで提示していたんですが、3 点ほど重複しておりますので割愛させていただきまして、重点的にちょっと違うところで質問させていただきます。

6 ページからからです。

持続可能な地域づくりということで、再三村長の回答の中に、集落対策の推進で集落対策を見直ししますということで回答されているんですが、これまでも一回目、二回目、二回目の見直しの段階ですと。一回目とさほど変わらない報告がなされておりましたので、それから 5 年、大幅に集落的にも変わっていると思いますが、その辺に関して、最低限の集落の維持、活性化につなげるような対策はできるのかどうか、その辺、村長としてのそれぞれの地域の実情は、そんなに人数がいる

わけでありませんので、見えてるかと思いますが、この地域はどうなんだという明確なものを従えての集落対策に臨んでほしいと思うのですが、そのところをお答え頂きたいと思います。

続きまして、12 ページです。

安全で安心な暮らしを守る基盤づくりということで、村営住宅に対して質問させていただきます。

村営住宅もそうですし、公営住宅もそうだと思うんですが、快適性、安全性に配慮した環境整備ということで書かれておりますが、それは室内のことなのか、それか周辺も含めてこういう環境整備していただけるのか、そのところの回答もお願いします。

飛びまして、16 ページです。

地域医療に関しての内容の保健と医療、保健予防ということで、今回いろいろなワクチンに対しての国からの制度改正があって単価が上がりますということでした。それに対して、どのように変わるのか、各種ワクチンの単価変更、価格改定を住民にどのように周知されるのか。そして、紙1枚で広報に折り込みされても、その他の紙として廃棄される可能性がありますので、確実にこれは大切なものだよというふうな周知をしていただきたいと思うのですが、その辺のお答えをお願いいたします。

もう一つ、その中の2番目で母子保健に関してです。

先進不妊治療を受けた方に対しての一部助成ということで盛り込まれておりますが、昨日、林修さんのテレビ番組でたまたまこの不妊治療のことが放送されていまして、受ける種類によってかなりの金額が違うようなんです。なのでどの辺までの助成がなされるのか、どのような支援をされるのか、内容を伺

いたいと思います。

続きまして、17 ページです。

子育て支援の充実ということで国が実施しています、こども誰で通園制度、占冠でもされるということで、いいことだとは思いますが。

ただ、保育所の中身的に保育士さんが足りないとか、いろいろ問題が生じていると思うのですが、本当にこれを実施して、保育所内の職員の対応ができるのか、その辺もお聞きしたいのと、今後、持続的にされていくと思うんですが、保育士さんの確保をどのように対策していくのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の御質問にお答えをいたします。

6 ページの集落対策についてであります。現状における考え方ということで、集落対策につきましては、地域ごとに抱えている課題が異なっているというふうに思っております。まずは各集落の状況を丁寧に把握することが重要であるというふうに思います。

この計画見直しに当たっては、まずは各集落を訪問する中で、地域の皆さんから直接お話を伺うなど、聞き取りを行うところからスタートしなければならないというふうに考えているところであります。

人口減少の流れを直ちに反転させることは容易ではありませんけれども、いずれにしても、若年層の流出を抑制し、子育て世代の定着を図ることが将来的な人口構造の安定と地域の賑わいにつながるものと考えております。

それで地域ごとの認識でありますけれども、やはり双珠別地区、占冠地区、この二つについては高齢化率も上がって、独居世帯等々も

増えている状況の中で、そこで暮らすための支援がどういったものが必要なのかということが課題になるかと思います。

最低でも集落間の移動だとか、病院行く時とか、買物行く時はどうするんだとか、高齢化もしていますし独居にもなってるということで、その辺の対応どういう方法があるのか、集落支援バスが必要なのか、そういった具体的な方向も含めて検討していかなければならないというふうに思っております。

中央地区、トマム地区もそれぞれ特色がありますから、トマム地区については、これまでも議論されてきたとおり、リゾート関連で外国人が増えてきている。その対応をどうするんだということだと思います。

中央地区も高齢化率は上がっておりますので、生活するための支援、あるいは何をすべきかということを含めて、そういった集落対策支援についての計画の見直しが必要なんだろうというふうに認識をしております。

それから、12 ページの村営住宅に関わっておりますが、快適性、安全性、これは環境整備含めてごく当たり前なんです、占冠村の公営住宅、ご存じのように経年劣化や老朽化が多くありますので、補修等を速やかに行いながら住める環境づくりをしていくことは大事なんだろうと思います。

また、近年の猛暑等のエアコン等の設置許可ですね、公住ですから個人負担にはなりませんが、設置許可等も速やかに出していきながら、住環境を上げていくというふうに思っております。

それから屋外の環境整備については、村としては空き家の公営住宅の草刈り、あるいは雪下ろし等を行いながら、暮らしている皆さんに嫌な思いをさせないための施策は実施をしていこうというふうに思っているところで

あります。

次に、15 ページの保健予防に関わって、各種ワクチン及び単価価格改定の内容等については、担当課長から御説明をさせていただきます。

それから住民への周知については、現状で広報あるいは定期接種の個別の案内がありますので、その時に周知をしまいたいというふうに考えておりますけれども、いずれにしても議員言われるとおり、分かりやすい方法が必要なんだろうというふうには思っております。

それから、16 ページの母子保健に関わっての不妊治療の一部助成でありますけれども、現在特定不妊治療については、医療保険の適用となっておりますけれども、これに併用して行われる医療保険適用外の先進不妊治療に要する費用の一部と交通費の一部について助成を行い、不妊治療を行う村民の経済的負担の軽減を図ろうということであります。

議員が見た先進不妊治療というのが相当の経費がかかるというふうに聞いておりますが、一般的な費用は把握しておりませんが、担当課長分かる範囲で答弁をさせたいと思っております。

それから、17 ページの子育て支援の充実ということで、こども通園制度に関わって、占冠保育所で今年から実施をするということでもあります。

現在、対象となる子供は村内に全域で1人でございます。

村内における出産数は減少傾向でありますけれども、保育士は必要に応じて順次確保をしまいたいというふうに考えております。

また、無資格者、保育士でない者については、子育て支援研修を受講することで要件を満たすことから、会計年度任用職員に積極的

な受講を働きかけ人材育成に努めてまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 保健予防並びに母子保健について、住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、各種ワクチンの単価の改正についてでございますが、今回改正するのは、季節性インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン、带状疱疹のうちの生ワクチンについてでございます。

季節性インフルエンザのワクチン接種につきましては、これまで接種料金 2,300 円だったものを 2,500 円に改正するものであります。

これまで定期接種については、自己負担を取っておりませんでした。8 年度から課税世帯について自己負担 500 円を頂きたいというふうに考えております。

次に、季節性インフルエンザの中でも今回新たに 75 歳以上を対象に高用量インフルエンザワクチンというのが接種可能となりました。75 歳以上の方に接種を行います高用量インフルエンザワクチンにつきましては、接種料金を 7,000 円と設定いたしまして、自己負担額、課税世帯 1,400 円、非課税世帯については公費負担ということで考えております。

次に、肺炎球菌ワクチンですけれども、これにつきましては、国のほうで使用されるワクチンが変更になったことによりワクチン自体の料金が高額となったことにより、接種料金を改定しようというものでありまして、これまで接種料金 5,000 円で接種していたものを 8 年度から 9,000 円に設定しようとするものであります。

自己負担につきましては、これまで 1,000 円を頂いておりましたが、8 年度以降につきましては自己負担額、課税世帯のみ

1,800 円。非課税世帯は公費負担ということで進めさせていただきたいと思っております。

带状疱疹の生ワクチンにつきましては、ワクチン単価の上昇により改定するものでありまして、これまで接種料金 5,000 円で接種しておりましたけれども、8 年度以降につきましては、6,600 円に改定させていただきたいということであります。自己負担額につきましては課税世帯で 1,500 円頂いておりますけれども、これを 1,900 円に改定するものでございます。

また、この料金改定によりまして、任意接種の自己負担額につきましても、これまで 2,500 円だったものを 3,300 円とさせていただきたいということであります。

なお、これらの接種料金及び自己負担額につきましては、村立診療所で接種した場合ということであります。

続きまして、16 ページの先進不妊治療の助成についてでございますけれども、これにつきましては、7 割を助成しようということで考えております。

この助成の内容について若干御説明いたしますと、助成の対象者につきましては、夫婦のいずれかが村内に住所を有するものとして先進不妊治療を受けた治療機関の初日に女性の年齢が 43 歳未満である夫婦ということとしております。

助成の対象費用につきましては、治療費と交通費でございまして、治療費につきましては、先ほど村長からも回答しておりますとおり、医療保険適用の特定不妊治療と併用して実施した医療保険適用外の先進不妊治療に要した治療費としておりまして、1 回の治療期間において、50,000 円の 7 割分を助成しようとするものであります。

また、交通費につきましては、片道 25 キ

10以上を超える医療機関において先進不妊治療を受診した時に要した交通費ということで、これにつきましては、交通費の単価を定めておりまして、その3分の2以内で助成をしようということで、今考えているところであります。

これは予算議決後に実施要綱を作成し、進めていくこととしておりますが、令和8年度において、国、道においても不妊治療費や交通費に係る事業として、制度の改正が進められてきておりまして、この国や道との整合性を図っていく必要があるという認識のもと、これらの要綱が示された後、村で要綱案を作成しているものを修正をかけて、実施をしていきたいということでもあります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 丁寧な説明ありがとうございます。

子育て支援、少子化に関しては、大変なことですのでより一層進めていただければと思います。

村長の回答に対して再度の質問なんですが、集落対策の関係で、4地区に関してそれぞれの特徴があるということは認識していただいているということなんですが、この見直しをかける調査の段階で特徴あるところをピックアップして、この地域はこれが重点なんだけどというような、特色ある集落の調査をしていただけるのかというふうに聞いたんですが、今までですと回答項目は本当に同じ回答で、本当にこれで調査したのかっていう感じがありましたので、そのところ再度見直しをかけていただければいいかと思うんですが、そこをもう一度お願いいたします。

それと村営住宅の環境整備ですけども、空き家はしていただけているのはもちろん、私

も認識しております。ただ、公営住宅、村営住宅に住んでいる方で独居とあと高齢化が進んでますので、なかなか周辺整備まで届かないんですね。なので、ここのところは住んでいる方のこともありますので、やれる方はいいと思うんですが、やれない方が結構いると認識してるんですね。占冠地区は本当に住宅に大きな木が育っていたりとかそういうのもございますので、その辺の周辺の環境整備をその地域その地域でちょっと違うかとは思いますが、やっていただければありがたいかと思うんですが、その辺の見回り等も行政に全部お願いするというのもあれなんですけど、村営住宅、公営住宅のことなのでもう一度お願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） お答えをいたします。

集落対策の見直し調査に関しましては、議員言われるような内容を含めて、調査段階での内容の精査に努めたいというふうに思います。

それから公営住宅の独居、高齢者の対応ということで、個人でできないところはこれまで、ファミサポさんが有料ではありますけれども、やっていただいているという経過があります。

仮に村ができるとしても、例えば空き家対策に行ったついでとか、そういったときは可能になると思いますが、その辺住んでいる方々の状況に応じて村のほうでも精査をしたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。

5番、藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） それでは質問させていただきます。

事前に何議員かが質問されていることと中身がかぶるものがあるかもしれません。答弁がかぶるものについては、特にお答え頂かなくて結構です。新たなものがあれば答弁頂くということで。

まず、7ページ、農業関係なんですが、酪農・畜産、新たな支援策の負担軽減対策の規模と内容について。

こちらについては、従来、一般質問また今日の村長への執行方針の質問の中で何点かありましたが、私がお聞きしたい部分は、例えば、物価高騰対策等の支援策等を検討されるお考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

二つ目、9ページ、私有林の育成支援と民有林振興造林事業、植栽について。

これは従来からこれは村としてやっておられることかと思えます。こちらについては、従来どおり引き続きやっていくというニュアンスのものなのか、さらに強化策を考えておられるのか、その点について伺いたいと思います。

三つ目になります。11ページ、商工観光、双民館活用について。

こちらについては、昨年は一昨年と比較してということで利用が伸びましたと、非常に大きい伸びがあったと。特に、酪農学園を中心とした野生鳥獣対策で大きな効果も見られ、その他、公民館活動において地域住民を中心とした活動等についても、利用されたというようなお話ありました。

そこで、今後の活用について、さらなる活用について検討していきたいというような村長のお話ですので、私は一つには文化、芸能関係についても、その検討の中の一つに加えるべきかというふうに考えております。一つ公民館、地域の農業に限らず、そういった公

民館という立ち位置の中で、そういった文化芸能についても、利活用検討をされてはいいかと思うんですが、村長のお考えをこの点について伺いたいということです。

最後の質問になります。

18ページ、特色ある教育、平和体験学習。こちらについては、例年、村長の執行方針の中にも説明で概略説明ありましたが、広島に出向いて学生を引率されて平和体験学習、これずっと従来からずっと進めてるわけなんです、私は一つ思うのは、広島に行くことは別に構わないんだけど、平和体験学習ということであれば、他にもリアルな危機、例えば、北海道ですと北方領土があり、そこには日本の主張する国境とロシアが主張する国境が全く別。そこでは漁民の方が常に冷や冷やしながら漁業を進め、また、そこを出身とする方々のお墓参りにも行かれてないというこういう現状があり、これは国、また道、本村においても、これは取り組んでいかなきゃいけないということで取り組んでいるわけなんですけども、そういう現状について、例えば自分たちの目で見て、知床峠から見渡せばすぐ目の前に国後島が見えます。歯舞、色丹だって視界の中にあって、こんな近いところにあるのか、こういうところで漁業者の方々、またふるさとをそこに残している皆様のご苦労、これが本当に平和と言えるんだろうか、いや非平和だねとか、そういう体験学習ってまさにできるかというところが一つあります。

それ以外にも、日本においては安心、安全でない現状って、皆さんよく御承知のように北朝鮮の拉致被害者問題でしょっちゅうテレビの報道等にもさらされている。

また、尖閣諸島こちらについても漁業民の方々が年がら年中、外国の巡視船に追いかけて回されているというような平和とは言えない

現状がある中で、要するに広島ばかりが本当に平和を学べる場所なのかと、私自身、広島、長崎、自分の足で行って見ておりますから、決して無駄とは言わないんですけども、例えば、どうしても広島を見せたいのであればそれは修学旅行の一環でコースの中に入れてあげればいい話であって、もっと身近なそういった平和学習。平和学習って言うんだけど平和は実は自分たちが住んでるここにいますから、要するに非平和を見ないと平和が何だかよく分からないという現状の中で、そういう取り組みも必要ではないかと、検討する必要があるんじゃないかと感じるんで、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、7ページの酪農畜産に関わって、新たな支援策の負担軽減内容ということであります。

現状予算措置はまだしておりませんが、考え方として黒毛和種繁殖経営に対しての新たな支援については、2月26日に開催の占冠村肉牛振興会総会の中で、病気により事故淘汰した繁殖素牛を補充するための自家保留や導入牛の経費について助成を行いたい旨の説明をしておりますけれども、農業者の方が望む支援策が他にないのかを確認して、できれば6月定例会に向けて、提案できるよう検討をしているところであります。

それから、物価高に対する支援ということでもありますけれども、一度飼料高騰等の現金給付もさせていただいたところですが、現状では、そういった計画はないということでもあります。

それから、双民館については公民館機能と併せて、社会教育的施設ということで、これ

まで運営をさせていただいております。

公共施設ということで、直営か指定管理かの選択をしなければならないんですが、指定管理がいいのか直営で本当にいいのかも含めて、それから施設の活用方法等も十分なのかを検討を進めたいというふうに申し上げてきております。

議員御提案あります、文化、芸能を加えてはということで、郷土資料館も含めてそういった機能を持たせていたんですが、なかなか管理が進まないということで、文化的な要素もどうなのかということで、検討材料にはなるとは思いますが、いろんなことを考慮しながら、前へ進めたいというふうに思っております。

9ページ、私有林の育成支援ということであります。

これまで豊かな森づくり推進事業補助金の対象となっている植栽については、補助対象としておりませんでした。近年、労務単価、資材等の上昇により植林にかかる費用が高騰しておりまして、森林所有者の負担軽減のため、新たに対象に加えたものであります。

それから18ページの特色ある教育ということで平和体験学習の必要性等について十分議員も認識をされているというふうに考えております。

平和体験学習で道内あるいは近隣でそういった事例、事案がある場合は、やはり学習としてそういったものを体験することも大変重要だというふうには思っております。

歴史ある平和体験学習につきましては、平和を考える住民会議、これが計画をしてそこに対して村が助成をしているということでもあります。

それで平和の村宣言の中でなぜ広島なのかというところがありまして、私たちは世界で

唯一の被爆国民として、被爆の恐ろしさ被爆の苦しみを全世界の人に訴え、広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならないと、こういう一文があります。これに基づいて平和を考える住民会議というものが組織されておりまして、そこに対して、広島への研修事業として体験学習として、これまで実施をされてきました。

私も広島のみならず長崎はどうだろうとかということも言ったことはありますけれども、経費の問題もあったり、いろいろありますので、いずれにしてもそういった経過があつて広島を選んでおります。

議員言われる、その他の平和に関わる体験っていうのは多くあると思いますので、それは参考にしながら、全体のものにしていければいいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 今、お話の18ページの平和を考える体験学習。私もよく知りませんでしたが、平和を考える住民会議というのが本村にあり、その方針に基づき村がお金を出し、ということで決まっているんだと。

要するに、行政が主導でやっていることじゃないので、あくまでも行政サイドとしては、住民会議の方々の趣旨に沿ってということなので、余り私と村長でやりとりする話ではなさそうな感じはするんですけども、ちょっと残念なのは、子供たちが本当に選べる平和学習なのか、大人が押しつける学習なのか、そこをもう一度考えてほしいというのが本当は私の考えなんですよ。

大人たちが広島に行ってみることが本当に平和なのって、平和って何っていう議論からちゃんとやってないで、ただ広島に行って原爆資料館見てくれば平和学習できるのかって

言ったらどうなのかと。確かにある程度の年齢で見れば無駄ではないです。見ることに對しては、長崎もしかり、東京も10万人の空襲で亡くなられています。横浜の空襲でも多くの方々は、仙台もしかり名古屋しかり、多くの方が約200万人の民間人が亡くなっているわけですから、広島、長崎に限り。ただ象徴として、広島、長崎があるんだということはそれはよく分かっていますので。ただ、そこに村として、住民会議の方々の支援をしていくということであれば、私は今日の時点においてこれ以上質問する気はありません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 答弁いりますか。

○5番（藤岡幸次君） いりません。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、藤岡幸次議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで、村長の令和8年度村政執行方針に対する質疑を終わります。

ここで午後1時15分まで休憩します。

休憩 午後1時05分

再開 午後1時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を進行します。

続いて、教育長の令和8年度教育行政執行方針に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 教育行政執行方針について1点質問させていただきます。

2の学校教育の充実というところで、教育長も現在の教育を取り巻く状況は、教育のデジタル化、不登校及び支援を必要とする児童生徒の増加、地域社会のグローバル化に伴う

多国籍児童の増加などということで、状況がかなり変化しているということで認識されていることだと思います。

そういった中で、この後に学力の向上の推進ですとか、学びを支える教育環境の充実ですとか、そういったところでも課題等を当然上げられていることと思うんですが、この課題を解決していくためには、近年の学校教育の中では問題や課題がとて多く、多様化しているというような現状がある中で、サポート体制の強化っていうのはこれから必要になっていくと感じています。

その中で、人材確保ですとか、配置、それから専門性の高い人材との協力体制とか、そういったものはこれまで以上に必要になってくるのではないかと考えますが、そういった人材配置ですとか、協力体制について、今後どのような検討されているのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） 議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

議員が御指摘のとおり、いろいろな問題が数多く、しかも多様化をしているということで、現体制だけではなかなかそれが解決できないということも認識しております。

現状の教員定数では専門職の配置が今厳しいという本村ではそういうような状況になっておりますし、そのためには既存のスクールカウンセラー、今、外部委託ですけれども、道費だけではなく、村費も含めてお願いをして時間数を増やすなど、活用の機会を増やしていきたいというふうに考えております。

また、近隣の教育委員会とも連携しまして、専門人材による研修を開催などをしていきたいというふうに考えております。

また、専門知識の習得について、現状の教員ですとか、教育委員会の職員にも専門知識

の習得をサポートをしてまいりたいというふうに考えています。

同時にあとは教職員の負担の軽減というところもございますので、村費職員の雇用を積極的に進めていきたいというふうに考えております。

また、専門知識を有する外国人の方もいらっしゃると思いますので、そういう方たちも何とか登用できないかというところで今検討しているところでございます。

いずれにしましても、北海道もそうなんですけれども、なかなか道だけではフォローできない部分もございますので、私たちが何とか知恵を絞って、ある人材を生かして何とかサポート体制を構築していければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 人員配置についてなんですが、現時点で新年度、多分増員ということではないんだろうと感じたところではあるんですけれども、年度途中とかでもちょっと補完できるようなサポート人員とか、専門性の持っている人材が配置できるという状況になった場合は、年度途中でもこういった増加につながると思いますか、配置していくということにもつながるのかどうか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 年度途中の配置につきましては、予算の関係もありますけれども、可能な限り人材が見つければ配置をしていきたいと思っています。

現状でいきますと、人員の増加はないんですけれども、今仕事の内容を見直して、例えば専門性のある方を今支援員等で雇用している場合でも、それを時間講師等の専門職のほうに充てていくなどして、より専門的なとい

いますか、よりきめ細かい指導体制といえますか、フォロー体制をとっていければというふうに考えておりますので、その辺は柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、下川園子議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。

7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 1点質問させていただきます。

7ページです。（4）の社会教育施設の活用促進で、社会教育施設の維持補修、備品管理は財源が確保されたものから順次取り進めます。

今年度は、中央プールの改修をするため、諸手続きを実施しますということなので、この中央プールの改修について、改修の予定ですとか手続きの内容っていうのは、どういったことなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

中央プールの改修手続きなんですけれども、こちらにつきましては、屋根シートの全面改修というところで考えております。ですが、財源のほうの確保が優先されておりまして、起債ですとか、補助金ですとか、そちらの一般財源を極力投入しない形で、今検討しておりますので、いずれにしても実施はしていきたいというふうに考えておりますが、今のところ財源の確保というところで、諸手続きをしていきたいというところでございます。

ですので、手続きができ次第実施してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。

2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 2、3点お聞きいたします。

1ページの上から8行目にある、多様化、複雑化し予測し得なかった新たな教育課題ということで載っているんですけども、例えばどういうことなのかということをお聞きしたい。

それから3ページ、下段、（3）学びを支える教育環境の充実ということで、冒頭部から多様な子供たちから始まって、質の高い教育を受けることができる安心する環境の整備が必要です、というところ。これが多様性の包摂ということの説明の部分だと思われますが、最近では一部だろうと思いますけども、この多様性について阻害したり排除しようとする思想だとか、考えが一部見られることもあるんですけども、うちの教育委員会として、どういうふうに対応されようと考えているのか、大まかな議論武装っていうかな、その辺をお聞きいたしたいと思います。

それから4ページに、（4）教職員の働き方改革の推進のところの後半部に占冠村何とか計画というのが策定してって書いてあるんですけども、この計画を実際その効果を判定したり、評価するのはどのようにして対応しようとしているのか。その辺をお聞きいたしたい。

最後にもう1点、7ページの（3）芸術文化活動の振興の真ん中ぐらいで、沿線市町村が実施している合同文化交流会、これ去年も聞いたような気がするんですけども、清流大学を中心に参加してまいりますということで

書いてあるんですけども、現在対応しているのは、結局占冠の文化連盟の方が対応して交流会に行ったりしているんですけども、清流大学が対応してるわけじゃないんで、この辺変更があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上、お願いしたいんですけども。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず多様化、それから複雑化というところで、私どもで想定しているようなところのことですけれども、これらにつきましては、本当に国籍であったり、性別であったり、障害であったりというところで考えていますけれども、今、現に本村においても不登校であったり、学校行き渋りですとか、いじめは今のところ認識はされていませんけれども、そういうものも出てきておりますので、まずその辺の対応が大変かというところで、本村は比較的平和だったと思うんですけども、いろいろ本当に多様な問題が出てきているというところで、いいことばかりではないというところで認識しております。

3 ページ、多様性の排除の関係、こちらについては多様性を包摂というところで、今、道でも国でも、本村もそうですけれども、教育方針として掲げているところでございますが、確かに議員のおっしゃるとおりそれとは逆な部分でそれを認めないというような考えもあるというところも承知しております。

私どもとしては、上川管内の教育目標等もございまして、包摂というところで掲げておりますので、それを十分学校も理解をしていますし、教育委員会でも改めてその方針に従って理解をしていきたいというふうに考えております。

それから、4 ページの占冠村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画、こちらについてになります。

こちらにつきましては、改正給特法に基づいて、服務監督をしている教育委員会、こちらに計画の策定を義務づけたというところ、これに基づいて業務量管理健康確保措置実施計画というものを本村で計画を策定させていただくものでございます。

内容は、時間外在校等時間、要は教員の時間外労働。こちらに関する目標ですとか、ワークバランス等に関する目標を掲げて、毎年検証して、状況を報告公表しなさいというところになっております。

具体的には、時間外、在校等時間に関しましては1 か月平均 30 時間程度に削減しましょうですとか、80 時間を超えるような教職員をなくしましょうですとか、それから学校以外が担うべき業務はどういうものなのか、教師以外が積極的に参画すべき業務はどういうものなのか、というのを具体的に示して、それを毎年検証していくというところになります。

こちらは学校とそれから教育委員会で検証いたしまして、それを総合教育会議等で報告して、さらにホームページ等でも公表するというようにしております。

最後になりますが、7 ページの沿線の合同文化交流会、こちらなんですけれども、これは議員おっしゃっている秋の文化団体の交流とは別のもので、今までは上富良野、中富良野、富良野市、この3 市町で高齢者大学が中心となってそれぞれの成果ですとか、そういうものを披露していたというものがございまして、3 年ぐらい前から、私どももお誘いを受けまして参加をしています。

その中で各大学の方々がいろいろ披露して

いただくんですけども、それにいろいろ感化をされまして、清流大学の中でも芸能部を作りまして、何か披露できたところで活動してきております。まだ公に披露はできてないんですけど。このたび8年度の合同の交流会にも招待されているんですけども、何かやりませんかというお話を頂いておりますので、そこに清流大学として活動成果を発表させていただいて、それを足がかりに村内での活動を広めていきたいと考えているものでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 7ページの関係は分かりましたけども、文連が参加しているやつの中の発表会についての強化っていうか、発表についての強化っていうかその辺はあまり考えてないということですか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 文連のほうは従前どおり継続して参加するような形になるかと思っておりますので、今後も引き続き評価としては参加していただいておりますので、これからは継続して、村内の文化に関して広めていただければということで考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村一俊議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。

3番、細谷誠議員。

○3番（細谷 誠君） 2項目について質問いたします。

まず2ページ、学校教育の充実ということで、確かな学力向上の推進。占冠村トマムは全国的にも外国人比率が高く、今後の対応に苦慮されていることと考えますがそのために、ICT機器の効果的な活用、そこから興

味、関心に応じた学習課題、家庭学習を進めることが、重要であると考えております。その中で、（3）の学びを支える教育環境の充実、3ページから4ページですけれども、一人一台端末機器の更新を行うというふうに出ておりますが、何度か中学校に行って生徒さんたちのそういう授業を拝見させていただいて交流する中で、今、確かChromebookを使っていると思うんですけども、その他の機種なども、非常に興味を持っているということで、1年前ですか、この件については質問させていただいておりますけれども、それぞれ他機種にも利点欠点があると思うんですが、他の機種の選択枠を入れてはどうかと考えますが考えを伺います。

2項目目、社会教育の充実で6ページになりますが、生涯学習の機会の充実と充実ということで、生涯を通じて生きがいのある豊かな生活を送るため、主体的に学び、生涯学習教育の環境整備に進めると。その後中段には大まかに示されているのですが、大まかな内容だけではなく、具体的な内容を伺える範囲で結構ですので伺います。

それから、2点目、スポーツ活動の推進。スポーツの基礎技術体力の向上、健康づくりの推進に努めると。この辺からは教育長耳が痛いと思うし、心も痛いんじゃないかと思えますけども、令和5年、令和6年、令和7年教育行政執行方針質疑において私が質問しています。村民が気軽にウォーキングや散策、ストレッチ、ウエイトトレーニング、またはスイミング、クロスカントリースキーコースの設置など、1年を通じ健康的でウェルビーイングな環境整備が必要と考えます。

再三、令和5年、令和6年、令和7年教育長答弁では簡素な形でも実現したい旨の発言がありましたが、一向に進んでおりませんが

今後の対応、考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをさせていただきます。

まず、端末の関係になりますけれども、こちらについてはGIGAスクール構想第2期に入っております、大容量の通信ができるような通信環境の整備ですとか、それから端末の更新時期を迎えてきていますので、端末の更新というところで、GIGAスクール構想の第2期ということになっております。

本村においては、令和8年度に端末の更新をするために令和7年の8月から道が主導します共同調達会議のほうに参加をしながら、効率的な端末の更新のための準備をしてきているところでございます。

機種選定につきましては議員おっしゃるとおり三つのOSの中から選定ということになっておりまして、コストですとか管理面、この辺を重視しまして、例えば、今、学習指導要領の中では、キーボードの使い方ですとか、こちらに重きを置いているところがございますので、こちらのキーボードを使った学習環境ですとか、そういうところを考慮しながら選定をさせていただいております。

今回、その三つを考慮した中で、もう既に今月末には公告があって共同の業者選定がされるところになりまして、占冠村は引き続きChromebookというところで、調達を目指しているところでございます。

続きまして、生涯学習環境の整備の具体的な内容になりますけれども、こちらにつきましては、今まで継続してやってきている労働講座ですとか、清流大学で開催している公開講座、これらに加えて住民のニーズを取り入れた日常的に様々な生涯教育に取り組めるように交流機会ですとか、公民館や図書室、

社会教育施設を活用した学習交流機会の提供を増やしていきたいというふうに考えております。

具体的には新規の事業としては、まだこれといったものはないんですけれども、継続している事業、考古学の出前講座ですとか、スマホ教室ですとか朗読会とかヨガや書道、ダンス等あるんですけれども、この辺はとぎらせることなく継続して続けていきたいというふうに考えております。

そのほか、道ですとか事業に応募している部分もございますので、そちらが採択されれば、そちらの採択された段階で実施をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、スポーツ活動の推進なんですけれども、こちらに関しましては、大変反省をしております。全然できてないというところですね。私自身の力不足を痛感しております。大変反省をしているところでございます。

まず、利用環境の整備で各関係機関との調整ができていなかったりということもございますし、私自身も動けていないという部分があって、こちらは本当に反省するしかないというところでございます。

今後こちらにつきましては、私のできなかったところ、それから議員の御意見、御指摘を真摯に受け止めまして、こちらについては、全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

何ができるかというところで、あとは動くだけなのかというふうに自分の中で考えておりますので、関係機関と調整しながらできることについて最大限の努力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷 誠君） 2点、再質させていただきます。

最初1点目のIC端末の更新についてですが、本村はChromebookを採用するということですが、他にもOSがありますが、聞いている範囲とか知っている範囲で構わないので、こういった物を使っているのか、こういったところが多いのか、chromebookが学校教育では本当に圧倒的に強いのですよとか、先ほどのキーパッドの問題とかもありましたので、そこも僕も知っていましたけれども、どのぐらいの割合なのかそこをお聞きます。

もう1点は、大変反省しているということでございますけれども、これは、僕のお腹を見ていただければ分かるんですけども、もう議員になる前となった後では本当に体がどんどん大きくなって行って、それを振り返ると、人のせいにする、村のせいにするつもりはありませんが、運動する場がないというか、都会だと本当に何百円、何千円払えば、室内でもジョギングできたり、ウエイトトレーニングができたり、それから、旭川なんか行くとどこにでもクロスカントリーのコースがあったりとか、そういったところもありますので、ぜひここは全力で行っていただきたいと思いますが、もう一度健康づくりも含めた推進についてお聞きしたいんですけども、この2点お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） それではまず端末の関係からお話をさせていただきます。

こちらにつきましては、三つのOSがありましてその中から選ぶというところで、一つはChromeOS、それからWindowsのOS、iPadというところになっております。

令和7年度から第2期が始まっておりますのでそれぞれの更新をしてきているところなん

ですけれども、共同調達会議の中で示された数字なんですけれども、こちらでは、令和8年度、このたび調達する市町村の数とそれぞれの台数を申し上げさせてもらいますと、このたび令和8年度に更新する団体としては自治体数は58あります。その中でChromebook、こちらが39。Windowsは3。iPadが16ということになっております。

今のところこれで進んでいるというところになっておりまして、これにつきましてiPad等は当然直感的に使えるので、非常に人気がある、それからiPad、MacOSでなければ使えない学習用のアプリとかもあったんですけど、それが今解消されまして、ChromeOSでも使えるようになっておりますので、今、Chromebookの普及が非常に伸びているというところでございます。

それから、上川管内におきましてもiPadからChromebookへの変更の学校自治体が、かなり増えているというところでございますので、私どもがChromebookを継続しても、そこでChromebookを使っていた先生方が他の町に異動になっても、Chromebookを使う機会は多いというところもございます。

そのほか、やはり金額面も当然ありますので、iPadですとどうしても、キーボードを別で着けないといけないというのと、あと落とすと壊れやすいというところ、Chromebookは割と丈夫というところもあったりしますし、Chromebookはクラウドで管理できていますので、動作的にも非常に早いというようなことがございます。

いずれにしてもChromebookとiPadというところが、今二強的なところになっておりますが、総合的にどちらも一長一短ございますけれども、一応、主流としてはChromebookというところになっておりますので、私ども

もそちらのほうに、もともと使っているというところもありますので、継続してChromebookを採用させていただくというところでございます。

次に、スポーツ活動の関係なんですけれども、こちらにつきましては、本当に反省するしかないので、とりあえず本当に全力で前向きにというか、やっていきたいというふうに考えております。

占冠村のスポーツをする環境といいますかハード的なところで言いますと、なかなか設備が整った場所がないというところですので、まずそこを整備するには当然お金もかかってくるというところですので、実現するにはなかなか難しく時間がかかるということで考えております。

ですので、簡易的なというところではありますとやはり、ウォーキングですとか、冬のクロスカントリーなのかスノーハイクなのかというところはいろいろあると思うんですけれども、通年で大人の方でもできるものというところを取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷議員。

○3番（細谷 誠君） ただいまの最後の件ですけれども、例えば、私も住民課担当者の方から健康指導をされておりますけれども、そういった横断的なお話とかをして、例えばお金の出口というか、そういうことも含めて、住民課、保健のほうで健康運動指導士といいますか、そういった方たちと相談をして、施設というよりも器具を揃えていくとか、こういった運動がいいのかとか、そういうことをお話して共同でコンセンサスを取りながらやったほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、細谷誠議員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。

1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 教育方針について何点か質問させていただきます。

学校教育の充実ということで、2ページ、他の方も聞いてはいるんですが、異文化、多様性の基盤とした教育活動ということで、学校教育だけではない、社会教育も含まれるんですが、読み込んだら日本人だけのくくりなのかなというふうに理解したんですが、今、外国の方が多く学校に関係しているということで、日本語教室、今朝か昨日の新聞でしたでしょうか、当別の教育学園で日本語教室を始めたら、かなり効果が見られたというような記事が載っておりました。これから本当に日本語の分からない子供たちが入ってくるといことで、大人も含め、日本語教室が必要なのではないかというふうに考えますが、教育長の考えを伺います。

それと4ページ、教職員への業務管理等は先ほど聞かれた方がいらっしゃったので、それに関して教育支援員を継続していきますということでした。

子供が少なくなり教職員が少なくなっているところで、教育支援員というのはもう本当に必要な方だと思うんですが、増員する計画はあるのかお聞きします。

それと、社会教育の充実について5ページでございます。

共に学び支え合う社会教育ということで社会教育施策に取り組めますという文言がございます。どのような施策を計画しているのか伺います。

最後に7ページです。

社会教育施設の活用促進というところで、

下から2番目、運動公園内の野外施設の維持管理継続の文言の後に、未利用部分の利用見直しを検討という形で記載されておりますが、どのような検討をされるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

まず、日本語教室の実施の関係になります。こちらについては以前、一般質問で外国人への対応について日本語教室ですとか、日本語を学べる機会をというような話があったように記憶しています。

一応こちらで今、そのニーズによってというところで考えておりますので、今のところ大人の外国人に対して、積極的に日本語教室の実施は考えておりませんが、本村にお住まいの外国人の方々が就職活動するに当たって、日本語の専門スコアみたいのがあるんですけれども、そこのスコアを取得することによって、就職が有利になるっていう話は聞いておりまして、それで日本語を独自にといいいますか、インターネットですとか、そういうもので学んでいるという話は伺っております。

ですので、その日本語教室を実施するということは重要かと思っておりますが、そこを指導する人材がいなくてというところですので、まずは人事交流的なものから、外国人と日本人の交流というところから始めていければなというところで考えております。

それから、働き方改革に関わって支援員の増員というところですが、先ほども若干、申し上げたところですが、学習支援員の増員については、当然必要だというふうに考えております。予算の範囲内ということになりますけれども、ニーズの合う人材がいらっしゃれば、積極的に登用していきたいというふうに考えております。

3点目です。共に学び支え合う社会教育というところなんですけれども、こちら共に学び支え合う社会教育っていうのは、社会教育中期計画の計画目標というふうになっております。この計画内容を参酌しまして、執行方針の中にございますとおり、生涯学習機会の確保と充実、スポーツ活動の推進、芸術文化活動の振興、社会教育施設の活用促進、この4点について、主要な方針として記載をさせていただきます。

社会教育中期計画の中にはまだいろいろと目標ですとか、達成すべきものというのは掲げてはいるんですけれども、本年度においては、今言わせていただきました4点について実施をしてみたいというふうに考えております。

基本的には7年度の事業の継続、これを軸にしております。

北海道の募集事業等が採択されれば新規事業として実施していきたいというふうに考えておりますが、基本的には途切らせることのないよう継続をしていきたいというふうに考えております。

最後になります。社会教育施設活用の促進の中で運動公園の屋外施設、こちら関係なんですけれども、現在はその利用の有無に限らず、環境整備など維持管理に努めているところでございます。現在利用していない箇所の再利用、それから廃止も含めて、関係機関の意見を聞くとともに、住民懇談会等の意見も参考に検討してみたいというふうに考えております。

具体的には、例えば、今もう使っていないゲートボール場、この活用をどうするのかというところですが、住民懇談会の中では、上にある東屋に抜ける散策路を復活させてはどうだというようなお話もございますので、

実際歩いてみると、何となく道が残っていたりするものですから、この活用を考えていきたいというふうに思っております。それも早期に実現できるような形で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷議員。

○1 番（大谷元江君） 日本語教室を実施してはということで、ニーズがあるかなしかということで、実施するしないということで教育長回答いただいたんですが、開かないと、声をかけてみないとニーズがあるかないかっていうのは、向こうから声が出てくるのを待っていたら、進まないんじゃないかというふうに思うのですが、それはいろんなことに関して通じるものだと思うんですが、積極的にこういうことをやりますよというような計画でないとなかなか進んでいかないとは思いますが、そこをもう一度お願いしたいと思えます。

7 ページの運動公園の関係ですが、去年でしたでしょうか、運動できるものが一つあれば、小さいお子さんじゃなくて、ある程度の中学生以上の人たちが利用できるような体育施設が必要なんじゃないのかなということで、一般質問した経緯はあるんですが、そういう利用の方法は考えられていないのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 日本語教室の関係ですけれども、ニーズに関しては言うてくるのを待っている状態ではございませんので、こちらから積極的に開催しますというところまでは至ってないのかというのが現状認識しているところですので、こちらの呼びかけに対してある一定の数の方たちが反応していただけるのであれば、開催の機会を作ってもいいのかというふうに思っておりますので、そ

れまではお互いの交流の機会を増やしていくのがいいのかと思っております。その中でいろいろとニーズを取り入れられればというふうに思っております。

最後に運動公園の関係ですけれども、施設というところでいきますと、予算に絡むものですとなかなか厳しいものがあるかというふうに考えております。

ですので、なるべく予算のかからない、箱物ではない何かというところで、実現可能なものについて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで1 番、大谷元江議員の質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで教育長の令和8 年度教育行政執行方針に対する質疑を終わります。

以上をもって令和8 年度村政執行方針及び教育行政執行方針に対する質疑を終わります。

ここで3 時15 分まで休憩します。

休憩 午後3 時05 分

再開 午後3 時15 分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を進行します。

◎日程第2 議案第1 号

○議長（児玉眞澄君） 続いて日程第2、議案第1 号、指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番、木村議員。

○2 番（木村一俊君） 先日、お客さんが来て一緒に道の駅に寄りました。相変わらず閉

店だらけで年中無休が売り物の道の駅でおかしいかとまた言われました。

それから、長年お客さんとトラブルを抱えた店を昨年退店させました。

これ何回も指摘したことなんですけども、本当に村はこのNPOが道の駅を管理する能力があると考えているのかどうかそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいま木村議員の御質問でございます。

NPO法人に経営能力があるのかという御質問でございますが、道の駅の指定管理者の選定に当たりましては、1月27日に占冠村指定管理者選定委員会を開催いたしまして、選定をしてきているところでございます。

決して無条件で選定してきたわけではございません。

選定のプロセスにおきましては、観光協会に対しまして、業務計画書の提出を求め選定委員会の中でヒアリングを行ってきております。

これまでの道の駅の管理運営におきましては、施設の維持管理業務が中心となり、運営的な視点が不足していた面があったことは否めず、村としても真摯に受け止めておりまして、ヒアリングの場でもテナントとの連携強化や、村民が利用しやすい施設としてほしいといったこと。それから自主事業の推進など村の意見を伝えてきているところでございます。

事務局体制も大きく変わりました。これまでの取り組みからは変化も見られており、指定管理者として担うべき能力を有していると判断し選定に至ったものでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませ

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第2号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画を変更することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村過疎地域持続的発展市町村計画を変更することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第3号、占冠村特用林産物等加工施設設置条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 1点質問させていただきます。

7ページにあります別表、第6条関係というところに日額使用料というのが設けられているんですけども、日額使用料というのはどういった目的で設定されているのか。

また、誰に向けて設定されたものなのか、誰もが利用できる施設になるのか。それとも指定管理を受けた方だけが使える施設なのか、そちらの詳細を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 下川議員の御質問にお答えします。

議案書7ページの別表関係でございます。

この日額の考え方でございますが、メープルシロップを作っている施設でございますので、見学に来られる方、視察研修を主に考えているんですけども、村外から来られる方の分について、日額使用料を頂こうという考え方でございます。

この施設指定管理ではなくて使用許可を出して、許可による使用をしていただくということでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。

7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 同様に7ページの月額使用料1万4,500円の算出根拠があれば参考までに伺います。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 小尾議員の御質問にお答えいたします。

議案7ページの月額使用料でございます。

こちらにつきましては、ジビエ工房と同様の考えを持ちまして施設の建設工事費、令和6年度と令和7年度でそれぞれ工事を行っております。その工事費から企業版ふるさと納税の700万円。それと第2世代交付金、あと過疎債の交付税措置分、それらを除いたもので取得価格を算定しております。

その取得価格に対して、この建物は一応事務所も兼ねているということで、木造の事務所の法定耐用年数24年を適用させて減価償却をしております。

減価償却が年9万746円、月額で7,562円という価格になっております。

その建物の建設費から出した分の使用料を十円未満切捨てさせていただきまして7,500円相当ということで計算しております。

それと合わせて建物の保険料年額8万4,690円かかるんですが、月に換算しますと7,058円。十円未満切捨てさせていただいて、保険料相当分ということで7,000円、合わせて1万4,500円という設定になってございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。

2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 沢山の予算をかけて工場が完成し、いよいよ稼働しようとしているところです。

心配しているのはメープルシロップを作る色々な立派な設備があっても、やはり原料、材料が枯渇すれば製品はできなくなるのでそこを一番心配しています。

それで、メープルシロップを作る材料であるイタヤカエデの資源量、その辺について資料がありましたら説明していただきたいと思っています。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） ただいまの木村議員の御質問にお答えいたします。

資源量調査は今から十数年前にこの事業を始める時にニニウ地区の資源量調査をしています。

手元に資料ございませんので、正確な数値ではありませんが、二千数百本ニニウ地区には採取可能なイタヤカエデ類があるということで確認されておりますし、今現在使用している場所も350本しか利用しておりません。

カエデは今現在採取地の他にもございますし、先般購入させていただきましたニニウ地区の新たな村有林にもカエデ類確認されておりますので、御心配の資源が不足するというような事態は想定されてございません。

併せて、ニニウにカエデの森ということで、村で植樹祭をやったところがあるんですけども、そちらについても職員で春と秋に補植、追加で植え直していますし、管理については森林人林業グループの皆様に御協力頂きまして仕上がりのほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 今、資源は大丈夫だ

ということなんですけども、このイタヤカエデの樹液を毎年採っていいものなのかと、その採った後はどうなるのかとか、そういったような正確な資源量調査、それをもう一回されたほうがいいのかと私は考えるんですけどもいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

資源量調査と毎年採っていいものかどうなのかというのは初期の段階で実際に実施しております。

イタヤカエデの同じ穴から採集しますと、どうしても塞がりませんので木が痛みます。木は丸いので毎年同じ木で四方向やっても、何ら成長に影響するものはないんですが、以前胸高直径が20センチに1本、30センチで2本、40センチで3本という形で空けられる穴を制限していたんですけども、以前ちょっと横着じゃないですけども20センチから25センチぐらいの木に2本挿していたということがありまして、そちらについては樹生のほうにやはり影響がありまして、一回森自体の採取を2年ほど休ませていただいています。

そうしたルールをちゃんと守っていけば資源を有効に循環的に使っていけますので、その今の起業に方は十分理解してやっていただいておりますので、御心配なことはないかと思っております。

穴なんですけども、穴の太さも通常日本で開けている穴よりも細いドリルで穴を開けておりまして、1年で塞がるということも確認されております。ただ、木も10年以上経ちましたから、新たに調査をすべきことではあると思うんですけども、まだその時期には至っていないというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村特用林産物等加工施設設置条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案第4号、占冠村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村乳児等通園

支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第5号、占冠村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 議案書30ページ、この中で運営規定を設ける第19条というのがあるんですけども、この中に1時間当たりの利用定員ですとか、利用に当たってのいろいろな規定を作りなさい、作ってから運営をすべきだということが書いてあるんだと思うんですけど、この運営規程というのはもう出来上がっているのか、出来上がっていただここに詳細が掲載されるのかというのを伺います。

現時点では、令和8年度対象者が1名だということなんですけれども、これが最大1時間当たり何名までだったら利用できることとするのか、そういったところもどの程度まで想定して運営を始めていくのか、制定していくのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（石坂勝美君） 下川

議員の御質問にお答えいたします。

議案書 29 ページ、一番下、第 19 条、運営規程というのがありまして、運営規程を定めておかねばならないとされております。

この事業は国の制度ということもありまして、今、国から示されているひな型というのがあるんですけども、ここに書かれている

(1) から (11) までの内容を踏まえた規定を現在作成中でございます。

それで (6) の中に入っている利用定員につきまして、現在想定しているのは一人というふうに考えております。

これは今の占冠保育所の方で受け入れを行うという形にしておりますが、そこで今の受け入れできる体制に基づくと一人かなというところであります。

なかなかこう人員の確保というのが課題になっておりまして、今該当になる子が全村で一人というのもあるんですけども、対象の子供それから、体制を踏まえて、一人という形で作っているところでございます。

これが作られれば内容については周知をするというような形を考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4 番、下川議員。

○4 番（下川園子君） 現状の体制を考えると、1 名で規定していくってということだと思うんですが、当然いつまで 1 名なのかっていうのは分からないですし、子供さんは増えてくれるに越したことないので、転入だったりとかで年度途中でも増えてくることもあるかもしれないと思います。

その中で、1 名の規定だと日にちをずらして使用していただきとかそういう運営方法になるんだろうとは思いますが、一度この規定で制定した後にやっぱり臨機応変にというか、対応がすぐ変えられるものでもないのか

と思うんですけども、ある程度先を見越して、当然、今、人員が確保できてない、従事できる職員さんがいないというのは理解もするんですけども、そこは作る段階である程度見越しておかなくてはいけないのではないかなと思うんですけども、そういったことも踏まえた上で 1 時間の利用人数は 1 名とするのかもう一度伺います。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（石坂勝美君） 下川議員の御質問にお答えいたします。

利用の申込みがあった場合 25 ページの第 4 条というのがあるんですけども、ここで保護者の方たちと面談を行ってその受け入れについての協議を行うということがあります。

当面、今のところなんですけども、二人が被るってことは状況としてないのかなと思うんですけども、もちろん被った時には被ることがあるのか分からないんですけども、面談によってというふうな形になるかと思えます。

ただし、子供がたくさん増えて利用者がたくさんになったということであれば、もちろん規定で定めることですので、速やかに規定の方を改正して増えたら増やすというような対応をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、占冠村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第6号、湯の沢保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 大人の利用料を150円アップするってということで、この湯の沢温泉の施設は一応露天風呂も無くサウナも狭く、言ってみたら他の入浴施設から見てもやはりこの金額に設定するのは私はちょっと高いのではないかという印象です。

物価高騰に伴う経費が上昇する旨っていうことで提案されていますけども、隣の日高町も同じような広さの入浴施設で町外者もたしか500円だったはずなんですよ。今度上がるんですか。もう700円ですか。

どちらにしてもこの施設の状況、ましてやもろもろ便乗値上げと言っては失礼ですけど、宿泊料金もたしか値上げして、私も知り合いから言われるのは高いよねと。決してまた行きたくないっていうか、リピーターになり得ないような、そういう状況の話を聞かれません。

これ村外者の料金を見直すのも指定管理者側からの提案だと思うんですけど、村民価格もこれまた330円で安過ぎるんじゃないかと。こちらのほうの検討も私は住民側として利用もしていますが、330円は銭湯価格より見ても安過ぎるという感じを持っています。

真っ向から反対するわけじゃないんですけど、この辺の認識をどう受け止めているかを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいま入浴料金の価格についての御質問を頂きました。

今回の改定に伴いまして近隣の温泉等々の料金も調査をさせていただいております。

先ほど日高町の例も出しましたが、700円というふうに現在はなっております。

料金の高い低いいろいろ思うところはあるかというふうに思いますが、本温泉の売りとしては、施設は確かに老朽化しておりますが、非常に良い泉質ということで、リピーターも増えておりますし、入館者も増加傾向にございます。

そういったところから、一応比較、検討もさせていただきながら村外者の料金を条例上限を700円に設定をさせていただいたということにしております。

それから村民の価格が逆に安過ぎるのではないかという御意見でございますが、こちらについてはこれまでもいろいろ御議論があったことと思っております。

村民の憩いの場としてということで、運営を継続しておりまして、何とか村民のそういった場を守りたいというところで村民の料金については据え置きをさせていただいております。

安過ぎるのではないかという意見もございましてけれども、この料金は何とか据え置いて

くれという御意見も多々ございますので、今回については大人 330 円、子供 170 円の村民料金については、据え置きをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7 番、小尾雅員。

○7 番（小尾雅彦君） 内容については理解しました。

ただ、こう言うてはなんですけども、やはり湯の沢温泉の当初のリニューアルの売りとしては、薪ボイラーっていうのが一点あって、入浴施設のお湯の性質も違うのできちんと施設内の中に薪ボイラーで加熱して源泉を沸かしていますということの提起で売りにしたと思うんですね。

確かにここ最近では、燃料高騰で資材費も高騰しているわけじゃないですけど購入されていない実態で、一応沸かし状態は重油で対応しているということで、先般ボイラーの更新もなされたということですから、先ほどもコンソーシアムの案件もありましたけど、今後においての指定管理者との協議の中では、薪ボイラーの設備も使わないとまた朽ちてきますのでこの辺の情勢の話も村サイドとしては継続していただいて、やはり新たな事業参入で今運営してます関係もありますから、保育所だけの公共施設じゃなくて、やはり大口のこの関係についても再度と言ってはあれですけど、今後の課題として指定管理者との協議をお願いしたいと思います。

再質問になるかどうかかわかんないですけどこの辺の感触も含めて、担当課長さんの意見もお聞きしておきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの御質問でございますけれども、私も施設を利用いたしまして、薪ボイラーによって加熱をし

ているというポスターといたしますかそちらを目にしております。

こちらは、私どもは薪ボイラーを使って加温しているという理解でいます。

ただ、場合によっては薪だけではなくて重油で加温しているというのはもちろんございますので、全てが薪ボイラーでということにはなっていないのかということでの認識であります。

指定管理者の方にも薪ボイラーの利用それから薪の使用については、お願いをしているところでありますので、これからも重油だけでお風呂を沸かすというようなものではないというふうに思っておりますので、今後も引き続き指定管理者の方に薪の利用については、勧めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2 番、木村議員。

○2 番（木村一俊君） 一事業者の利用料金の変更に口を挟むつもりはないんですけども、一応、条例で北海道の普通公衆浴場入浴料っていうか、それは 500 円の統料性となってそれより 200 円高くなったわけです。

物価高騰等に伴い経費が上昇するというのが今回の提案理由になっているわけなのですが、3 点ほどお聞きいたしたいんですが、今回 150 円上がったわけですけども、150 円上げたその積算の根拠を教えてほしい。それが一番目です。

次に、2 点目として、この指定管理者、年間多額の指定管理料 1,200 万ほどいただいているわけです。

この上昇経費で高くなったというそこをこの管理料で収拾できなかったものなのか。という点が 2 点。

三つ目として、もし今回高くなった利用料金によってお客さんが減って、営業成績が悪

くなった場合、指定管理料をすいませんですがもっと上げてくださって当然求められると思うんですけども、その場合の対応についてどうするのか、伺いたいと思います。

以上、3点についてよろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいま3点ほどの御質問ございました。

まず1点目の150円アップの根拠でございますけれども、先ほども申し上げました近場、それから同等の入浴料について調査をさせていただきました。

一応、複数施設あるんですけども、そちらの平均価格を参考にしながら、大人でいけば700円ということで、150円ほどの料金の設定をさせていただいたところでございます。

それから2点目の指定管理料で物価高騰分等々を吸収できなかったのかということですが、こちらについても一応収支計画書の提出をいただきました。その中で今回こういった料金の改定をしない場合、収支にマイナスが出てしまうという事業計画になってございました。

そういったことも加味いたしまして料金の設定をさせていただいたところでございます。

ちなみに、今回のこの改定で指定管理者から出されました入浴の増収額というのが138万9,000円程度になろうということで推計をしているところでございます。

それから3点目のお客さんが減った場合の対応ということで、こちら指定管理になっておりまして、3年の契約がございます。新たな契約更新というときにはもちろんまた、事業計画書3年分の計画書を出してもらう形になろうかと思っておりますけれども、その中で村としての考えですとか、事業者の考え等々お互いに協議をしながら、指定管理料についても

決定をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 結局料金を上げることによってお客さんが減るとということが予測されるわけですけど、仮定の話でどうなるかわからないんですけども、営業不振になる可能性は相当あると思うんです。

当然指定管理料を上げてくれって向こうは言うと思います。そして話し合っただけで納得すれば上げる腹づもりがあるという理解でいいのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） まず、お客さんが減るかどうかということについては不確定なところがございますが、私もそういった影響があるのではないかとということで、指定管理者の方にお話をさせていただいた経過がございます。

指定管理者が温泉施設の常連客の方に御意見を聞いたところによると、昨今の施設ではそれぐらいの料金は妥当ではないのかといった声もあったということで、今回この改定に対しての要望が上がってきたということで、指定管理者としてはこの料金を上げることによって大幅に入浴客が減ることは想定をしていない、増収を推計しているということでのお話でございました。

ですので、今のところはそういった形で村としても指定管理者の要望等をお聞きしながら条例の改正の提案をさせていただいております。

今のところお客様が減って減収になって、村がその分を補填するというような考えは持たないで進めたいということで考えております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、湯の沢保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第8、議案第7号、占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） この中身を見ましてかなり乱暴な内容変更だと感じました。

支援措置に対する資格要件として今までは、地域資源を活用すること。

二つ目、新商品、新製品の開発であること。

三つ目、製品化して販売することという三つの要件の縛りがあり、今回ふるさと納税の

返礼品として登録されたものという要件が加わり四つになりました。

登録されればいいのかということなんですけども、実際この登録というのはどのように行われて、誰が決めているのかという、かなり恣意的なものではないのかという気もするので、その辺のことをまず聞きたいのと、やはりただ登録されればいいのかということじゃなくて、どれだけ返礼品として実績があったのか、使用されたのかという評価が必要なのではないのかと私は思うんです。その辺についてどう思うか。それが第一点。

それから、2番目として今まで登録された商品、製品というのがあると思うんですよね。そして今までの登録された製品、商品というのは結局今回のこの対象にならないわけなので、不平等じゃないのかなというような感じがするわけです。その辺どう思うのか。

それから、回数に上限を設けずと書いてありますけども、これずっと何回も何回も製品はずっとあるので、やはり上限を求めないっていうことは、青天井というかずっと続くわけなので、村は財源豊富で金持ちだからいいんですけども、これはやっぱりまずいんじゃないかと僕は思うんです。

最後に、今まであったメープルシロップは新製品の開発に当たるのか当たらないのか、その辺を明確にしていきたい。

以上、伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいま、四点ほどかと思いますが御質問いただきました。

まず、登録が恣意的にならないのかということでございますけれども、こちらのふるさと納税の返礼品の登録につきましては、総務省のルールに基づきまして登録がされるとい

うものでございまして、村が勝手にこの商品は返礼品にします、できませんというような恣意的な判断をするものではございませんので、そういったことで評価をしていきたいというふうに考えております。

それから、既に登録をしているところとの不平等感がないのかということでございますけれども、今までこの特産品開発の制度というのはあったわけですが、なかなかそうは言っても特産品の開発が実施出来てこなかった。この支援制度の活用もなかなか見られなかったということで、昨今ではふるさと納税制度が広く浸透してきておりまして、本村においても返礼品の拡充に対する関心、機運も高まってきているというところもあるものですから、何とか新たな返礼品の開発、特産品の開発そういったものにつなげていきたいということで、拡充をさせてもらっているところでございます。

ですので、これまではこういったふるさと納税返礼品に対する支援ということではなかったんですが、そういった村としての推進をしていきたいということで新たに拡充の制度とさせていただいたところでございます。

それから回数に上限を設けないことについてまずいのではないかとということでございますが、決して村はお金持ちというふうな認識を持っているわけではございませんが、村としてもこういった小さな地域でございますので、また加工施設等々も無い中で返礼品を増やして、寄附額を増やしていきたいという思いはあるものですから、できるだけ支援を作りながら、返礼品、特産品開発につなげていきたいということにしておりますので、これがあることによって無制限に特産品が開発されるというのは、制度があったにしても、自己

負担ももちろんございますので、そう簡単にはいくものではないというふうに考えておりますので、まずはこういった形で進めていきたいというふうに考えております。

それからメープルシロップがこの新製品の開発に当たるのかという御質問ですが、今あるものがもし仮にこの制度があったら、この支援制度が当たるのかという内容の質問でしょうか。メープルシロップが新製品の開発に当たるのかというのは、もう既にメープルシロップがあるわけですが、支援制度に対象になるかについては、これからということですので対象になりません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 新商品に対して開発支援するってことはすごくいいことだとは思うんですね。

そして今の回答で総務省に登録されるということで、たくさん売れるかどうか分からない、返礼品として使えるかどうか分からないので、総務省に登録されるだけで無制限にこの支援金を出す考えでいるのか。

やっぱり無制限に支援するのは村はお金持ちだからいいと思うんですけども、余計なことかもしれないんですけども、やはり青天井に続くんじゃないかと、制限を設けたほうが僕はいいいのではないのかと思うんですけど、その辺答弁いただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの私の説明がうまくなかったのかと。

総務省に登録されるということではなくて、総務省がこれは返礼品として市町村で扱ってもいいよという、許可ではないですけどそういうお墨つきを頂いたうえで初めて返礼品として扱える形になるんです。

です、あくまでもその前段に村としてその製品を返礼品として扱うかどうかというところは、村としてももちろん判断をいたしますので、そのうえで総務省のお許しを得られるように手続を取るということによろしいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村議員。3回目です。

○2番（木村一俊君） 総務省が認めても村が認めてもいいんですけども、認めたものがただ認められたっていうだけでそれが返礼品として使われたのが、例えば1個しかなかったとか、それで本当にお金を無制限に毎年やってもいいのですかという話なんですよ。

登録は誰が認めてもいいです、総務省にしろ村が認めたっていいんです。

それが返礼品としてただ認められましたっていうだけで支援措置が受けられるというのはいおかしいんじゃないですか。

やっぱりある程度実績がなかったら支援措置を受けられないようにしたほうがいいのではないですかという話なんですよ。

それも回数をある程度決めて、村は金持ちだからそれはいいんです。

その辺の答えお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時09分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 今回拡充した制度というのは新たな特産品が開発されたものに対して支援をするということです。

ですので、青天井にそれに対して永遠に支援をしていくということではない制度です。

この特産品、ふるさと納税の返礼品について扱うかどうかというのは最終的に総務省の確認を取って村が返礼品とする、しないを決定していくものですから、当然村としてこれは返礼品として望ましい、好ましいものなのかどうかという判断をしたうえで返礼品の登録をしていくということにしておりますので、何でもかんでも出てきたものが登録をされるというものではございませんので、新たな特産品が出てきた場合については、その開発される事業者、個人そういった方々も半分は経費がかかるわけですから、かつ100万円以上のものについては、それ以上の経費もかかるということでそれらの支援をするということにしております。

決して返礼品としてくださいという申請が上がってきたもの全てにそれを認めるということではなくて、村として、しっかり返礼品として扱うかどうかという判断をしながらこの制度については活用していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

3番、細谷議員。

○3番（細谷誠君） この41ページの別表の9番目のところ、特産品開発支援の2段目のほうですけど、そのような説明だと文言修正をしたほうがいいんじゃないでしょうか。

これだと特産品として認められたものは毎年支援されるというふうに解釈されると思うんですよ。その辺、回答をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後4時12分

○議長（児玉眞澄君） ここで20分まで休憩します。

再開 午後4時20分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。答弁願います。

企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） お時間を頂きまして大変申し訳ございませんでした。

細谷議員からの文言修正の必要性についての御質問でございますけれども、この特産品開発支援につきましては、原則として条例にございます開発に直接要した費用の100分の50に相当する額を一企業に対し一回限り50万円を限度に助成ということで、基本的にはこういった条文になってございます。

ただし書のところで今回村としては特産品開発をさらに推し進めたいという思いもございまして、ただしふるさと納税返礼品として登録されたものについては、回数に制限を設けないということにしております。基本は一企業に対し一回限りということですので、先ほどから出ております青天井にいくらかでもという内容にはなってございませんので、御理解をいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第8号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第10、議案第9号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一

部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（児玉眞澄君） 日程第11、議案第10号、占冠村青少年問題協議会条例を廃止する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 聞くとところによるとこの条例が残されているのは上川管内で東川町と占冠村の二つだけということです。

一つ聞きたいのが全道的に見るとどの程度廃止されないで残っているところがあるのかどうか。

二つ目でこの条例廃止が遅れた理由を説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（石坂勝美君） 木村議員の御質問にお答えします。

私どもの調査では上川中南部のみの自治体で調査をかけたものですから全道的な数字というのは押さえておりません。

あともう一つ遅れた理由ということなんですけども、平成26年に地方青少年問題協議会法というものが改正されてその時にこの青少年問題協議会の設置や運営が各自治体の判断に委ねられるようになったということでございます。

これ以降、随時各自治体で廃止するという流れが起こってきたのかと。一気にというよりは段階的に起こってきたのかというふうに思っております。

占冠村では今まで時間がかかったということなんですけども、状況を見極めながら青少年問題協議会、毎年開催しておりましたから、他の団体の協議と並行してこれらについても協議をしてきていたということかと思っております。

それで協議の中で、議題、報告事項等を踏まえて、現在いろいろな問題に対応するための役割として薄れてきたというところが分かったということで、今回廃止の条例ということで提案をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、占冠村青少年問題協議会条例を廃止する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎休会

○議長(児玉眞澄君) お諮りします。

議事の都合により、3月10日及び3月11日の2日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、3月10日及び3月11日の2日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年4月30日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 下川 園子

占冠村議会議員 藤岡 幸次

令和8年第2回占冠村議会定例会会議録（第4号）

令和8年3月12日（木曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議案第18号 | 令和8年度占冠村一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第19号 | 令和8年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第20号 | 令和8年度村立診療所特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第21号 | 令和8年度占冠村介護保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第22号 | 令和8年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第23号 | 令和8年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第24号 | 令和8年度占冠村簡易水道事業会計予算 |
| 日程第8 | 議案第25号 | 令和8年度占冠村公共下水道事業会計予算 |
| 日程第9 | 同意案第1号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | | 閉会中の継続調査申出 |

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	7番	小尾雅彦君			

○欠席議員（1人）

6番 小林潤君

○出席説明員

（長部局）

占冠村	長	田中正治	副	村	長	松永英敬
総務課	長	三浦康幸	企画商工課	長	平岡	卓
農林課	長	鈴木智宏	建設課	長	岡崎	至可
住民課	長	伊藤俊幸	福祉子育て支援課	長	石坂	勝美
トマム支所	長	阿部貴裕	会計管理者	合	田	幸
総務担当主幹	野原大樹		財務担当主幹	橘		佳則
職員厚生担当主任	伊東滉起		税務担当主幹	小瀬	敏	広
企画担当係長	鈴木隼		商工観光担当主幹	竹内	清	孝
広報統計担当係長	大谷淳貴		地域振興対策室主幹	松永	真	里

農 業 担 当 主 幹	杉	岡	裕	二	林 業 振 興 室 係 長	坂	本	龍	哉
建 築 担 当 主 幹	嵯	峨	典	子	環 境 衛 生 担 当 主 幹	蠣	崎	純	一
下 水 道 担 当 主 幹	中	島	辰	男	戸 籍 担 当 主 幹	細	川	明	美
戸 籍 担 当 主 幹	八	木	香	織	国 保 医 療 担 当 係 長	久	保	璃	華
保 健 予 防 担 当 主 幹	岡	本	叔	子	村 立 占 冠 診 療 所 主 幹	佐	々 木	智	猛
社 会 福 祉 担 当 係 長	川	口	晃	平	介 護 担 当 主 幹	佐	久 間		敦
子 育 て 支 援 室 主 幹	森	田	梅	代					
(教 育 委 員 会)									
教 育 長	多	田	淳	史	教 育 次 長	木	村	恭	美
社 会 教 育 担 当 主 幹	上	島	早	苗	学 校 教 育 担 当 係 長	渡	邊	舞	子
(農 業 委 員 会)									
事 務 局 長	鈴	木	智	宏					
(選 挙 管 理 委 員 会)									
書 記 長	三	浦	康	幸					
(監 査 委 員)									
監 査 委 員	藤	本	重	克	監 査 委 員	下	川	園	子
事 務 局 長	高	桑		浩					

○出席事務局職員

事 務 局 長	高	桑	浩	係	長	田	中	健 士 郎
---------	---	---	---	---	---	---	---	-------

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。

本定例会の日程最終日となりますが、本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第18号から

日程第8 議案第25号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第18号、令和8年度占冠村一般会計予算の件から日程第8、議案第25号、令和8年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件、8件を一括議題とします。

はじめに本件について、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長、小尾雅彦議員。

○予算特別委員長（小尾雅彦君） 予算特別委員会から審査の経過、結果について報告いたします。

本委員会は、令和8年3月6日付けで議長を除く7名の議員をもって設置され、議案第18号、令和8年度占冠村一般会計予算から議案第25号、令和8年度占冠村公共下水道事業会計予算までの件、8件について議案審査の付託を受け、去る3月11日に審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の観点から質疑、討論が行われました。

討論終了後、議案ごとに起立による採決を

行った結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、別紙委員会審査報告書につきまして、説明を省略させていただきます。

各執行機関におかれましては、審査中に述べられた意見を十分留意され、予算の適切な執行に当たられますようお願い申し上げ、審査の経過及び結果についての報告といたします。

○議長（児玉眞澄君） 昨日の長時間にわたる審議、大変御苦労さまでした。

これで委員長報告を終わります。

なお、委員会報告に対する質疑については、これを省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第18号、令和8年度占冠村一般会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第19号、令和8年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第19号は委員長の報告の

とおり可決されました。

これから、議案第20号、令和8年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第21号、令和8年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号、令和8年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号、令和8年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号、令和8年度占冠村簡易水道事業会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、令和8年度占冠村公共下水道事業会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第9 同意案第1号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第9、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議案書141ページになります。

同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を御説明いたします。

本年3月17日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員について、新たに窪田敏雄氏を委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、昭和47年、占冠村役場に奉職以来、役場職員として強い責任感と誠実を旨として職務にあたられ、役場を定年退職されてからも、様々な地域活動などを通して地域に貢献され、人格、見識高く村内の状況にも詳しく適任と考えております。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

任期は、令和8年3月18日から令和11年3月17日まででございます。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案についてこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、同意案第1号はこれに同意することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） 日程第10、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、御手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって本定例会に附議された事件は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和8年第2回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時12分

◎日程第10 閉会中の継続調査申出

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年4月30日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 下川 園子

占冠村議会議員 藤岡 幸次